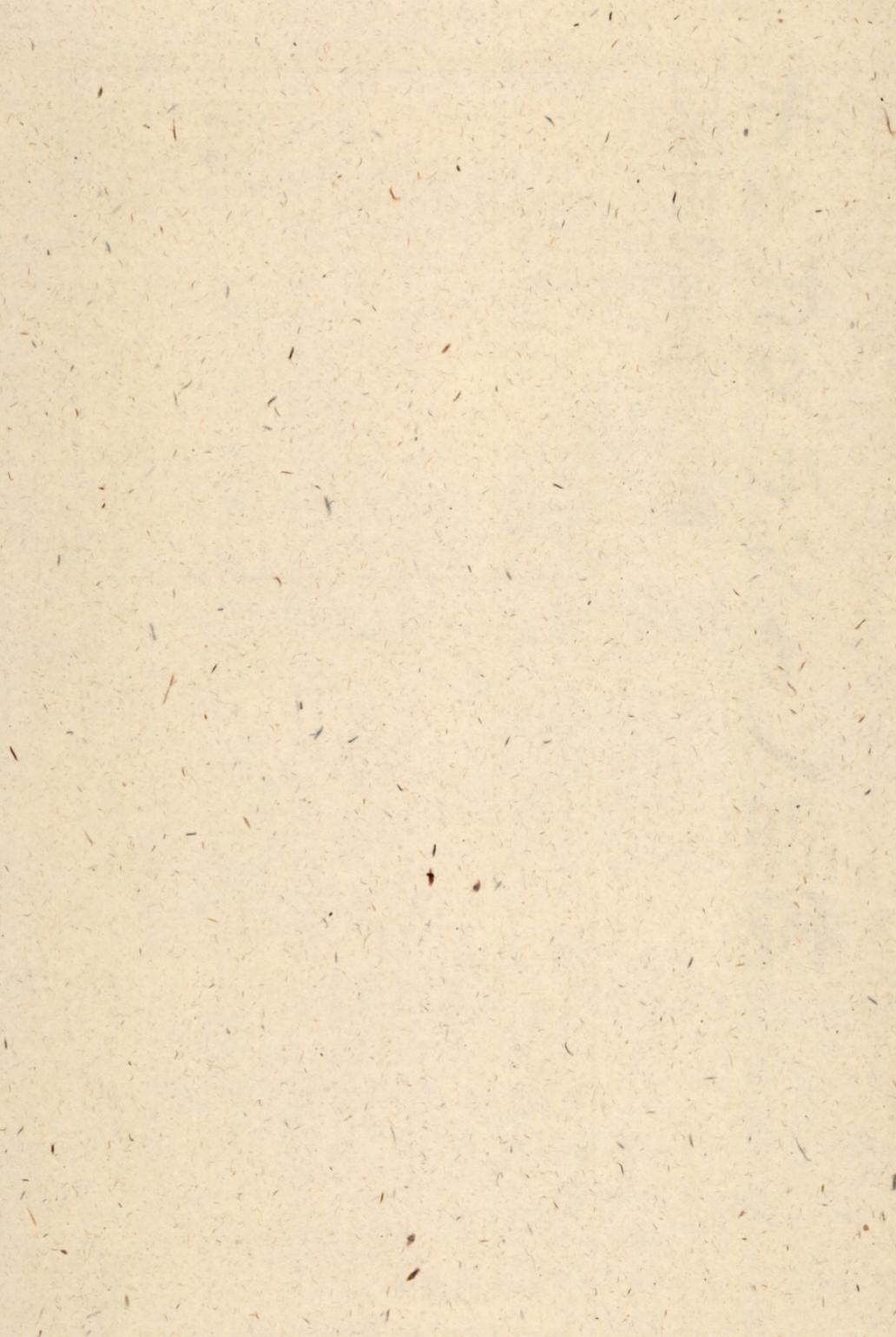


租税理論研究叢書 6



日本租税理論学会編

キャピタルゲイン課税



租税理論研究叢書 3

キャピタルゲイン課税

日本租税理論学会編

本学会の第四回大会は一九九二年二月五日（土）に東京・日本大学会館において行なわれた。シンポジウムのテーマは「キャピタルゲイン課税」であった。財政学から内山昭会員、税務会計学から畑山紀会員、税法学から田中治会員により、それぞれ問題提起の報告が行なわれた。これを受けて、活発な討議が行なわれた。個別報告として石村耕治会員から「納税者番号制と人権」、川瀬光義会員から「台湾の土地増値税改革をめぐる」、高井家治会員から「キャッシュフロー・ベース課税と価値生産所得課税の提唱」が、それぞれ報告された。

直接税の課税のあり方として財産課税のあり方が現代社会においてとりわけて重要となっている。キャピタルゲイン課税の問題は、その一環である。本号は、以上の第四回大会の成果を収録するものである。

「書評」を小山廣和会員、「随想」を鷺見友好、安藤実の両会員にお願いした。

所得税の大幅減税を口実として消費税の税率引上げ論が昨今主張されている。私たちは、消費税の税率引上げ論の真の背景と「本質」を洞察しなければならぬであろう。

一九九三年一月

キャピタルゲイン課税 目次

はしがき

I シンポジウム キャピタルゲイン課税

1 法人のキャピタルゲインへの独立課税

—租税論からの問題提起—

内山 昭 11

2 税務会計学からの問題提起

畑山 紀 37

3 キャピタルゲイン課税

—税法学からの問題提起—

田中 治 62

討論

90

〔司 会〕 池上 惇・小山廣和

〔参加者〕 井上久彌・内山 昭・北野弘久・三木義一・

新井隆一・太田一男・畑山 紀・田中 治・大橋為宣・

大山明雄・坂野光俊・谷山治雄・富岡幸雄・小谷義次

II 個別報告

1 納税者番号制と人権

—政府プランは“国民背番号制”の裏口導入案—

石村 耕治 141

- 2 台湾の土地増値税改革をめぐる
3 キャッシュフロー・ベース課税と

価値生産所得課税の提唱

川瀬 光義 164
高井 家治 181

討論

〔司会〕 中村芳昭

〔参加者〕 北野弘久・石村耕治・三木義一・小山廣和・
鷺見友好・安藤 実・川瀬光義・井上久彌・高井家治・
谷山治雄

III 書評・随想

〔書評〕 三木義一著『現代税法と人権』

小山 廣和 233

〔随想1〕 構造的腐敗について思うこと

鷺見 友好 254

〔随想2〕 「改革」ばかり、七つの疑問

安藤 実 258

日本租税理論学会規約

日本租税理論学会役員名簿

I
シンポジウム
キャピタルゲイン課税

〔一九九二年二月五日第四回大会・日本大学〕

1 法人のキャピタルゲインへの独立課税

—租税論からの問題提起—

はじめに⁽¹⁾

キャピタルゲインは、今日の経済における致富の基本源泉の一つである。それは一般に資産価値の増価ないし値上がり益を指し、現代資本主義においてその主要形態は、株式・土地という擬制資本の増価である。小論はキャピタルゲインの諸形態のうち、法人が株式を通じて獲得するゲイン（法人所有の株式、エクイティファイナンスなどの場合）への課税問題を分析の対象とする。ここには当然、株価にあらわれる土地のキャピタルゲインが含まれているが、法人が所有する土地自体のそれは、さしあたって分析の対象外におかれる。

株式のキャピタルゲインを獲得する主体は、いうまでもなく個人と法人である。これまでキャピタ

内山 昭
(九州国際大学)

ルゲイン課税問題というと、個人のそれが主にとりあげられ、法人のそれが焦点になることは少なかった。⁽²⁾しかしながら成熟した資本主義、とりわけ日本のように株式所有の法人化、法人間の株式相互持ち合いが進展してくると、法人が獲得するキャピタルゲインへの課税問題の重要性はきわめて高い。小論では、個人へのキャピタルゲイン課税との整合性をふまえて、法人にたいする固有のキャピタルゲイン課税に根拠があるかどうか、根拠をもつとすればどのような課税方式が考えられるかを検討する。

一 キャピタルゲイン課税における個人と法人

現代資本主義におけるキャピタルゲインの主要形態は、擬制資本の増価、すなわち株式などの有価証券や土地の増価ないし値上がり益である。法人の土地所有が進行している日本などの諸国では、地価上昇つまり土地のキャピタルゲインが株式価格に反映されるということが広範にみられる。これをふまえて株式、土地にかかるキャピタルゲインを個人、法人という所有主体別に分類すると、六つの主要な存在形態が得られる。

キャピタルゲインは実現されようと未実現であろうと、資産元本の増価あるいは経済的力能の増大であることに変わりがない。キャピタルゲインの実現時に、未実現のそれへの課税分を税額控除すれば二重課税を回避できるし、課税を理由とした売り急ぎや売却の延期は起こらない。原理的に「凍結

表1 キャピタルゲインの存在形態

	株 式 価 格		土 地 価 格
	※企業利潤	土 地	
個 人	1	2	3
法 人	4	5	6

※ 現在および将来の企業利潤を反映する。

効果」(Lock-in Effects)の問題を克服せざるを得ないところがある。個人、法人のいずれについても実現、未実現のキャピタルゲインを課税対象とすべきだというのが、われわれの基本的立場である。

わが国の株式上場会社(外国会社をのぞく)は、一九九二年三月末現在二、一〇六社、総株式数は三、四三六億株、単位数ベース(一九八五年より実施)で四億〇、五七七万単位である。単位数以上を所有している総株主数(延べ人数)は二、七二五万人で、このうち個人が約二、六〇〇万人、事業法人八三万社、外国人(個人、法人の合計)一九・六万人となっている。延べ人員でみた個人株主数二、六〇〇万人余について、全国証券取引所協議会は、「平成三年度証券貯蓄の調査レポート」(証券広報センター)にもとづいて、実個人株主数は約九八二万人であると推計している。

九八〇万人余の個人株主が所有する株式のウェイトは、一九八〇年代後半以来、単位株式数ベースで二二・二三％(一九九二年三月末、二三・二％)、市場価格ベースで二〇％程度(同、二〇・三％)である。個人が獲得するゲインも、ほぼこの数値に照応すると推定して大過ないものと考えられる。

周知のようにシャウプ税制勧告(一九四九年)は、精緻な平均化措置とともにキャピタルゲインの全額総合課税を日本政府に勧告し、それは実施に移された。しかし、一九五三年の改正で有価証券のキャピタルゲインは、資本市場の育成を理由に非課税になった。一九六一年の改正で、大口かつ継続的

取引にもとづく株式譲渡益Ⅱ実現キャピタルゲインが課税対象にされたというものの、それは建前上のことにすぎず、ほとんどの株式譲渡益は一九八八年の抜本的税制改革まで、事実上非課税のままであった。

「一九八七―八八年税制改革」において、個人にかかる有価証券キャピタルゲインが原則課税となった。その方式は申告分離課税（一律二六％、うち地方税分六％）を本則とするが、証券業者にたいしてか、または証券業者等への委託による株式等の譲渡所得については、源泉分離課税を選択できるというものである。

後者の方式は譲渡価額の五％（転換社債等は二・五％、信用取引は差益）相当額を譲渡益とみなし、二〇％の税率つまり譲渡価額の一％を源泉徴収する。譲渡益を売上代金の五％とみなすのは、実際の水準と比較してもあまりにも低すぎる。またこの方式を選択した場合、本人確認および支払調書の提出は不要であり、税務当局は取引に要した資金源把握の手段を自ら失なうことにもなる。このため申告分離方式の選択者は、一部の場合たとえば非上場株式の譲渡益を受けたもの、譲渡損を生じたものなどに限られ、源泉分離方式の選択者が大部分を占める結果とならざるをえない。

「八七―八八改革」におけるキャピタルゲイン課税が不十分、不徹底であることは、多くの論者において異論がない。しかし、それはやむをえないという悲観的な見方と^⑧そうではなくてより合理的な課税方式が存在するという見方に、その評価は分かれる。八田達夫教授（大阪大学）は、有価証券のキャピタルゲイン課税を資産所得税全体の改革の一環に位置づけ、課税の徹底を主張する代表的論者

である。

同教授はまず、キャピタルゲイン税は、未実現のキャピタルゲイン課税である「増価税」と実現時課税の「譲渡益税」の二つから成り、本来は資産を売却する以前でも値上がり益が発生した時点で「増価税」を課税すべきだとする。しかし納税のさいキャッシュフローの問題があるため、売却以前に値上がり益税をかけるのは現実的に難しい。資産を分割してその一部を売却せねば税を払えないという事態が発生しうるが、資産分割は多くの場合そう容易ではないからである。このため、値上がり益が発生した年に課税せず、実際に売却した時点で「売却益税」（キャピタルロスにたいする損失相殺を認める）をかける他はないとする。この場合売却しなければ徴税できないことになるが、これにたいしては、死亡あるいは贈与時点でゲインが実現されたとみなして課税し、相続税や贈与税は、キャピタルゲイン税を支払った後の資産に課税するというのである。

このような考え方のもとに、八田教授が主張するのが「スーパーマル優付き一律分離課税」である。それは、源泉一律分離課税と低所得者のための申告総合課税との選択制をその内容とする。前者は年々の全金融資産所得に一律二〇％課税することを想定したうえで、値上がり益にたいして「実効税率二〇％での源泉分離課税」、つまり実効税率が二〇％になるように売却時に保有期間と売却益率に応じた譲渡益税を、証券会社が源泉徴収するというものである。これは、毎年支払われるべき増価税を資産売却時まで利子付きで延納する制度と同じとなる。たとえば二〇％の利子税率と中立的な譲渡益税率は、七年間保有した株式の譲渡益が五倍のとき三三・二％になる。（表2、八田著『直接税改革』

表2 20%利子税率と中立的な譲渡益税率

(%)

売却益/ 元金 期間 (年)	0.1	0.2	0.5	1	5	20	50	100
1	<u>20.0</u>	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
2	20.4	<u>20.7</u>	21.6	22.7	26.7	30.3	32.1	33.1
4	20.6	21.1	<u>22.5</u>	24.3	31.1	38.1	42.3	45.0
7	20.7	21.3	22.9	<u>25.0</u>	33.2	42.1	47.6	51.4
20	20.7	21.4	23.2	25.6	<u>35.1</u>	45.8	52.7	57.5
30	20.7	21.4	23.2	25.7	35.4	<u>46.5</u>	53.6	58.6
40	20.8	21.4	23.3	25.7	35.6	46.8	<u>54.1</u>	59.2
50	20.8	21.5	23.3	25.8	35.7	47.7	54.4	<u>59.5</u>

$$\text{税率} = 100 \times [G + 1 - \{0.8 \cdot (G + 1)^{1/t} + 0.2\}^t] / G$$

ただし、tは期間(単位:年)でGは売却益/元金。

〔出所〕八田達夫『直接税改革』(1988年)96頁。

一九八八年、九三〜九七頁)

この工夫は、課税による「凍結効果」(Lock-in Effects)を取り除くことを可能にする。売却益税率と利子税率が等しい場合、利子税率と増価の実効税率は均衡しない。資産を長くもてばもつほど増価価値上がり益の実効税率は低くなるからであり、この点には有価証券を売り洩らせる効果をもつ。しかし、保有期間に関係なくキャピタルゲインにたいする実効税率を一定にする「売却時中立課税方式」(八田教授)の下では、譲渡益と利子所得にたいする課税方法が実質的に同じになるため、凍結効果がなくなるのである。⁽⁴⁾

他方では社会的弱者にたいする配慮として、所得税率二〇%未満の低所得者が確定申告によって総合課税を選択でき、源泉徴収税を還付するようにする。この場合、申告を容

易にするために、ごく簡単な申告書が用意されねばならない。これによって一方では所得税率二〇％以下の所得層は、実質的に総合課税となるが、高額所得層では労働（給与）所得税率の方が資産所得の税率より高くなる。

課税の実効性を保障するのは、キャピタルゲインの正確な捕捉であるが、このためには納税者番号の導入が不可欠の前提である。この番号にどのような性格をもたせるかということが問題であるが、同教授がさしあたって提案しているのは「資産取引者番号」であって、労働所得をも対象とする番号、いわゆる「国民総背番号」制は当然採用すべきではないとしている。この納税者番号が口座開設時に登録され、証券会社本店はデータを二〜三日おきに国税庁に納入することになる。

八田教授のキャピタルゲイン課税論の首尾一貫性、徴税技術上の困難の解決、明解な凍結効果回避の論理にたいして、われわれは高く評価すべきであろう。実現、未実現両様のキャピタルゲインを視野に入れた課税方式論を展開していること、いまだ未成熟であるとはいえキャピタルゲイン税Ⅱ譲渡益税を個人だけでなく、法人所有の株式についても適用するとしている点に、私はとくに注目しておきたい。

しかしながらわれわれは、教授の展開の根底にある所得課税論に同意できない。そのフレームワークは、法人擬制說的法人税論を前提とした個人所得税中心主義である。それはたとえ、次の叙述に明瞭に示されている。「株の値上がり益は、配当された残りの内部留保を反映している。……したがって、値上がり益に直接課税できないならば、内部留保に課税すればよいということになる。……元

来は値上がり益に課税すべきことを、間接的に法人税で課税しているのだといえる。したがって、増価税ないし譲渡益税を新設しても、法人税をそのまま存続させるならば、二重課税となる⁽⁶⁾。これは結局のところ、理論的には法人税廃止論、現実的には法人税率の引き下げ論とならざるをえない。

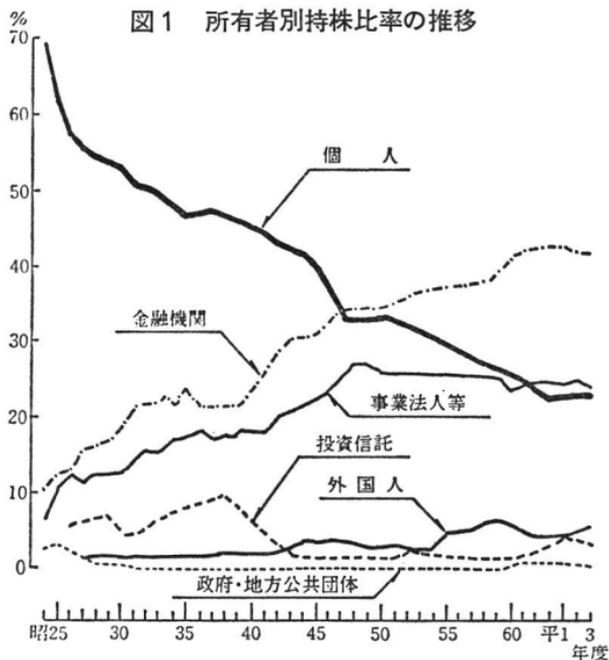
このような考え方は、シャウプ勧告のそれとほぼ同じである。異なるのは、勧告がキャピタルゲインの全額課税を含む総合所得税を強調していたのにたいして、八田教授はそれに否定的だということである。教授は「私自身は所得税中心主義ではあるが、総合所得税案はとらず、労働所得税の税率と資産所得税の税率が異なってもよい」(八田、前出書九〇頁)と明言し、分類所得税とそのもとでの累進課税を主張しているからである。

しかし、現代資本主義における巨大株式会社の実態、とりわけ日本のそれを考えると、擬制説的理論構成は説得力を欠く。現代の株式会社は強固な実体的基礎をもっており、このことは法人税や独立のキャピタルゲイン課税の根拠をなしているからである。

二 法人キャピタルゲインへの独立課税の根拠

法人における有価証券譲渡益は、わが国においても、従来より損益通算システムのもとで課税対象となってきた。ここでは譲渡益を加えても赤字決算となる法人企業は、結果的に譲渡益課税を免れる。しかもこの赤字法人は、企業数でみて全体の半分(一九九〇年度、一〇〇・五万社、四八・四%)近

図1 所有者別持株比率の推移



〔注〕昭和60年度以降は、単位数ベース。金融機関は投資信託を除く。

〔出所〕全国証券取引所協議会『平成三年度株式分布状況調査』(1992年8月)

いという多数にのぼる。さらに未実現のキャピタルゲインが課税対象外であるのはもちろんである。われわれはこのようなあり方が望ましくないと考え、法人のキャピタルゲインへの独自課税を構想する。以下、株式のそれを主として検討するが、株式にあてはまることは、概ね有価証券一般について同様であることをことわっておきたい。

独自課税論の根拠は、まず株式所有の法人化が著しく進行し、法人企業が株式の圧倒的部分を所有していることにある。株式所有の法人化とは、銀行などの金融機関や事業法人が株式を所有するようになることを指す。それは日本では、一九四九年の証券取引所の再開直後からはじまり、一九五〇年代および一九六〇年代から七〇年代前半にかけて急速に進行した。金融機関(除投資信託)と事業法人等の持株比率(株式数)は、一九六八年に五〇%をこえ(前者三〇・三%、後二一・四

％、計五一・七％）、一九七二年以降は六〇％以上（三三・八％、二六・六％、計六〇・四％）となった。八〇年代後半から現在にはほぼ六六～六七％（前者四一～四二％、後者二五％前後）で安定的に推移している。（図1参照）

市場価格ベースで見ると法人の株式所有の比率は、さらに二～三％高く、金融機関と事業法人等の合計は六九～七〇％に達する。金融機関のウェイトはむしろ二～二・五％低いのであるが、事業法人等のそれが四～四・五％も高いためである。このことは、事業法人が大体において株価の高い株式を保有していることを示すものに他ならない。このように、日本の株式は、数量で約三分の二、市場価格ベースで七〇％近くを法人企業が所有しているのである。（表3参照）

法人の株式所有には機関投資家のそれが含まれているが、厳密に法人所有という場合これを除く必要がある。奥村宏教授の推定によれば、投資信託、特定運用金銭信託、ファンドトラストや年金基金の所有分などの機関所有は一〇％未満だという。同教授はまた、日本の生命保険会社や損害保険会社（一九九二年の持株比率二三・二％、四・〇％）は実質的に機関投資家と言えず、法人所有の性格が強いと指摘している。その理由は、アメリカなどとはちがって株式の値上がり益が社内に「含み益」として蓄積され、保険契約者にはほとんど還元されていないからであり、さらに法人企業と同じように安定株主として所有している株式が多いからである。（奥村宏『法人資本主義―「会社本位」の体系』一九八四年、五六頁）

他企業の株式を保有している法人が、持株比率にほぼ照応してキャピタルゲインを獲得していると

表3 株式数、市場価格ベースでみた所有者別持株比率の推移

(各年度末、単位%)

	1980		1983		1985**		1988		1989		1990		1991	
	株式数 %	市場 %												
① 金融機関計	38.8	38.2	39.0	37.4	42.2	39.8	45.6	44.1	46.0	43.5	45.2	43.0	44.7	42.8
うち銀行・信託銀行	17.3	17.5	17.9	17.2	19.6	18.4	22.1	21.4	22.1	21.3	21.7	20.9	21.7	20.9
生命保険会社	12.5	11.5	12.7	11.7	13.5	12.3	13.1	12.6	13.1	11.8	13.2	12.0	13.2	12.2
損害保険会社	4.9	4.6	4.8	4.2	4.5	4.1	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	2.9	4.0	3.9
投資信託	1.5	1.9	1.0	1.5	1.3	1.7	3.1	3.1	3.7	3.7	3.6	3.7	3.2	3.4
② 非業法人等	26.0	26.2	25.9	27.6	24.1	28.8	24.9	29.0	24.8	29.5	25.2	30.1	24.5	29.0
③ 証券会社	1.7	1.5	1.9	1.7	2.0	1.9	2.5	2.3	2.0	2.0	1.7	1.7	1.5	1.5
④ 個人	29.2	27.9	26.8	24.2	25.2	22.3	22.4	19.9	22.6	20.5	23.1	20.4	23.2	20.3
⑤ 外国人*	4.0	5.8	6.3	8.8	5.7	7.0	4.0	4.3	3.9	4.2	4.2	4.7	5.4	6.0
⑥ 政府・地方公共団体	0.2	0.4	0.2	0.3	0.8	0.3	0.7	0.4	0.7	0.3	0.6	0.3	0.6	0.3
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 外国人は個人と法人の合計 ** 1985年以降は、単位数ベース

【出所】全国証券取引所協議会『平成三年度株式分布状況調査Ⅰ(1992年8月)』

考えられるが、そのなかで実現キャピタルゲインの占める割合は相対的に小さい。一九九一年に株式の売りは八一五億株であったが、このうち事業法人等、銀行、生・損保合計の売りは約三三四億株、全体の四一・〇％であり、事業法人等だけでみると、九・五％にすぎない。市場価格ベースの持株比率六六％、二九・〇％と比較してかなり低い数値になっているのである。個人の売りのウェイトが二二・九％（一九九〇年は二四・七％）と持株比率二〇・三％（市場価格ベース、一九九〇年は二〇・四％）より二・六％（同四・三％）も高いのとは対照的である。このことは法人のキャピタルゲイン課税において、未実現のそれへの課税問題の重要性がより高いことを表わしている。

ついで今日の法人が実体的基礎をもつ存在であることは独立課税論を確固たるものにする。現代の株式会社とその利潤の性格をどのようにみるか、つまり法人擬制説、實在説のいずれの立場に立つか、そして法人税の根拠をどのように考えるかという問題と深くかかわっている。この問題の決着は形式論理的に難しい面があるが、そうであっても独立課税の構想は可能である。というのは、法人企業が大量の株式を保有して巨額のキャピタルゲインを獲得する主体であることに加えて、実体的存在であることが明らかであれば十分であると考えからである。

二十世紀後半段階の日本企業や経済体制についての主な理論は、大企業實在論でほぼ一致しており、これを基礎として理論を構成している。奥村宏氏の法人資本主義論（『法人資本主義——「会社本位」の体系』一九八四年）、松本厚治氏の企業（資本）主義論（『企業主義の興隆』一九八三年）、宮崎義一氏のコーポレート・キャピタリズム論（『現代企業論入門』一九八五年）、東大社研グループの会社（資本）主義

論『現代日本社会』全七巻、一九九一、九二年、馬場宏二、橋本寿朗、柴垣和夫、渡辺治などの各氏）がそれである。その実体的基礎は以下の諸点に見い出される。⁶⁾

第一点は、企業経営の支配権が個人株主ではなく経営管理層によって掌握されていることである。

これはバーリー・ミンズの研究（“The Modern Corporation and Private Property” 1932）以来、企業の所有と経営・支配の分離として広く承認されている。現代の大企業では、個々の株主の持分比率は小さく分散しており、多くの場合企業経営を左右できるような個人大株主は存在しない。他方、企業利潤の内部留保を中心に交際費やさまざまなフリッジベネフィットを基盤として、経営の支配権は専門的経営者の手に移っている。これが高度に発展している日本では、一般株主だけでなく相当量を保有する個人株主にしても、その所有権は事実上配当請求権にすぎなくなっている。

第二に、法人企業それ自体が巨大な純資産（正味資産）の実質的な所有者だということである。経済企画庁『国民経済計算年報』（一九九二年版）によると、九〇年末の国富は三、四九一兆円、のうち法人部門のそれは六八二兆円、全体の一九・五%を占める。法人部門の内訳は非金融法人企業六〇〇・五兆円、一七・二%、金融機関八一・七兆円、二・三%である。企業部門とりわけ大企業に集中して存在する資産は企業自体に属するのであり、それらにたいする支配権、処分権は経営者層に委ねられているのである。

第三に、大企業のほとんどは企業系列、企業集団という企業間結合を通じて、全面的あるいは部分的に他企業にたいする支配権をもっている。系列は子会社、関連会社への役員派遣や株式所有を基礎

とした文字通りの支配従属関係であり、企業集団は株式相互持合いの裏付けをもつメンバー諸企業が他の企業にたいする部分的支配関係を有するという関係である。後者は奥村宏氏によって「多数対一の支配・被支配の構造」または「多角的相互支配システム」と名付けられているものである。

さらに、経営者層の株式所有のウェイトはそれほど高くはないとしても、かれら自身すでに大量の株式所有者に成長しており、個人大株主のグループを形成している。このことは、今日の経営者層が自己所有および自らの支配する法人の株式所有によって、二重の意味で大株主であることを示している。

論者のなかには、新古典派経済学の企業理論に従って経営管理層による企業支配の現実を認めながらも、企業の内部留保や資産は最終的に個人株主に帰属するとの見方があることも事実である(たとえば岩田規久男『ストック経済の構造』一九九二年)。しかしこの点は、日本の法人企業についてはとくに、形式的なことにすぎないといわねばならない。

三 一律源泉分離課税と有価証券増価税

(一) 基本的考え方

独立税として法人のキャピタルゲイン税を提起するにあたって、その前提となる考え方を改めて確

認しておきたい。第一にキャピタルゲインは資産元本の増価であり、通常の要素所得とは異なる性質をもつことを重視し、所得税や法人税とは別個にその課税方式を構想する。当然のことながら、キャピタルゲインは利子、配当などと同じように金融資産からのゲインであるから、課税の中立性が保持されるように税率や負担の水準が設定されなくてはならない。

個人のキャピタルゲイン課税は国際的にみると、分離課税方式と所得税システムでの総合課税方式がある。⁽⁷⁾前者はその性格上、比例税率になることが多いが、後者では累進税率の適用をうけることに配慮して、全額課税されることは少なかった。アメリカのレーガン税制改革(一九八六年)において、全額総合課税が実現したが、これは限界税率が大幅に引き下げられ(五〇%→二八%)、ブラケットもそれまでの一四から二段階(二五%、二八%)に縮小されたことによるところが大きい。法人税は多くの諸国で比例税率が一般的であり、累進税率があってもきわめて軽度であるから、キャピタルゲインへの独立課税を導入しても、税率上の問題はほとんど生じないと考えられる。

第二に、実現、未実現両様のキャピタルゲイン課税を追求することである。そうでなければ、「凍結効果(Lock-in Effects)」の問題をクリアできないし、キャピタルゲイン課税そのものおよび個人、法人両課税の首尾一貫性を確保できないからである。現在までのところ、個人、法人とも未実現のキャピタルゲイン課税を実施している国はないといわれている。とくに所得税の総合課税の枠内では、それは著しく困難である。しかし、一律分離課税を採用すれば、八田教授が主張するように売却時中立課税方式によって実質的にそれが可能であり、相続・贈与時点でキャピタルゲインが実現した

とみなして課税できる。総合所得税を志向しつつも、われわれが当面一律分離課税を選択せざるをえない理由の一つは、この点にあった。しかし、法人については売却が相対的に少なく、また自然人のように死亡ということがないから、キャピタルゲインが実現したとみなせる機会もそれだけ少ない。したがって、未実現のそれへの課税問題は、法人においてはるかに高い重要性をもっているのである。⁽⁹⁾

第三に、キャピタルゲインそれ自体に課税の必然性があり、したがって法人のキャピタルゲインを損益通算システムのもとにおくべきではない。言い換えると、事業収益の赤字ゆえにキャピタルゲインが課税を免れることを認めないことである。土地、株式のいずれにおいても、それらの値上がりは将来の収益期待を基礎とし、反映したものであるが、法人企業の期待される収益の多くは現在および将来の政府の財政的諸活動に支えられている。具体的には一方で、産業基盤整備や研究開発投資などは企業活動と直接的に結びついており、他方では生活環境整備、教育、社会保障にかかわる財政的諸活動は、労働力の育成や維持を通じて企業活動を間接的に支えているのである。一九八〇年代こそ、新自由主義的経済思想が大きな影響力をもつなかで、国家活動の抑制が追求されたけれども、今日の政府の経済的活動は広範囲で、高い水準であることに変わりはない。このような意味において、法人のキャピタルゲインは損益通算に解消することなく、独自に課税すべきだと考えるのである。⁽¹⁰⁾

第四に、個人の場合と同様に法人のキャピタルゲインの捕捉体制の整備が不可欠の前提条件である。この点は、法人数が個人と比べるときわめて少なく、また法人企業の会計記帳を活用できるか

ら、個人課税においてよりもはるかに容易である。法人数は、一九九一年末現在二〇七・八万社、そのうち株式会社は一〇五・四万社である。他社の株式を所有する法人は、延べ数で一二四・六万社（一九九二年三月）であるが、法人は一般に複数の企業の株式を保有しているから、その実数はさらに少ないとみなせるのである。

これらの諸点をふまえて、われわれは原則として一律源泉分離課税と有価証券増価税をワンセットにした課税方式の導入を提起したい。換言すると、キャピタルゲイン課税を通常の所得税、法人税の枠内ではなく、一種の独立税として取り扱うということである。国際的にみても株式所有の法人化が顕著で、しかも法人企業が強固な実体的基礎をもつ日本では、この方式の有効性、現実性は明らかに高いのである。

(二) 一律源泉分離課税

法人のキャピタルゲイン税は、まず有価証券譲渡益を課税標準とし、「実効税率三〇%」（資産所得税率三〇%の想定の下で）の一律源泉分離課税とする。実効税率を一定にするというのは、八田達夫教授が「売却時中立課税」と呼ぶ方式であり、保有期間が長いほど税率を上昇させて、保有期間に関係なくキャピタルゲインにたいする税負担率を同じにする仕組みである。別言すると、毎年支払われるべき増価税を資産売却時まで利子付きで延納する制度と同じになる。これによって、有価証券譲渡益と利子所得に対する課税方法が実質的に同じとなるため、少なくとも理論上凍結効果が除去され

表4 30%利子税率と中立的な譲渡益税率

(%)

売却益/元金 期間(年)	0.1倍	0.2	0.5	1	5	10	20	50
1	<u>30.0</u>	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
2	30.5	<u>31.0</u>	32.1	33.6	38.8	41.3	43.5	45.8
4	30.8	31.4	<u>33.2</u>	35.5	44.1	48.5	52.7	57.6
8	30.9	31.7	33.8	<u>36.5</u>	47.0	52.4	57.7	64.1
10	30.9	31.7	33.9	36.7	<u>47.6</u>	53.2	58.8	65.4
20	31.0	31.8	34.1	37.1	48.7	<u>54.8</u>	60.8	68.1
30	31.0	31.9	34.2	37.3	49.1	55.3	<u>61.5</u>	68.9
40	31.0	31.9	34.2	37.3	49.3	55.6	61.8	<u>69.4</u>

$$\text{税率} = 100 \times [G + 1 - (0.7 \cdot (G + 1)^{1/t} + 0.3)^t]$$

tは期間(年)、Gは売却益/元金

[注] 税率算出方式は、八田達夫教授による。

る。また税率水準が同じに設定されれば、各金融資産のゲインへの税負担は結果的にほぼ同程度となるのである。(表4参照)

エキイティファイナンス(新株発行を伴う資金調達)とりわけ時価発行増資においては、額面価格と時価との差額が創業者利得であり、実現キャピタルゲインとなる。転換社債やワラント債の場合には、やや複雑な問題(たとえば期間内に株式への転換が行なわれなかったり、新株交付の権利を行使できないことがありうる)を含むとはいえ、株式への転換や新株交付の時点が、それにあたる。エキイティファイナンスがひんばんに行なわれた八〇年代、法人企業はこれによって巨額のゲインを獲得することができた。それは、株価が下落・低迷している一九九〇年以降減少しているものの、株価水準が回復すれば、

企業の資金調達方法として再び一定の役割を果たすものとみられる。

法人への独立税であるキャピタルゲイン税は、法人企業の決算状況如何にかかわらず課税される。したがって、赤字法人には新たな税負担が生じ、反対に黒字法人は法人税率との差額だけ負担を軽減される。とはいっても、企業の経営状態が良好なとき、投機以外の目的で株式の売却がおこなわれることは少ないから、黒字法人の軽減額はそれほど多くないであろう。法人企業が株式売却益によって事業の赤字を埋め合わせることがあまり望ましくないことは、すでに指摘した通りである。損失の計上にとりわけ寛大なわが国の会計制度のもとでは、なおさらそうである。企業は本来、事業活動によって収益をあげるべきであって、株式投資を投機的に行なうことは決して健全な姿ではない。税制もまた、キャピタルゲインへの課税を通じて、法人の株式投機を抑制するシステムの一端を担うべきである。

ついでわれわれは、キャピタルゲイン税の不安定性ないし変動性の問題に言及しておかねばならない。一九七〇年から九〇年までの二一年間にキャピタルロスの方がゲインを上回ったのは、計六回あった。一九七〇、七四、七五、七七、八二、九〇の各年である。九一、九二年も国民経済全体ではマイナスであるともられ、このような年には税収が大幅に減少せざるをえない。他方、一九八〇年代後半のバブル経済の時期に株式のキャピタルゲインが一〇〇兆円をこえた年が三回ある。一九八六年の一・二兆円、八八年の一・七兆円、八九年の一・九兆円がそれである。そして九〇年には三・〇六兆円のロスが生じた。

このような変動は、激しい株式投機とその不可避的な結果ではあったが、その背後には安定株主という株式所有のあり方、エクイティファイナンスによる資金調達の盛行、過剰流動性、税制のありようといった構造的諸要因が存在した。たしかに、株価水準の騰落にともなう税収の変動を完全に除去することはできないとしても、適切な証券・金融・財政政策が選択されれば、なだらかな株価上昇を想定することは必ずしも非現実的ではない。キャピタルゲインを極端に優遇する証券税制が、バブル経済期の株式投機を促進した有力な原因であることをふまえると、個人、法人への適切かつ合理的なキャピタルゲイン課税は、明らかに投機抑制効果をもつとともに、税収の不安定性に一定の歯止めをかけるのである。

(三) 有価証券増価税と富裕税（純資産税）

実効税率が一定（たとえば三〇％）となるような譲渡益税（売却時中立課税）は、未実現のキャピタルゲインへの課税を含んでいるが、法人への課税はこれだけでは決して十分ではない。その最大の理由は、有価証券が売却されなければ、半永久的に課税が繰り延べられることにある。事業法人、金融機関を含めて大法人の株式所有の相当部分は、安定株主としての所有であるから、売却や譲渡の機会はかなり少ないと考えなければならぬ。この点に配慮して、われわれは未実現のキャピタルゲイン税として有価証券増価税の導入を提起する。

増価税と売却時中立課税の併存は、明らかに二重課税となるから、これを回避するために当然のこ

とながら、譲渡益税課税の際、増価税と子分を税額控除する。増価税の税率は、さしあたって譲渡益税率よりかなり低い一〇〇程度にせざるをえない。その理由の一つは、増価税ではキャッシュフローの問題があり、資産を分割してその一部を売却しなければ税を払えないことが起こりうることである。さらに、将来譲渡益税が控えており、低税率であっても中立性の保持に影響を与えないからである。増価税の存在は、課税の繰り延べに対するチェックの一つとなるから、この点では税収の安定性にも貢献しうる。

ところが有価証券の増価のみに課税すると、他の資産へのシフトが生じかねないという問題がある。つまり有価証券だけでなく、土地建物、貴石貴金属、美術品など資産の増価一般に課税しなければ、均衡が損なわれることである。この問題は富裕税ないし純資産税の創設によって解決される。富裕税の下では、有価証券増価税はその一部を構成することになる。譲渡益課税一般において、有価証券増価税の場合と同様に、富裕税の税額控除が必要となる。

地価税（税率〇・三％、一九九三年四月実施）の創設は、税率も低く土地投機の抑制効果に疑問があるだけでなく、課税方式として決して合理的なものではない。しかしながら反面、値上がりの激しい大規模土地所有にたいして、未実現のキャピタルゲイン税を要求する側面をもっていることも事実である。増価税の導入は地価税と類似の性質をもっており、富裕税創設以前に先行的に可能であることを強調しておきたい。

(四) 税収の推計

最近における株式キャピタルゲインは変動が激しかったので、平均値で税収額の推計を行う。一九八六年から九〇年にかけてのキャピタルゲイン（キャピタルロスを控除）は、二六一・九兆円、年間

(単位：10億円)

86	87	88	89	1990
121,380 (100.0)	76,048 (100.0)	177,491 (100.0)	193,590 (100.0)	-306,573 ※(100.0)
52,476 (43.2)	36,693 (48.2)	66,515 (37.5)	85,653 (44.2)	-106,773 (34.8)
36,910 (30.4)	9,320 (12.3)	56,969 (32.1)	42,769 (22.1)	-123,059 (40.1)
31,825 (26.2)	22,968 (30.2)	51,293 (28.9)	65,166 (33.7)	-76,745 (25.3)

平均五二・四兆円であった。九〇年はゲインがマイナスであるので、八年～八九年の各部門への配分割合の年間平均をとると、事業法人（非金融法人企業）四二・一％、金融機関二五・八％、家計（個人企業を含む）二九・六％である。五二・四兆円をこの比率でふり分けるとそれぞれ、二二・一兆円、一三・五兆円、一五・五兆円となる。（表5参照）。

税率二〇％として単純計算すると、税収額は一〇・二二兆円うち法人分は七・一二兆円である。実効税

表5 株式キャピタルゲインの推計額

	1981	82	83	84	85
合計	8,490	-7,033	30,184	37,069	33,783
(%)	(100.0)	※(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
うち事業法人	2,418	-4,961	13,901	16,380	12,591
(%)	(28.5)	—	(46.1)	(44.2)	(37.3)
うち金融機関	3,502	713	8,225	12,055	10,826
(%)	(41.2)	—	(27.2)	(32.5)	(32.0)
うち家計*	2,570	-2,784	8,057	8,649	9,793
(%)	(30.3)	—	(26.7)	(23.3)	(29.0)

*個人企業を含む ※合計がマイナスであるため、100分率は参考数値

〔資料〕経済企画庁『国民経済計算年報』1992年版

ストック編の調整勘定資産の株式欄を近似的に実現、未実現のキャピタルゲインとみなした数値である。

率二〇%の売却時中立課税がすでに定着しているのであれば、これに近い税収を見込める。しかし、新たに導入する場合には、一部課税のくり延べがあるからそのようにはならない。そこで個人については、実税収がその八〇%、法人分について五〇%として推計すると、税収額六・〇四兆円、うち法人負担は三・五六兆円となる。実効税率が三〇%になると単純計算で一五・三三兆円、うち法人分一〇・六八兆円、くり延べ分を想定したときには九・〇七兆円、うち法人分は五・三五兆円と推計される。(表6参照)

個人課税では、キャピタルゲイン税率より低い所得税率を適用される

表6 キャピタルゲイン税の推計

	事業法人	金融機関	法人部門計	家計	合計
キャピタルゲイン*	22.1兆円	13.5	35.6	15.5	52.4兆円 ^{***}
配分割合**	42.1%	25.8%	67.9%	29.6%	100.0%
キャピタルゲイン (税率20%) (A)	4.42兆円	2.70	7.12	3.10	10.22兆円
(A) × 80 %	—	—	—	2.48	} 6.04兆円
(A) × 50 %	2.21兆円	1.35	3.56	—	
キャピタルゲイン税 (税率30%) (B)	6.63兆円	4.05	10.68	4.65	15.33兆円
(B) × 80 %	—	—	—	3.72	} 9.07兆円
(B) × 50 %	3.32兆円	2.03	5.35	—	

* 1986—90の平均

** 1985—89の平均

*** この合計には法人部門、家計以外に、その他が含まれている。

階層に、差額分の還付制度を設定すると、税収は数千億円規模で減少するとみられる。これにもかかわらず、株式のキャピタルゲイン税は控え目に見積っても税率二〇%で五兆円以上、うち法人分三兆円以上、税率三〇%で八兆円以上、うち法人分五兆円以上の税収規模となる。現行のシステムや有価証券取引税による税収規模を一兆円程度とみなしても、四〇七兆円の純増収が見込めるのである。このことは、日本だけでなく成熟した資本主義国においてキャピタルゲイン税が基幹税の一つに成長する可能性をもつことを示している。

(うちやま・あきら||財政学)

〈注〉

- (1) 日本租税理論学会第四回大会(一九九二年一月)のシンポジウム『キャピタルゲイン課税』において行った報告は、『法人のキャピタ

- ルゲイン課税論』と題して、九州国際大学『法経研究』第四卷二・三合併号（一九九三年三月）に発表されている。本稿は、それを一部省略、補正したものである。
- (2) 一九八九年度の日本財政学会第四六回大会（於：香川大学）は、「キャピタルゲイン課税のあり方」を共通論題の一つに設定した。一定の理由のあることではあったが、ここでとりあげられたのはもっぱら個人のそれであり、法人のキャピタルゲインに言及されることはほとんどなかったといつてよい。
- (3) 悲観論の代表的論者の一人である貝塚啓明教授は、キャピタルゲイン課税が実効性に乏しく、所得税のアクセス障である理由として次の二点をあげている。「第一は、包括的所得税においては元来未実現の資本利得を含めて課税されるべきであるが、実際には実現益しか課税されていないことである。…第二の理由は、実現益への課税が資産の凍結効果をもたらし、課税の負担は大きくないという見方があることである」同教授の論文「資産課税の現状と問題点」、日本税務研究センター『日税研論集』第一〇号所収（一九八九年）、三〇頁。
- (4) 八田教授は、『直接税の改革』（一九八八年）の第八章の付論(二)において、「総合所得課税を達成させる必要がない。すなわち労働所得に対する最高税率よりも、資産所得税率の方が低くてもかまわない」理由を二つの方向、「不平等の根源への課税」「消費支出税中心主義との関連」から説明している。同書一〇二〜一〇八頁。
- (5) 八田達夫、前出書八二〜八三頁。このような立論からは、次のような政策が必然的に導かれる。「預貯金利子と株式譲渡益に対する課税の公平性と中立性を維持しながら株の譲渡益税を導入するためには、平均的株主を対象とした法人税や有取税の相殺的減税が行われなければならない」（同書、八二頁）
- (6) 拙稿「日本の会社主義と企業課税（上）（下）」（九州国際大学『法経研究』五卷一号、および同二号、一九九三年）において、日本の企業と経済体制に関する主な理論を検討するとともに、筆者の主張を展開している。詳細は、同論文を参照されたい。
- (7) OECDの報告書“Taxation of Net Wealth, Capital Transfers and Capital Gains of Indi-

viduals" (1988) によると一九八六年四月現在加盟二四カ国のうち分離課税を採用していた国はデンマーク、イギリス（一九八八年以降、総合課税に移行）など五カ国、包括的所得稅方式一三カ国であった。同書二六頁の表による。

(8) 井上久彌教授は、未実現キャピタルゲイン課税の重要性を強調しつつも、次のような悲観的な見方を述べている。「資産評価の技術的システムが確立されない限り、未実現キャピタルゲイン課税の実現は、断念するほかない」「キャピタルゲイン課税の意義と論拠」、『税経通信』五九九号、一九八九年、六一頁。

(9) アメリカにおいても、法人は個人と同様実現キャピタルゲインにのみ課税される。一九二一年から一九八六年までの間、実現キャピタルゲインは営業利潤に適用される税率よりも低い税率で課税されたが、一九八七年以降同じ税率となった。法人はキャピタルゲインにたいしてのみキャピタルロスを相殺することが許されるにすぎない。しかし、未実現のゲインへの課税問題には着手されていない。Pechman, J. A. "Federal Tax Policy, 5th ed.," 1987, p138. 邦訳、坂野光俊監訳『アメリカの租稅政策』（一九九一）一〇四頁。

(10) 八田教授も、次のように述べて事実上法人のキャピタルゲインを損益通算に解消することなく独立に課税すべきだと主張している。「二〇%の売却時中立課税を、法人所有の株を含めてすべての株式譲渡益に課税する」(前出書、九九頁)。しかし、他方では、株式の値上がり益を法人利潤の内部留保の反映とみなす同教授は、「増価税ないし譲渡益税を新設しても、法人税をそのまま存続させるならば、二重課税となる」としている。(前出書、八三頁)

2 税務会計学からの問題提起

畑山 紀

(札幌学院大学)

一 はじめに

政府税制調査会（加藤寛会長）は、一九九二年一月二四日に総会を開き、二つの小委員会報告書を了承した。

利子・株式等譲渡益課税小委員会（貝塚啓明委員長）は、その報告書において、利子所得および株式等譲渡益（キャピタルゲイン）に対する課税について、「所得を税の負担能力を測る尺度としてとらえ、垂直的公平を重視する考え方からすれば、……基本的には総合課税を目指すべき」としながらも、総合課税に移行する場合には、名寄せなど所得の適正な把握のために税務当局や金融機関等に膨大な事務負担や費用がかかるなどと指摘し、制度の簡素さ等から「現行の分離課税を評価することもできる」

として、当面、現行制度の継続を認めることとした。ただし、大口の株式等譲渡益については、課税強化の必要性を示唆した。

一方、納税者番号等検討小委員会（金子宏委員長）は、その報告書において、納税者番号制度の導入につき、「所得を的確に把握することに資するので、……総合課税の採用を含め、制度の選択の幅が拡大する」などと評価しつつも、コストやプライバシー保護等をめぐって種々の議論があり、しかも国民の理解が十分でないとの理由で継続課題とすることにし、導入の是非や時期などの結論を出すは見送った。

これらの小委員会報告は、周知のとおり、一九八八年一二月の「税制抜本改革」に関するアフター・ケアの一環として行われた。当時、最大の課題とされていた消費税の導入に対する国会内外での合意を取り付ける上で、不公平税制の是正が不可欠とされ、その典型とみられていた有価証券キャピタルゲインの「原則非課税」が「全て課税」に改められるに至った。しかし、一九八九年四月に発足した「全て課税」の新制度は、後述するように、実際には「分離課税方式」を基調とする極めて「欠陥」の多いものであった。⁽¹⁾ そうであるからこそ、一九八八年改正所得税法附則第八一条に、「総合課税への移行問題を含め、利子所得に対する所得税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行う」と規定されたのである。この利子所得課税の見直しは、現行制度が発足した八八年四月から五年経過した時点で行うべきことが法定されていた。このため、キャピタルゲイン課税の見直しは、九三年度税制改正にあたって不可避の課題とされていたわけである。

にもかかわらず、前述のような小委員会の意見は、政府税制調査会の「平成五年度の税制改正に関する答申」(一九九二年二月一七日)に受け継がれ、結局、有価証券キャピタルゲイン課税のあり方をめぐる税調審議は、文字どおりの「見直し」だけに終わり、何らの具体的改善策をも生み出さなかった。消費税の導入にあたり必須の条件とされた不公平税制の是正、その中心に位置づけられたはずの有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革課題は、棚上げされてしまったのである。

しかし、有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革は、緊要の課題である。これをいたずらに先送りするならば、社会的不公正の一要因としての欠陥税制を結果的に容認することとなる。

そこで、本小稿においては、まず、有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革の基本的視点を明らかにし、次いで、現行制度を構成する五種類の課税方式——(イ)申告分離課税、(ロ)源泉分離課税、(ハ)分離短期譲渡課税、(ニ)総合課税、(ホ)非課税——のうち、通常の有価証券取引に幅広く適用される前二者の問題点を整理し、最後に、税務会計学の立場から主として課税ベースの計算に係わる問題に焦点を当てつつ、この制度の再改革の方向に関する若干の見解を述べてみることにしたい。

二 有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革の基本的視点

(一) 税制の所得再配分機能の強化に資する再改革

近年、我が国においては、バブル経済の昂進過程で資産・所得格差が著しく拡大し、その崩壊後に

若干縮小したものの、依然としてバブル直前の水準を相当に上回っているという⁽²⁾。一方では、「税制抜本改革」の名のもとに、本質的に大衆課税の性格を持つ消費税が導入され、高額所得者に偏在する資産性所得への課税の空洞化が推し進められてきた。今や、我が国税制の所得再配分機能は、垂直的公平性の衰退によりかなり低下しているものと推測されるのである。

ローレンス・クライン教授は、「米国経済が抱える最も深刻な問題は貧富の差の拡大だと思う。一九八〇年代に豊かな人々がますます豊かになる一方で、貧しい人々がさらに貧しくなった」と指摘すると共に、キャピタルゲイン減税は効果があまりなく、「減税で恩恵を受ける富裕層と貧困層との格差を拡大させてしまった」と、レーガン税制改革を批判しておられる⁽³⁾。

一九八〇年代の米国では、個人の純長期キャピタルゲインについて、八一年経済再建税法により最高税率が二八%から二〇%に引き下げられ、八六年税制改革法により、四〇%総合課税から一〇〇%総合課税に改められたことに伴ない、最高税率が二〇%から二八%に引き上げられた。なおこの間、純短期キャピタルゲインに対する一〇〇%総合課税は維持された。

日米間の単純な比較はできないが、右のような八〇年代における米国のキャピタルゲイン課税制度は、総合課税を貫徹したものであるため、低税率の分離課税を基調とした我が国の現行有価証券キャピタルゲイン課税制度の方が、より一層高額所得者優遇措置として働く可能性を有すると言えよう。

かくして、有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革にあたっては、米国の経験をも他山の石として、資産・所得格差の縮小を税制面からも促進するため、その所得再配分機能の強化に資する仕組

みを追求しなければならぬと考えるのである。

(二) 課税ベースの理論的あり方の追求を前提とした再改革

キャピタルゲイン課税問題については、「所得税に関する最も難解で複雑な問題として、われわれを悩まし続けるにちがいない」とさえ言われている。有価証券キャピタルゲイン課税における課税ベースの計算についても、キャピタルロスの処理、未実現利得の取扱い、保有期間に対する配慮、インフレーションへの対応などをめぐる諸問題がくり返し議論されてきた。

しかし、これらの問題は、我が国の所得税制上、まったく無視され、あるいは便宜的に扱われてきた。譲渡所得課税の本則による長期譲渡所得二分の一課税には、インフレ調整と適用累進税率の緩和措置の意味が含まれているとみられている。だが、この二分の一に何の理論的根拠もないことは、明白である。また、現行有価証券キャピタルゲイン課税制度の「源泉分離課税方式」における「みなし差益率」の五％は、実態調査にもとづく平均値とされているが、バブル崩壊後においては、平均値としての意味をも失なってしまうている。

そこで、有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革にあたっては、これまでの議論の成果を踏まえつつ、従来解決困難とみられてきた計算技術上の問題を見直し、課税ベースの理論的なあり方の解明を試みるべきである。

(三) 納税者番号制度の導入を前提としない再改革

政府税調の納税者番号等検討小委員会は、前述のとおり、納税者番号制度の導入の是非そのものについても、結論を出すことができなかった。

この制度が、資産性所得に対する総合課税の徹底に不可欠な名寄せを網羅的・効率的に行なう上で、十分に機能するかどうかについては、見解が分かれている。この制度の導入と運用には膨大な費用がかかるとし、費用対効果に対する悲観的見通しに立って、その導入に消極的な態度をとる向きもある。さらに、この制度は、本質的にプライバシーの保護を保証し得ないものであるから、絶対に導入すべきでない、と主張する強硬な反対論者も少なくない。

要するに、納税者番号制度の導入の見通しは、立っていないのである。かかる状況のもとでは、この制度の欠如が問題の多い現行の資産性所得課税制度を温存させるための「口実」に使われかねない。

したがって、有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革にあたっては、納税者番号制度の導入を前提とすることなく、総合課税を可能にする方途について検討しなければならない。

三 現行有価証券キャピタルゲイン課税制度の問題点

(一) 源泉分離課税方式におけるみなし譲渡益低率課税による

所得課税からの離脱と累進性の弱化

上場株式等（店頭売買登録銘柄の株式等を含む）で証券業者等に売委託してまたは証券業者等に対して譲渡するもの（上場等の日以前に取得した株式等でその日以後一年以内に譲渡したものを原則として除く）については、「源泉分離課税方式」を選択適用することができる（措法三七の一〇）。この課税方式は、形式的には「申告分離課税方式」を補完する位置にあるが、その一般的有利性・適用可能性・簡便性により、実際には中核的課税方式として機能している。

「源泉分離課税方式」による場合、株式等の譲渡益は、常に譲渡対価の5%（転換社債・新株引受権付社債等は二・五%）とみなされ、この譲渡益に対し他の所得と完全に分離して20%の税率が適用される（措法三七の一〇・四）。つまり、譲渡対価の1%（ $5\% \times 20\%$ ）に相当する所得税が、証券業者等において源泉徴収されることとなるのである（措法三七の一〇）。

したがって、この場合の所得税は、実質的には、売買価格を課税標準とする有価証券取引税と同じであって、担税力に即した課税を保証しない「エセ所得税」とでも言うべきものである。また、「みな

し「差益率」の五％は、バブル崩壊後の現在、マクロ的には高過ぎるとしても、⁽⁵⁾ 実際の差益率がこれを上回るときは、当然に課税ベースの侵食化をもたらす。さらに、適用される税率の二〇％は、所得税・住民税の合計最高税率が六五％であるため、とりわけ高額所得者にとって有利に働く。

要するに、「源泉分離課税方式」は、源泉課税において不可欠な「みなし差益率」の採用によって、有価証券キャピタルゲイン課税を所得課税から離脱させると共に、課税ベース侵食化の可能性を内包した低税率の源泉分離課税によって、所得税の累進性を弱化させているのである。

(二) 申告分離課税方式における低率分離課税による累進性の弱化

現行有価証券キャピタルゲイン課税制度において、「申告分離課税方式」は、分離短期譲渡課税、総合課税または非課税の対象となる場合を除き、あらゆる株式等の譲渡に適用されるので、原則的課税方式として位置づけられている。このため、「源泉分離課税方式」の適用が認められない未公開株式の譲渡および上場株式等の証券市場を通さない譲渡は、当然にこの原則的課税方式によることとなる。しかし、「源泉分離課税方式」の適用が認められる上場株式等の証券市場を通した譲渡については、この方式を選択することが不利な場合に限って、原則的課税方式の適用を受ける蓋然性が高いものと思われる。

「申告分離課税方式」による場合、所得税法の定めるところにより、譲渡対価から譲渡原価・譲渡経費等を控除して譲渡益を計算する(措法三七の一〇⑥)。そして、この譲渡益については、確定申告

を通じて、他の所得と完全に分離して二六％（所得税二〇％・住民税六％）の税率により課税されるのである（措法三七の一〇〇、地法附則三五の二）。ただし、株式の公開に伴う譲渡の場合（上場等の日現在で所有期間が三年を超える一定の株式をその日以後一年以内に証券業者等に売委託または譲渡する場合に限る）には、譲渡益の二分の一が課税対象となる（措法三七の一〇〇）。

この「申告分離課税方式」は、キャピタルゲインの実額計算を要求するものであるが、所得税・住民税の合計最高税率の六五％の半分にも満たない二六％の税率による分離課税を内容とするものであるため、「源泉分離課税方式」と同様に所得税の累進性を弱化させる機能を持つものと言わざるを得ない。また、公開株式の譲渡益二分の一課税については、創業者利得に対する課税の緩和措置としての必要性が認められなくてもないが、高額所得者のための優遇措置としての側面を持つことも否定できない。

（三）申告分離課税と源泉分離課税の自由選択制による節税機会の拡大

「源泉分離課税方式」の適用が認められる証券市場を通じての上場株式等の譲渡については、譲渡の都度、証券業者の営業所等を経由して、「選択申告書」または「廃止申告書」を所轄税務署長に提出することにより、源泉分離課税と申告分離課税のいずれかを自由に選択することができる（措法三七の一・〇・④・⑤・⑥）。このため、一般的に有利とみられている源泉分離課税を選択している場合において、譲渡損が生じ、または差益率が一定率（約三・八五％^⑥）を下回った時だけ、申告分離課税に切り替えるなら、最大の節税が可能となる。譲渡損については、申告分離課税の場合、株式等の譲渡による事

業・譲渡・雑所得の間での通算が認められる（措令二五の八〇）ので、譲渡益の圧縮手段として活用することができるのである。

この自由選択制の趣旨は、源泉分離課税の選択下で譲渡損が生じたときに、投資元本への課税を回避することができるようにしたものとされている。しかし、その実態は、源泉分離課税における「みなし差益率」の採用に起因する矛盾を糊塗するための手段に外ならず、とりわけ継続的に大口の株式売買を行なっている投資家にとっての節税機会を大幅に拡大したものと云わざるを得ない。政府税調の資料によると、申告分離課税と源泉分離課税の選択状況は、税額ベースで一九八九年一對五・六、九〇年一對二・六、九一年一對一・九と推移してきたという。このデータには、九〇年以降の株価の暴落に対応した投資家の節税行動が如実に反映しているのである。

（四）低率分離課税の一般的適用による大口投資家優遇措置の制度化

次の取引は、現行制度上、「源泉分離課税方式」または「申告分離課税方式」が適用されるが、旧制度においては、原則非課税の例外として「総合課税」の対象とされていた（旧所法九〇・一一）。

- ① 有価証券の継続的取引（年三〇回以上でかつ一二万株以上の売買、ただし、一九八七年までは年五〇回以上でかつ二〇万株以上の売買）
- ② 有価証券の買集め
- ③ 特別報告銘柄株式の指定期間内における一二万株（八七年までは二〇万株）以上の売買

- ④ 同一銘柄の株式等の年一二万株（八七年までは二〇万株）以上の譲渡
- ⑤ 事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡

政府税調の資料によると、これら総合課税の対象となる取引についての課税状況は、非常に劣悪であったことが明らかである。^⑧しかし、この例外的総合課税措置は、ときたま、大きな力を発揮した。株式の継続的取引等に関して申告しなかった者の「脱税事件」が摘発されることもあったのである。ところが、低率分離課税を基調とする現行制度のもとでは、たとえ継続的取引等の大口取引に該当する場合であっても、譲渡対価の1%が譲渡益の二〇%の所得税を負担するだけのことである。大口投資家にとっては、新たに大口取引に関する優遇措置が導入されたに等しく、もはや脱税の危険を冒す必要性がなくなったとさえ言えるのである。

(五) 源泉分離課税選択時の本人確認・支払調書提出の不要制度による

アングラ・マネーの有価証券投資への誘導

「申告分離課税方式」による場合、株式等の譲渡対価の受領者は、その支払者に氏名または名称および住所を告知し、その支払者は、その氏名等を提示された所定の公的書類によって確認しなければならない（所法二二四の三）。また、国内において、株式等の譲渡対価を個人に支払う者は、その支払を受ける者の各人別に「支払調書」を作成し、その合計表を添付して支払確定日の翌年の一月三十一日までに所轄税務署長に提出しなければならない（所法二二五⑩10、所規九〇の二⑪）。ただし、支払金額

が年一〇〇万円以下であるときは、支払調書の提出は不要とされている（所規九〇の二②）。

このように、本人確認および支払調書の提出は、「申告分離課税方式」による場合、必要とされているのであるが、「源泉分離課税方式」による場合、不要とされている（措法三七の二一②）。

上場株式等の証券市場を通じての譲渡というごく一般的な取引について、源泉分離課税を選択している限り、取引量の大小に関係なく、本人確認も支払調書の提出も不要とされていることには、重大な問題がある。政府税調においても、「支払調書の提出等が行なわれないことを目的として源泉分離課税を選択する場合もあり得るといふのは問題」とする意見があったという。⁽⁹⁾ この本人確認・支払調書提出の不要制度は、脱税や麻薬取引などに関係したアングラ・マネーを証券市場に誘導して、その安全な避難場所を提供するだけでなく、その利殖の機会をも与える、という反社会的性格をもつものと言わざるを得ない。

(六) 低率分離課税制度の活用による相続税対策の横行

現行の有価証券キャピタルゲイン課税制度が発足した一九八九年度の一年間に、少なくとも六〇の上場会社のオーナー株主等がその所有株式を大量に持株会社に移動させて、相続財産としての株式の評価額を極端に切り下げたという。⁽¹⁰⁾ その典型的なケースは、上場会社（Ａ社）のオーナー株主が大量の所有株式を証券市場を通じて持株会社（Ｂ社）に譲渡し、その後、未公開の大会社である別の持株会社（Ｃ社）にＢ社を著しく低い引継資産価額でもって吸収合併させる、というものであった。

相続財産としての株式の評価は、上場株式の場合、取引相場によるのに対し、取引相場のない大会社株式の場合、類似業種比準方式によることとされてきたので、引継資産の簿価が著しく引き下げられたC社において利益と配当をゼロにするなどの手段により、C社株式の相続税評価額をA社株式の取引相場と比べて極端に低い価額にすることができたのである。

ただし、この相続税対策は、旧制度のもとでは、オーナーからB社への株式譲渡が「事業譲渡類似の株式譲渡」に該当するとして、その譲渡益に対する総合累進課税が行なわれたので、さほど有効でなかった。この相続税対策がフルに有効性を発揮するようになったのは、証券市場を経由した上場株式の譲渡について、「大口取引」であるかどうかに関係なく、譲渡対価の1%の負担を求めるに過ぎない「源泉分離課税方式」の導入後であった。

なお、目に余る「節税」目的の持株会社づくりが横行したため、一九九〇年九月以降、「株式節税規制通達」により、株式の間接所有に係る持株会社（「株式保有特定会社」）の株式の評価については、大会社の場合であっても、類似業種比準方式の適用が認められず、純資産価額方式によることとなった。しかし、低率分離課税を基調とする現行制度は、持株会社の設立を税制面から支援する機能を持っているので、依然として相続税対策に「貢献」していると思われるのである。

四 有価証券キャピタルゲイン課税制度の再改革の方向

(一) 全額課税と実額計算の追求

個人所得税制の所得再配分機能を強化するためには、税率の累進構造を維持すると共に、できるだけ理想的な「包括所得税」の構築を追求しなければならない。つまり、経済的所得概念にもとづく課税ベース——消費十租税支払十当期の資産価値の純増（純減の場合はマイナス）——への接近を図らなければならないのである。

このような所得税のあり方を前提とした場合、有価証券キャピタルゲインも、当然に課税ベースの構成要素となる。しかも、理論的には、発生したキャピタルゲインの全額を課税ベースに取り込むことが必要とされる。キャピタルゲイン二分の一課税のように、その一部を課税ベースから除外することは、包括所得税の趣旨に反するのである。ただし、発生キャピタルゲインの取扱については後述するが、結論的には、定説どおり発生時点ではなく実現（譲渡）時点でキャピタルゲインを認識せざるを得ない。

ところで、実現したキャピタルゲイン（譲渡益）の金額は、言うまでもなく、基本的には譲渡対価から取得原価を控除した金額として計算される。このため、有価証券の取得原価の把握が、キャピタ

ルゲインの実額計算にとって不可欠となる。取得原価の把握は、確かにキャピタルゲイン課税の「アキレス腱」の一つとされているほどの問題である。しかし、取得原価が完全に不明なケースは、例外に属するであろうから、あくまでも実額計算によることが基本とされなければならない。

このような実額計算を基本とするキャピタルゲイン課税のあり方からすると、五%の「みなし差益率」(九五%のみなし原価率)によるみなし譲渡益(みなし取得原価)の計算を要求する現行制度上の「源泉分離課税方式」には、何の理論的根拠をも見い出せないこととなる。キャピタルゲイン課税制度の再改革においては、まずもって、この実額計算を放棄したみなし課税方式の廃止こそが中心課題とされなければならないのである。

なお、キャピタルゲインの実額計算上の取得原価は、購入等に関する証憑書類によって確認可能な実際の取引価額(購入等の付随費用を含む)であるべきである。ただし、実際の取引価額が不明な場合には、改善の策として間接的証拠資料にもとづき、できるだけ合理的に「近似取得原価」を計算する必要がある。まったく証拠資料が無い場合には、譲渡対価に一定率を乗じて計算する「みなし取得原価」によらざるを得ないが、この特例的計算が一般的な「節税」手段になるような事態は、厳に避けなければならない。

一方、キャピタルロスも、キャピタルゲインの全額が課税ベースに取り込まれる以上、理論的にはその全額を控除すべきこととなる。このため、ある年度のロスがゲインを上回ったときは、その上回った分のロスを他の所得から控除し、控除し切れなかったときは、その残額を翌年度以降に繰り越し

て控除することが認められるべきである。もつとも、キャピタルロスの控除については、従来から未実現ゲイン非課税のもとでの意図的なロスの計上による「節税」が問題とされてきた。かかる事情を背景として、各国の税制においては、キャピタルロスの他の所得との通算や繰越控除に対して一定の規制が加えられている。¹²⁾しかし、キャピタルゲイン全額の総合課税化を達成した場合には、基本的にその通算と繰越控除を認めることにすべきと思われる。

(二) 総合課税と累進税率適用の徹底

包括所得税の理念のもとでは、課税ベースのイロージョン(侵食)を可及的に排除するだけでなく、基本的には全ての源泉からの所得を総合して課税ベースを決定し、これに累進税率を適用することが要請される。高額所得の相当部分を他の所得と分離し、これに低比例税率を適用するような場合には、所得税の累進性は著しく弱化するのである。

したがって、有価証券のキャピタルゲインについても、他の所得と合算した上で、累進課税が行われなければならない。勤労所得と比べて相対的に高い担税力を有する資産性所得の中で、特にキャピタルゲインは、高額所得者に集中する傾向があるので、とりわけ総合課税の対象とすることが必要とされる。かかる総合課税の徹底は、所得税の最高税率が引き下げられる場合、一層重要性を増すものと言わなければならない。

かくして、キャピタルゲイン課税制度の再改革においては、現行の「分離課税方式」に代わる新た

な「総合課税方式」が構想されなければならないのである。

なお、「総合課税方式」は、申告納税を前提とするものであるが、後述する小口投資家のための「申告不要制度」との関連で、証券業者等による所得税の源泉徴収を取り入れた仕組みとなる。

(三) 課税ベース計算へのインフレ調整の導入

我が国の物価は、近年、比較的安定しているが、長期のスパンで見ると、かなり上昇している。一九九〇年を一〇〇とした消費者物価指数(全国・総合)は、一九五〇年一四・一、六〇年二一・二、七〇年三四・五、八〇年八一・七とされており、五〇年から九〇年までの四〇年間に消費者物価が約七・一倍上昇したことを示している。

物価の上昇に伴う貨幣の一般的購買力の下落、すなわちインフレーションのもとでは、投資元本としての取得原価にインフレ調整を施さない限り、キャピタルゲイン(譲渡益)に多かれ少なかれ名目的なインフレ利得が混入する。インフレ利得によって水増しされた名目譲渡益に対する課税は、実効税率の引上げを招来し、時には資本課税をもたらすのである。

たとえば、一九五〇年に五〇円で購入した株式を九〇年に売却した場合、消費者物価指数を用いてインフレ調整した取得原価は、三五五円 $(50 \times \frac{100}{141})$ となるので、譲渡対価が五〇円超であったとしても、三五五円を下回ったときは、実質的には譲渡損が生じたことになる。また、バブルのピークの前年にあたる八八年(消費者物価指数九四・九)に一、〇〇〇円で購入した株式をバブル崩壊後の九

〇年に一、〇三〇円で売却して三〇円の名目譲渡益を得たというケースにおいても、インフレ調整後の修正取得原価は、一、〇五四円 $\left(1,000\text{円} \times \frac{100}{94.9}\right)$ であるから、実質的には二四円の譲渡損が生じていたことになる。このような二つの例から、長期保有の場合はもちろんのこと、たとえ短期保有であつても多額取引の場合には、インフレ調整が重要な意味を持つ、ということが明らかであろう。

実質譲渡益を課税ベースに取り入れるための取得原価に対するインフレ調整は、次のような方法によつて行なうことが考えられる。

① 有価証券の種類別・銘柄別の口座を設けた帳簿を用意し、そこに取得・譲渡の都度、日付・数量・単価・金額を記録する。

② 譲渡に際しては、「先入先出法」により、譲渡した有価証券は先に取得したものから順に構成されているとみなして、その取得年度別の「取得原価」を決定する。

③ 消費者物価指数または国内総生産（GDP）のデフレーターにもとづき、公的機関によつて毎年作成される「インフレ調整倍率表」を用い、取得年度別の各取得原価に当該年度の「調整倍率」を乗じて「修正取得原価」を計算する。

④ 取得年度別に「譲渡対価」から「修正取得原価」を控除して「実質譲渡益」を算定する。

かかるインフレ調整方法の実行可能性については、悲観的な見方もあり得るであろう。しかし、インフレ調整は、一般に税負担の軽減をもたらすので、この程度の事務負担を甘受し得る投資家は、決して少なくないように思われるのである。

なお、インフレ調整は、本来、税制全般において考慮されるべきであり、有価証券キャピタルゲイン課税については、少なくとも、土地等の譲渡所得課税および利子所得課税との整合性に留意して具体化されなければならない。

(四) 平準化措置の導入

年々発生したキャピタルゲインに対して実現時に一括課税すると、累進税率が採用されている限り、年毎の課税の場合に比べて、高い税率を適用する結果となる。このような累進税率の過度の適用を緩和するため、何らかの平準化措置を講ずることは、一般に必要とみられている。我が国の譲渡所得課税における本則上の長期譲渡所得二分の一課税には、この平準化措置の意味も含まれているとされている。しかし、所得の一定割合を課税ベースから除外するような方法は、粗雑に過ぎると言わざるを得ない。

累進税率適用緩和のための平準化措置の合理化については、すでにいくつかの提案が行なわれており、その内容はおおむね一致している。¹⁰³ それらの提案を参考にして、インフレ調整型のキャピタルゲイン「総合課税方式」に平準化措置を織り込むとすると、次のような簡便法の適用が考えられる。

- ① 取得年度別の実質譲渡益を合算して合計実質譲渡益(A)を求めると共に、加重平均保有年数(n)を計算する。

- ② 合計実質譲渡益を加重平均保有年数で除して一年当りの合計実質譲渡益 $\left(\frac{A}{n}\right)$ を計算する。

③ 一年当りの合計実質譲渡益 $\left(\frac{A}{n}\right)$ を当年度の他の所得に合算して所得税額(X)を計算し、当年度の実効税率を計算する。

④ この実効税率を残りの合計実質譲渡益 $\left(\frac{A-A}{n}\right)$ に適用して過年度分の所得税額(Y)を計算する。

⑤ 当年度分の所得税額(X)と過年度分の所得税額(Y)を合算して、当年度に納付すべき合計所得税額を求める。

(五) 封じ込め効果対策の導入

発生(未実現)キャピタルゲインは、一般に、資金的裏づけの欠如や客観的測定の困難性などの理由により、課税ベースへの取入れが否定されている。各国の税制においても、キャピタルゲインについては、実現(譲渡)時に一括して課税することが通例となっている。実現時一括課税は、年々の発生キャピタルゲインに対する年々の所得税の納付を実現時まで延期させるので、資本性資産の保有期間の長期化を促進するものとみられている。これが封じ込め(ロック・イン)効果である。

封じ込め効果を除去するための方法としては、たとえば、各年度の発生キャピタルゲインに対する所得税の課税延期に見合った利子相当額を実現時に納付させることが考えられる。しかし、保有期間中の各年度の発生キャピタルゲインと適用税率を把握することは、ほとんど不可能であるから、この方法は採用し得ない。⁸⁴⁾ 実行可能な封じ込め効果対策としては、せいぜい、実現譲渡益の大きさと保有期間の長さに応じて定められた「利子税率」の一覧表を用いて、実際の実現譲渡益に所定の利子税率

を乗じて「課税延期利子税」を計算する、というきわめて大ざっぱな方法が考えられる程度である。封じ込め効果対策については、その必要性を含めて、さらに検討を要するものと思われるのであるが、この際、相続や贈与等を譲渡とみなし、「みなし実現譲渡益」に課税することも、その一方策として検討されるべきであろう。

(六) 名寄せのための資料情報システムの活用

有価証券キャピタルゲインの総合課税化にとって不可欠な名寄せは、納税者番号制度を導入しない場合であっても、次のような方策によって相当の有効性を発揮させることができるものと思われる。

- ① 証券業者等に全ての顧客の本人確認を公的書類にもとづいて行うことを義務づける。
- ② 証券業者等に顧客との全ての取引に関する「受取調書」または「支払調書」の発行と交付を義務づける。

- ③ 証券業者等に全ての「受取調書」と「支払調書」の内容を磁気テープ等のファイルまたは通信回線を用いて定期的に国税当局に伝達することを義務づける。

- ④ 右のような証券業者等からの情報伝達にもとづき、国税当局において稼働中の「資料情報システム」⁽⁴⁾の活用を促進する。

ところで、証券業者等においては、従来から、顧客との取引の内容が全てコンピュータに入力されており、取引の都度、顧客に対し取引関係資料が提供されているはずである。このため、前掲のよう

な証券業者等の業務に、プログラム開発等の初期費用を別とすれば、膨大な追加的費用を要することになるとは考えづらい。

また、国税当局としては、証券市場外での相対取引に関する情報を別途収集しなければならない。納税者番号制度が無い以上、名寄せの精度を上げるために様々な工夫と努力が必要とされる。ともあれ、「資料情報システム」の運用にあたっては、大口投資家の名寄せに重点を置くことが肝要である。

(七) 小口投資家のための申告不要制度

ここで構想されている有価証券キャピタルゲインの「総合課税方式」は、必ずしも簡素なものではない。このため、総合課税されたとしても低位の税率が適用される蓋然性の高い小口投資家に対しては、証券業者等における所得税の源泉徴収を前提とした「申告不要制度」の選択を例外的に認めることとしてもよいのではないかと考える。ただし、この制度は、特例措置に相応しく、年間合計譲渡対価等の基準によってその適用条件を明確に定めると共に、申告による総合課税の途が開かれていることを考慮して妥当な源泉徴収税率を決める必要がある。

取引証券会社の分散などによる「申告不要制度」の悪用は、前述のような納税者番号制度によらない名寄せシステムの活用によって、かなり防止できるものと思われる。

〈注〉

- (1) キャピタルゲイン課税制度の「欠陥」については、富岡幸雄教授の次の一連の論文において、課税実態、

経済的・社会的・政治的背景、立法過程などに対する分析を通じて詳細に解明されている。

- ① 「キャピタル・ゲイン税制の欠陥と再改革課題——巨大な社会的公正の実態と混乱した税制改革の真相——」『商学論纂』中央大学商学研究會、第三三卷第六号、一九九二年八月
 - ② 「混乱したキャピタル・ゲイン税制改革の国会審議——不正を拡大する政府改革原案と小手先の国会修正——」『商学論纂』中央大学商学研究會、第三四卷第一号、一九九二年一月
 - ③ 「不正を拡大したキャピタル・ゲイン課税の改革——新たな欠陥を創出した証券税制の問題点——」『商学論纂』中央大学商学研究會、第三四卷第二・三号、一九九三年一月
 - (2) 法人経営者世帯の勤労者世帯に対する金融資産格差は、一九八五年に二・九七倍であったが、株価ピークの八九年に四・四八倍となり、九〇年に三・一三倍へと低下した（労働大臣官房政策調査部編『資産格差』大蔵省印刷局 一九九一年 九・一一ページ）。
 - 年間収入五分位階層別データにもとづく擬ジニ係数（一に近づく程格差が大きいことを示す）で表わした再配分後所得（帰属所得を含む）の格差は、一九八〇年〇・一七七、八六年〇・一九一、九〇年〇・一八一と推移した（浜田浩児「所得格差と不公平」『季刊国民経済計算』経済企画庁経済研究所国民所得部 九六号 一九九二年一月 九ページ）。
 - (3) 「米国再建と世界——経済学者に聞く 2」『朝日新聞』一九九二年一月二八日
 - (4) 金子宏「所得税とキャピタル・ゲイン」『所得税法の諸問題・租税法研究 第三号』有斐閣 一九七五年一月 六一ページ
 - (5) 朝日生命の推計によると、個人投資家の株式の含み益は、一九八六年から急増し、八九年末にピークの四十七兆八千三百億円に達したが、九〇年末には十三兆五千億円の含み損に転じ、九一年末にやや縮小したものの、十一兆二千三百億円になっている（「個人投資家の株式含み損 91年末で11兆円に」『朝日新聞』一九九二年八月二〇日）。
- (6) 申告分離課税による税額が源泉分離課税による税額に等しくなる場合の差益率は、譲渡対価をA、譲渡原

価をBで表わすと、次のように約三・八五%となる。

$$A \times \frac{A-B}{A} \quad (\text{差益率}) \times 0.26 \quad (\text{税率}) = A \times 0.01 \quad (\text{譲渡対価に対する実効税率})$$

$$\frac{A-B}{A} = \frac{A \times 0.01}{A \times 0.26} = 0.03846$$

- (7) 税制調査会『利子・株式等譲渡益課税のあり方についての基本的考え方——小委員会報告』八一九九二年一月〈1・(3)②〉

- (8) 税制調査会の資料によると、継続取引と同一銘柄多量取引の合計課税件数は、一九八〇年から八五年まで一〇〇件前後で推移し、八六年二二八件、八七年一、一〇六件と増加傾向をみせたが、この間、買集めと特別報告銘柄多量取引の課税件数は、ゼロであった(税制調査会『所得税・住民税関係資料へその四』八一九八五年一月一九日〈他〉)。

- (9) 税制調査会 前掲『小委員会報告』6・(3)

- (10) 「上場企業のオーナーや一族 保有株、続々と関連会社に移動」『日本経済新聞』一九九〇年四月二〇日、「ダイエー中内社長も持ち株移動 同族会社へ約八三八億円分 評価額、一二〇分の一に」『朝日新聞』一九九〇年七月二一日

- (11) Joseph A. Pechman, *The Rich, The Poor, and The Taxes They Pay*, 1986 石弘光・馬場義久訳『税制改革の理論と現実』東洋経済新報社 一九八八年 八六ページ

- (12) 我が国の現行有価証券キャピタルゲイン課税制度においては、ロスの控除はゲインの範囲内でしか認められていない。他の所得からの控除と繰越控除は許容されていないのである。かかる規制は、分離課税との見合いが必要とされているものと言えよう。

- (13) 累進税率の適用緩和のための徹底した平準化措置は、一九五〇年に発足した「シャープ税制」において採用された。しかし、その仕組みが複雑過ぎたため、五三年には廃止されてしまった。

このシャープ型平準化措置の考え方を基本的に受け継いだ平準化措置の合理化に関する具体的な提案は、たとえば次の文献にみることができるといえる。

金子宏「キャピタル・ゲイン課税の改革」NIRA・OUTPUT『長期的な税制のあり方に関する研究（第三段階報告）』一九六一年九月 一二二ページ

藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社 一九九二年 二二二—二二三ページ

(14) この方法は、キャピタルゲインに対する単一比例税率の適用を前提とする場合は、比較的簡単になる。八田達雄教授は、かかる前提のもとに、徹底した封じ込め対策を織り込んだ「売却時中立課税方式」の採用を主張しておられる（八田達雄「純正キャピタルゲインの源泉分離課税論」『税経通信』第四三巻第七号 一九八八年七月 八一—一六ページ）。

(15) 「資料情報システムは、税務署に提出された利子、配当、報酬等の支払調書や各種の資料情報をコンピュータに入力して、それを住所、氏名等にもとづき納税者別に名寄せして蓄積しておくもの」とされている（税制調査会『納税者番号等検討小委員会報告』八一九九二年一月√第1・3）。

〔本小稿は、日本租税理論学会第四回大会におけるシンポジウム『キャピタルゲイン課税』での「問題提起」として発表した内容を加筆修正したものである。〕

（はたやま・とし）税務会計学

3 キヤピタルゲイン課税

— 税法学からの問題提起 —

田 中 治

(大阪府立大学)

一 はじめに

本報告は、検討の対象や視角などの点において、次のような限定をもつものである。

第一に、検討の対象として、財政学、税務会計学と共通の議論が可能と思われる一般的な問題を取り上げた。制度論、理念論を主な検討の対象とするので、法律の解釈論や、細かい技術論には原則として触れることができない。

第二に、法学からこの問題を検討する際の立脚点は何か、といえ、やはり憲法の諸規定であると思われる。税制や税務行政の現状を憲法の理念、目標に照らして改革していくことは、経済政策上の効果や実行可能性などを理由として、ともすれば現状の追認に陥りがちな近時の税制改革論の動

向からみて、特に重要である。

第三に、本報告の中では、原則として、キャピタルゲイン、キャピタルロスという用語を用いず、それぞれ、基本的には、譲渡所得、譲渡損失という用語を用いることにする。所得税法などの実定法において、そのような用語法が採用されているからである。

第四に、本報告は、主に株式と土地を検討の対象とする。これらの資産に対する課税のあり方について、最も議論が集中しているからである。

二 譲渡所得の特性と課税の仕組み

(一) 譲渡所得の特性

譲渡所得の一般的な特性、特徴として、たとえば次のような点を指摘することができる。

第一に、譲渡所得は資産性所得の一つである。資産性所得は、これを勤労性所得との対比でみるならば、一般に、その租税負担能力は大きく、理論上は、勤労性所得（その典型は、給与所得）より重課すべきだという結論になるであろう。しかし現実には、株式等の譲渡益に対する課税の経緯が示すように、その不労所得としての基本的な性格を課税のうえで正当に位置づけえていない、といつてよいと思われる。

第二の譲渡所得の特性は、それが長期にわたって累積的に発生するということである。譲渡所得（より正確には譲渡益）を構成する要素については、必ずしも十分な説明がなされていない。たとえばそれが、①インフレーションによる貨幣価値の名目的増加部分、②需要と供給の関係で決まる真正の物財価値の増加部分、③償却資産のみについては過年度の過大償却分、という二つまたは三つの要素からなる⁽¹⁾と考えらうとしても、譲渡所得が長期にかつ累積的に発生するところから、これらの要素に正確に分解することはきわめて困難である。また、インフレーションの要素を重視して、譲渡所得への課税に反対する見解があるが、譲渡所得の相当部分は、受給関係によって決まる物財価値の増加と考えるべきであろう。いわゆるインフレ調整は、譲渡所得課税のみに特有の問題ではなく、所得課税一般の問題だと言いうる⁽²⁾。

包括的所得概念のもとでは、未実現の利得も所得を構成するものと観念されるが、制度的には、租税の支払能力の問題、評価の困難性、伝統的な会計慣行などを理由として、原則として、実現した利得に課税することとされている⁽³⁾。

第三の特性は、譲渡所得が一時に、集中的に実現するということである。譲渡所得がある特定の年度に一举に集中し、これに対して高い累進税率の適用が行われると、税負担は相当に増大する（*burdening effect*）。このような状態を緩和するために、何らかの平準化措置が必要とされている。もっとも、所得税における累進の度合いが小さくなれば、それだけ税負担を緩和する必要性は小さくなる⁹⁰。

また、納税者がその一時的な重課を逃れるために、資産の譲渡を断念したり、延期したりする効果を生み、これは国民経済的にみて好ましくないとされる。凍結効果とか封じ込め効果 (Lock-in effect) とか呼ばれるものがこれであり、その効果を抑制するためにも、平準化措置が必要になると思われる。

他方これとは逆に、利得が実現するまでは課税が延期されており、課税延期から生じる利益をどのように取り扱うかという問題がある。

以上、譲渡所得の一般の特徴を三点にわたってみてきたが、その特徴を課税のうえでどのように考慮するかという問題は、かなり複雑で解決の困難なものといえる。その困難性はたとえば、ある要素(資産性所得であること、実現まで課税が延期されていること)からは、譲渡所得の重課という要請が、またそれと同時に、別の要素(課税が集中すること)からは、譲渡所得の軽課という要請が、いわば二律背反的になされていることから生じる。また加えて、租税制度を支える理念や目的のどれを重視するか、望ましい租税体系(課税ベースや課税方法)をどのように構成するか、税務執行の簡便性や徴税費用にどの程度の重きを置くか、などによって、そのあるべき姿は相当に変わってくる。

(二) 譲渡所得課税の沿革⁽⁴⁾

わが国の法人税は、明治三二年の第一種所得(法人所得)に対する課税以来、純資産増加説に基礎を置くものといわれ、譲渡所得を原則的に課税対象に含めてきた。これに対して、所得税において

は、譲渡所得は、明治二〇年のその創設以来、所得源泉説の基礎のうえで、長期にわたって非課税とされてきた。戦後、昭和二一年に、一定の資産について譲渡所得課税が行われたが、この流れを大きく促進したのはシャープ勧告およびこれに基づくシャープ税制であった。

シャープ勧告は、総合累進所得課税の考えを強く打ち出し、譲渡所得課税について、①譲渡所得を全額課税するとともに、譲渡損失を全額控除する、②変動所得として、平均課税方式を適用する、③利得に対する無制限の課税延期を防止するため、贈与者または被相続人に対するみなし譲渡課税を行う、④インフレーションへの対策として、資産再評価を行う、といった内容を提案し、昭和二五年にその立法化が図られた。

しかし、シャープ税制はその後直ちに変容を始め、①みなし譲渡課税の縮小（昭和二七年）、②株式等有価証券の譲渡益の非課税（昭和二八年）、③譲渡所得の全額課税から、定額控除後の二分の一を総合課税する現行方式への転換（同）、というように、その当初の理念に反する方向へと制度が改められた。

土地の譲渡益については、昭和四四年以降、土地政策の観点から、種々の特別措置が導入され、頻繁に改正が行われた。その基本的特徴は、おおむね、①土地の譲渡所得については基本的に分離課税をすることとし、②短期譲渡所得を重課し、長期譲渡所得を軽課する、という基調を維持しつつ、地価上昇等を背景として、個人および法人のいずれに対しても、税率の引上げ、買換特例の見直し等を通して、課税を次第に強化してきている、といつてよいであろう。特に、土地税制基本答申（平成二

年)を基礎として行われた平成三年度の税制改正は、地価税を創設し、あるいは長期保有土地に対する譲渡益課税を強化するなどの点で、従来の政策を大きく転換したものといえよう。

また、株式等譲渡益課税についても、昭和六三年において、原則非課税から原則課税へと変更された。これはいわゆる抜本税制改革の一環として、不公平税制の是正を目指すものであったが、後に述べるように、その改革は不徹底なものにとどまった。

(三) 課税の仕組みとその特徴

譲渡所得に対する課税の特徴として、以下の点が特に重要であろう。

第一に、現行税制は、原則として、譲渡所得が実現した時に課税することとしている。未実現の利得に対する課税は、例外とされている。

第二に、譲渡所得課税における個人と法人との取扱いについては、差異がみられる。法人税においては、譲渡所得と普通所得とは基本的に同一のものとして、総合的に課税するが、所得税においては、両者の違いを前提にして課税する。累進税率で課税される個人所得については、一般論としては、個人の譲渡所得について生じる加重負担を緩和することが要請されるのであろう。

第三に、譲渡所得課税の原則は総合課税であるとしつつ、例外である分離課税の傾向がかなり強くみられる。株式の譲渡益および土地の譲渡益に対する課税はその典型で、総合課税の原則はかなりの程度損なわれている。

第四に、株式譲渡益については、多くの場合、源泉分離課税によって課税が終了する。これはその限りで、納税者自らが、自己の税額を申告により決定することを重視する申告納税制度の原則と抵触することになる。

三 総合課税の原則と譲渡所得課税

(一) 譲渡所得はなぜ課税すべきか

現行税制は、所得が実現した時に課税することを原則とする。所得税法は、譲渡所得について、この趣旨を、「譲渡による」所得、という表現を用いて規定している。その「譲渡」の意味する範囲は広く解されており、売買は勿論のこと、交換、競売、公売、収用、物納、法人に対する現物出資等が含まれる。何をもって譲渡があったということができるかという問題は、特に無償譲渡の場合（たとえば、離婚の際の財産分与として財産を移転する場合）について問題となる。

この問題は、譲渡所得課税の本質をどのように理解するかにかかわる問題である。当然に無償譲渡を含むとする説（増加益清算説）と、有償譲渡に限られるとする説（譲渡益所得説）との対立がある。⁵⁾判例および学説の多くは増加益清算説に立っている。この考え方は、資産の値上益を所得と観念し、その資産が所有者の支配を離れて他に移転する際に、所有期間中のその増加益を清算して課税すべく、

当該譲渡が有償であるか否かを問わない、とするものである。これに對して、譲渡益所得説は、納税者の担税力を考慮するとともに、実定法の具体的構造を重視すべきだとして、譲渡所得の内容は、抽象的な保有期間中の値上益ではなく、現実の収入金額から取得価額等を控除した譲渡差益を意味するというべきであつて、課税は、対価を伴なう有償譲渡に限定すべきである、と主張する。そのいずれが妥当かという問題は、対立の平面が同じかどうかなど、判然としない点があるので、必ずしも単純にはいえない。しかし少なくとも、現行税制をどう理解すべきかという点においては、①みなし譲渡所得課税の沿革（みなし譲渡課税は、今日では、きわめて例外的な制度といわざるをえない）、②納税者の具体的な租税支払能力への配慮の必要性、③課税標準計算における「収入金額」の算定の可能性、などを考慮するならば、基本的には、譲渡益所得説に立つべきであろうと考える。⁶⁾

増加益清算説は、①資産の値上益は、包括的所得概念のもとでは、対価の授受の如何にかかわらず、当然に所得と観念されるべきであるとし、②その値上益が無限または長期に課税を繰り延べられることは、公平の観点からみて問題であるとし、③したがつて、その資産が所有者の手を離れる直近の時点において、実現したものとみなして課税すべきである、と考えるのであろう。これに對して、譲渡益所得説は、①法が「総収入金額」という文言を用いているように、譲渡所得課税は原則として有償譲渡を前提にするものとし、②たとえ、言うところの値上益が理論上所得を構成するとしても、租税の支払の基礎となる金銭を得ていないのであるから、納税者の租税支払能力はないとし、③したがつて、その資産が対価を得て納税者の手を離れる時点においてはじめて課税することができる、と

考えるのであろう。

このような議論の対立は、実現時における所得課税の範囲をどう考えるかという前述の問題にとどまらず、後に検討するところであるが、たとえば、未実現の利得に対する課税の可否という問題や、資産の買換え・交換に係る課税延期の当否という問題についても、見解の相違を生み出している。資産の値上益そのものに担税力があると考える増加益清算説は、傾向的には、未実現の利得への課税に肯定的だと思われる。資産の買換え等についても、その段階で清算して課税することを原則とするように思われる。これに対して、租税の支払能力を重視する譲渡益所得説は、未実現の利得への課税は、原則としてこれを否定すべきであるとするともに、資産の交換についても、対価の授受がないので、原則として課税を延期すべきである、と考えるように思われる。もっとも実際には、納税者の生活実態や利害関係など他に考慮すべき要素があるので、それほど単純に割り切れるかどうかは定かでない。

次に、所得源泉の強度という観点からみるならば、資産性所得である譲渡所得は、勤労性所得と比べて担税力が大きい、という点⁽⁷⁾が、重視されるべきである。たとえば、給与所得控除の一部分は、このような考え方を基礎とするものである。また、昭和六三年の改正によって廃止された資産合算課税制度も、そのような考え方を基礎とするものであった。このような観点を重視するならば、譲渡所得は総合課税されるべきことは勿論のこと、そのうえで、資産性所得を構成するものとしてさらに重課することもまた認められるべきことになる⁽⁸⁾。

(二) 総合課税の原則の意義

総合課税の原則を支える憲法上の基礎は、納税者の担税力に即した公平な取扱いを命じる平等条項（一四条）と、個人の生存権を保障する生存権規定（二五条）であろう。生存権規定のもとでは、最低生活水準以下の所得しかない者は、憲法上の権利として、課税除外の権利をもつと考えることができる。誰がこの権利をもつかを判断するうえでは、納税者の担税力を総合的に把握する必要がある。また、国家の課税権の行使を通して、公平な所得分配状況をどのようにして作り上げるのかという問題を検討するうえでも、各人の担税力を正確に把握することが求められる。このように考えるならば、各種所得の種類や性格を一応捨象したうえで、原則としてすべての所得の算術的総和を求めることは、公平課税の実現への前提であり、また出発点であると考えることができる。このような所得の総合化は、水平的公平の実現のための基本的枠組みを与えるものといえるし、その総合化の程度如何によって、これを前提としてなされる垂直的公平の程度が大きく左右されることになる。

現行の所得税制は、原則的には、各種所得の金額を合算し、これに超過累進税率を適用する構造を維持しており、基本的には、総合課税の原則を採用している。総合課税の仕組みは、所得税制度の発達とともに、それまでの分類所得税にとって代わったものである。総合課税の原則は、所得税が大衆課税化する過程において、所得税制度の公平性を担保するために、担税力の正確な把握の必要性から、強く主張されるに至ったように思われる。

総合課税の原則が今後ともなお重視されるべきかどうかについては、あるいは見解が分かれるかも知れない。社会的事実としてみるならば、課税による所得の再分配を要しないほど、所得水準が均一化しているというのは困難で、今もなお相当の所得格差があるとみるのが適切と思われる。そうだとすれば、総合課税の原則の重要性、必要性はなお失なわれていない、ということができる。これは包括的所得概念の論理的帰結でもあるが、これとは違って、所得課税であってもその課税ベースを消費に求める、いわゆる支出税の立場に立つ場合や、さらには担税力の指標として財産という要素を加えて公平課税、応能負担を観念する場合には、租税体系における公平や総合課税の意味が相当異なるものになると思われる。

(三) 土地の分離課税

わが国では、土地の譲渡益について、相当に徹底した分離課税が行なわれている。特に個人の場合には、昭和四四年の土地税制が、それまでの長期譲渡所得を二分の一総合課税し、短期譲渡所得を全額総合課税するという仕組みを大きく変えたため、一般に、土地譲渡益に対する税負担は、相当に軽減されるに至った。これにより、土地成金の輩出と資産格差の拡大、投機目的からする土地の買い占め、土地保有の長期化といった、社会的にみて非効率で不公正なゆがみが生じたのである。

このように考えるならば、土地の譲渡益についても、基本的に総合課税を行うべきであろう。しかしこの点、平成二年の「土地税制基本答申」は、譲渡課税の全面強化をうたいつつも、分離課税を引

き続き維持すべきだとしている。その論理は、「累進的な税負担を免がれるために土地の切り売りが行なわれることを防ぎ、あわせて土地の売却に伴う税負担額を明確にすることにより土地取引の円滑化に資するとの観点からは、比例的な税率構造とすることが望ましい」というものである。しかしこの論理は、十分な説得力をもつようには思われない。個人の長期譲渡所得について三〇%の比例税率が適用されるという点については、なるほど税負担の程度は明確ではあるが、分離課税を維持することによって、総合課税であれば適用されるかもしれない四〇%、および五〇%という限界税率の適用を排除していることもまた明確である。また、累進的な負担だと土地の切り売りにつながるというの論理の飛躍であろう。土地の切り売りを防ぐためには、体系的で実効性のある都市計画、土地利用計画を策定し、そのもとで強力な施策を実行することが基本であって、累進税率との直接的な関連は小さいように思われる。なお、諸外国の例でも、イギリス、アメリカは、土地譲渡益を総合課税している。⁽⁹⁾

分離課税であっても、土地の譲渡益を重課することができる場合には、あるいは結果的にはそれほど差異がないのかもしれない。しかし、その現実性は乏しいといわざるをえない。わが国の土地税制の歴史が教えるように、分離課税を原則とすることは、土地税制に必要以上に過剰な政策的考慮を持ち込むことを容易にする。その結果、個人の担税力を正確に、総合的に把握したうえで公平な税負担を求める、という税制の基本原則が相当に歪められるのではないかと危惧するものである。

(四) 株式の分離課税

現行の株式等譲渡益課税は、原則として、申告分離か源泉分離かのいずれかの方式を選択するものとしてゐる。昭和六三年に、株式譲渡益を全面課税する方向へと原則を転換する中で、いわば暫定的にこのような制度を導入することとしたのである。現在その見直しが図られているが、平成四年一月の「利子・株式等譲渡益課税小委員会報告」は、所得課税の基本的なあり方という点では、総合課税を目指すべきであるとしながらも、株式取引の把握体制が不十分であること等を理由として、現行制度が現実的であると述べてゐる。

分離課税を支持する論拠として、利子所得とのバランスで、分離比例税率がよい、とする見解（これは、申告分離方式を基本と考えるものである）や、源泉徴収を活用することで時間や費用を節約できる、積極的に一律源泉分離課税を維持すべきだ、とする見解などがある。

このような見解は、租税の公平負担の観点からは重大な問題を含んでゐると思われる。みなし差益率を五％とする源泉分離課税については、これは実質上は、有価証券取引税の税率引上げと同じではないか、みなし差益率五％は小さすぎはしないか、などの批判がある。また、この制度は申告分離と源泉分離の選択を認めるので、実際の譲渡益と譲渡損失とみなし差益率とを総合的に判断して、取引ごとにいずれか有利な方式を選ぶことができる大口投資家を不当に利することになると思われる。先ほどの小委員会報告でも、少なくとも、継続的取引、大口取引については総合課税に移行すべきだと

の見解が多数あるとされており、総合課税の実現に向けて少しでも改正を図ることが重要であろう。特にその際には、譲渡損失の扱いが問題になるが、投機的な取引を抑制し意図的な税負担の軽減を防ぐためには、合理的な範囲での繰越しを認めたい。同種の譲渡所得とのみ相殺を認めるべきであろう。

(五) 申告納税制度と源泉分離課税

株式譲渡益に対する課税との関連においては(利子所得についても同様の問題がある)、源泉分離課税という課税方式を、申告納税という原則からみてどのように考えるべきかが問題になる。

源泉分離課税は、源泉徴収のみで課税関係を終了させるもので、徴税の方式としては簡便で、安定的な税收の確保に役立つものといわれる。事実、証券界などからは、現行の源泉分離課税方式は簡素効率という点ですぐれており、これを廃止、変更する積極的な理由はない、という声が挙がっている。しかし、この源泉分離課税という方式は、まず、分離課税によって、正確な担税力の把握を困難にする点で、総合課税の原則に反することになる。これに加えて、この方式は、納税者自身による確定申告を不要とし、またその確定申告を許さない点で、所得課税の原則の一つである、申告納税の原則に反することになる。

申告納税の原則は、国民主権の憲法原理に最もよく適合するものとして、第二次大戦後、とりわけ国税について、従来の賦課課税方式に代えて導入されたものである。申告納税の理念のもとでは、納

税者は、民主主義社会の担い手として、高い納税意識をもち、自発的に正確な申告をすることが求められる。たしかに、現在のわが国の課税所得の八五％は、源泉徴収制度と源泉分離課税制度の対象になっているといわれており、その理念と現実との落差がきわめて大きいことも事実である。問題は、このような現状をよしとするのか、それとも申告納税制度の理念を目指してその方向へ改革を進めるのか、の選択であろう。憲法の指定する納税者像は、なおわれわれが目指すべき目標として維持すべきだと思われる。安易に徴収の便宜論に傾斜することは、申告納税に対する納税者の権利を損なうことになるであろう。

もつとも、このようには言っても、源泉徴収と源泉分離課税とは厳格に区別されるべきである。支払者による源泉徴収は、合理的必要性がある限り、なおもこれを維持し、受給者の年税を、その者の確定申告を通して清算するという、源泉徴収と申告納税を有機的に関連させた徴収納付方式を広く制度化し、活用することが十分考慮されてよいと考える。

四 実現原則と未実現の利得への課税

(一) 平準化措置

税法律は、これまで、一時に実現した所得に対する累進税率の機械的な適用から生じる税負担の増

大を緩和する必要を認めてきた。たとえば、個人の一般資産に係る長期譲渡所得は、その二分の一が課税除外となっている。あるいはまた、個人の土地譲渡益は原則として分離課税され、比較的低い比例税率で課税が行なわれている。このような措置は、平準化措置という点では木目の粗いものであって、本来の平準化の意図に必ずしも沿うものとはいえない。また、二分の一の課税除外措置については、税率の累進度が小さくなっているにもかかわらず、この割合を維持することは、合理的な平準化を超えた優遇措置であるとの批判も可能であろう。

すでに述べたように、課税の公平を確保するためには、譲渡所得は全額総合課税されるべきであり、平準化措置も、そのうえではじめて適用の意味をもつものと言いうる。その場合のより合理的な平準化方式として、保有年数に応じた平均課税方式の方法などが提唱されている。¹⁰⁾

他方、譲渡所得は不労所得であるから、このような平準化は必要がないのではないかという考え方は、論理的には十分ありうるが、利子、配当所得と比べて譲渡所得だけを重課するというのは適切ではない。譲渡所得については、まず総合課税に含め、その含める際に平準化措置を適用し、さらにその後、他の資産性所得と同様に不労所得として重課する、という手順で制度をたてることが重要であろう。いくぶん複雑になるのは否めないが、譲渡所得の総合課税、平準化措置の適用、不労所得としての重課、という論理の跡を、税制の中に明確に示すことが大切だと考える。¹¹⁾

(二) 未実現の利得への課税

未実現の利得は、理論上所得とされるが、これに対する課税は、例外的なものと考えられている。問題は、なぜ例外的なのか、また、その例外的な課税の許容範囲はどこまでか、ということになる。

現行法上、未実現の利得への課税を定めた典型的な例として、①農業所得について、農産物の収穫時の価格を総収入金額に算入する旨の規定(所四一条)、②法人に対する贈与等の一定の場合において、資産が無償または低額で譲渡されたときには、時価によって譲渡がなされたものとする、いわゆるみなし譲渡の規定(所五九条)を挙げることができる。

これらの規定は、租税回避等の租税の不当な軽減を防止するために特別に置かれたように思われる。農産物が収穫された後、自家消費に回された部分を正確に捕捉しえないとするならば、その者の担税力を正確に把握し公平な課税をすることができなくなる。また、無償または低額な譲渡によって資産が譲渡された場合には、利得への課税が繰り延べられることになる。このように、未実現の利得への課税は、第一に、納税者が自らの意図、選択により租税負担を軽減できる可能性があること、第二に、課税の適切なタイミングという点で、未実現での段階が最も適切であり、その課税の遅延が、不公平な事態を引き起こすこと、第三に、未実現の段階での課税は、納税者の納税資金の調達、すなわち支払能力の点で納税者に負担を強いるものであるが、それを強いてもなお実現されるべき、より大きな法的価値(公平課税の実現等)が具体的に存在すること、などによって、その正当性を主張す

ることができないのではないかと思われる。

別の言い方をすると、このような要件を満たさない未実現の利得への課税は、基本的に認められないということになる。未実現の利得への課税は、過度に財産権を侵害する恐れが強く、また、資産の種類や利用形態の如何によっては、生存権侵害を生じる恐れもある。したがって、そのような課税は、ごく例外的にしか認められないであろう。その際には、そのような課税を正当化しうる社会的、経済的必要性が明確かつ具体的に存在することが求められるであろう。

そのような必要性の一例として、たとえば、リクルート事件において問題となったような創業者利得に関して、第三者等に対して株式の有利な割当てが行われた場合や低廉な価額で譲渡がなされた場合には、第三者等がそれを取得した段階で課税することが認められるように思われる。これは、より正確にいえば、第三者等が取得した株式の値上益というよりは、事業所得の変形としての創業者利得を第三者等が受け取った段階で給与所得、一時所得などとして課税するものといふべきであるが、株式の売却前での課税という意味では、広く未実現の利得への課税として考えることができる⁴⁴と思われる。

a 株式の未実現利得への課税

平成二年の商法改正との関連で、平成三年の税制改正において、①株式配当への課税を廃止する（商法上、株式配当の概念がなくなり、すべて株式分割になったため）、とともに、②五年間の間、最低資本金に達するまで利益等を資本に組み入れた場合において、その組入部分に係るみなし配当に

対する所得税を課さない、とされた（措置九条の三第一項前段）。

商法改正に伴って、株式配当への課税がなくなつたにもかかわらず、利益積立金の資本組入れにつき、みなし配当として課税するという基本構造は、所得税法、法人税法の本法においてなお維持されている（所二五条二項、法二四條二項）。このみなし配当規定の当否については、見解の対立がある。みなし配当への課税に賛成する論拠の一つに、未実現の利得への課税、という主張がある。その論理は、利益積立金からは配当に充てることができるが、資本に組み入れられればもはや配当に充てることができない、したがって、資本組入部分はそこまでの株式の価値の増加を示しているのであるから、資本組入れを機会にその未実現の利得を配当所得があつたものとして課税することができる、とするものである。また同時に、この規定は、課税上有利な取扱いを受ける譲渡所得への転換に対処するため必要だといわれる。他方、このような主張に対しては、問題は配当の可能性ではなく配当の有無であり、資本組入れの段階で課税することの方が不公平をもたらしものであるとか、資産の額の増減は株式の価値に影響を与えるが、増えた資産を利益積立金として留保するか、それを資本に組み入れるかは、会計処理の問題であつて、株式の価値の増加を左右するものではなく、したがって組入額まで株式の価値が確定的に増加したとみることができないわけではない、などの批判がなされている。

これ以上に詳しく、この議論に触れる余裕はない。私の現時点での考え方は、みなし配当課税には、どちらかといえば消極的なものである。この問題は、株式譲渡益に対する実現時の課税が総合課税ではなく、これを優遇しているところから派生した問題であるように思われる。実現時の譲渡益課

税が十分にできるならば、しいて未実現の段階で課税する積極的な理由は、ほとんどなくなるように思われる。

未実現の課税一般に共通する問題であるが、株式に係る未実現の利得に課税するときには、納税資金の問題と並んで、評価の問題がきわめて困難な課題になる。特に、非上場の株式等の未実現利得の評価は、容易な問題ではない。

これに加えて、株式に係る未実現の利得に課税しようとする主張は、その論理を形式的に徹底するならば、法人税の廃止または大幅な縮小の議論になりかねない。たとえばそれは、法人の利益の増大が株価に反映されるのであるから、株式の価値の変動に対して、その発生の都度株主に直接に課税することにより、法人税の存在理由はなくなるという主張になる。⁴⁾しかし、株価の形成要因はそれほど単純ではなく、会社と株主との関係はこのように直接に連動するものではないといべきであろう。現代の巨大な株式会社制度について、このような法人擬制的な考え方が妥当するといふためには、まして、株式の増価分を未実現の段階で株主に課税することができるといふためには、より積極的で合理的な根拠を必要とするように思われる。

b 土地の未実現利得への課税

平成二年の土地税制基本答申は、土地の値上がりによる含み益に対する課税について、結論的には問題があるとしてこれを退けている。答申は、含み益が担保価値をもつこと、それが資産格差ともなり、また土地の資産としての有利性を高めることになることに着目し、含み益に課税するという考え

方には、一応の理解を示している。しかし答申は、現実に収益のない者に租税負担を求めることには限度がある、含み益課税と土地売却時での譲渡益課税との調整の問題がある（調整をしなければ二重課税になる、調整を誤れば、納税者を理由なく重課または軽課することになる）、といったことを考慮するならば、その導入には問題がある、と結論している。

未実現の利得への課税の当否に関して、答申のこのような考え方と結論は基本的に妥当であると考える。ただ、答申は、土地について保有課税と譲渡課税、さらにはこれらと相続税との相互の関係という問題については、十分な検討をしていない。

この点、未実現の利得と帰属家賃が非課税である現状を所得課税の失敗と捉え、保有課税にこれらへの実質的な代替課税の性格をもたせるべきだとする見解が注目される。この見解によれば、土地が時価評価され、的確に課税されるならば、本来譲渡所得課税は不要であり、また、相続税も、富の集中の排除等の異なる課税目的からその存在理由が認められるにすぎなくなる、とされるのである。この考え方は、譲渡所得課税における凍結効果を排除すること、および帰属家賃に対応する支払利子の控除を個人に認めることをその狙いとしている。

この考え方は、総合的な租税体系を構築するという意味では、説得力のあるものであるが、なお次の点で問題を残すように思われる。第一に、支払利子の控除を認めるためには、一般の理解がなかなか得にくい帰属家賃という論拠を必ずしも必要とはしないであろうし、また、課税の公平という意味では、土地を有する者と土地を有していない者との間の公平がより重視されるべきであろう（たとえ

ば、居住用の支払家賃の所得控除または税額控除⁽⁹⁾。第二に、未実現の利得の評価は相当に困難で、評価における人為性が大きくなればなるほど、課税の客観性、公正性が損なわれる恐れがある。まして、体系的で拘束力のある土地利用計画が存在しない現状においては、土地の未実現の利得への課税は適切とはいえないであろう。

五 譲渡所得課税における特別措置

(一) 特別措置の手法とその正当化根拠

土地の譲渡益課税においては、政策的な観点から、さまざまな租税負担の軽減措置が置かれている。その手法として、①分離課税、②軽減税率の適用、③特別控除の承認、④課税の繰延べ、などがある。

これらは一般に優遇措置といわれるものである。これらの措置によって、課税対象の侵食や課税の不公平が起きるので、合理的根拠と効果に乏しいものをできるだけ廃止し、整理合理化を図ることが必要になる。

ただ、問題は、何をもって好ましくない優遇措置と考えるべきか、ということになる。たとえば、問題の譲渡所得が、収用などの本人の意思によるものではない外的、強制的な原因によって生じた場

合には、その者の利害状況をより適切に反映できる軽減の手法を考えなければならないであろう。

(二) 買換え・交換の特例

先ほどの未実現課税の問題が、実現の時点より前で、課税時期を早めて課税を行なうことの当否に係るのに対して、買換え・交換の特例の是非という問題は、実現の時点より後に、課税を繰り延べることの当否に係るものである。

以下、土地税制との関連でのみ述べることにする。土地税制基本答申を受けて、平成三年の税制改正においては、買換特例制度がかなりの程度、整理合理化された。まず、個人の居住用財産の買換特例は原則として廃止された。事業用資産の買換えについても、長期保有の土地から減価償却資産への買換特例が廃止されるなど、所要の縮減が行われた。これらの措置は、もとはそれぞれ特定の政策目標を遂行するために設けられたものであるが、地価高騰など大きな弊害を生んだとの強い批判を浴びて、きびしい見直しを受けるに至ったものである。

ところが、再び、平成五年度の税制改正の議論において、居住用財産の買換特例の復活の是非が問題になったのである。復活反対論は、①三〇〇〇万円までの特別控除や、それを超える部分への軽減税率の適用という現行制度で十分だ、②地価はまだ高く、地価高騰の過ちを繰り返してはならない、などと主張した。これに対して、復活賛成論の主張は、①住宅市場を活性化させることが重要だ、②税制の原則論からいえば、居住用財産の買換えの場合には、もともとキャピタルゲイン（売買差益）

はないと考えるべきだ、などというものであった。結局のところ、一定の要件（譲渡資産および買換資産のいずれも適正な対価の額によるものであること、譲渡価額が一億円以下であること、譲渡資産の所有期間が一〇年を超えること、譲渡者の居住期間が一〇年以上であること等）を満たす居住用財産の買換え・交換に関して、平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間の譲渡について、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べが認められることとなった。²⁰⁾

政策論的な考慮は別として、居住用財産の買換えは、租税理論上、当然課税を繰り延べられるべきだという復活賛成論の主張については、基本的に同意すべきであろう。²¹⁾ まず、同種同規模の居住用財産の「交換」を考えてみる。この場合、交換後の経済状況には何ら変化はなく、この場合に実現があったとして課税すると、交換前の居住条件を下回る居住条件を納税者に強いる恐れがある。このような考慮は、固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例（ごく大ざっぱに言えば、同種同規模同一目的の資産を取得した場合には、譲渡がなかったものとして、譲渡所得の課税が行なわれない）として、所得税法にも定められている（五八条）。そこでは必ずしも、これを優遇措置だとは考えていないように思われる。次に、居住用財産の買換えについては、資産の増加益が一時的にせよ現金化されるので、交換との区別が問題となるが、この場合でも、対応する二つの資産の売買が連続的に行なわれる等、その実質において投資が継続している場合には、交換の場合と基本的に同じように考えることができるであろう。この場合にも、最初の取得価額を引き継がせたいので、最終的に新たな居住用財産への投資がなされなかった時点で課税するという仕組みを採用することは、十分考慮に値するであろう。

買換特例制度が、経済状態に何ら変化を生じない、したがって担税力が存在しない者に対して、一定の投資が継続されている限りにおいて課税を繰り延べることを、その本来の目的とするものだとするならば、この制度は、必ずしも優遇措置だとして非難されるべきものではない、ということになる。また、仮に優遇措置だとしても、特別控除方式よりは合理的なものということができる。特別控除方式は、売却代金の使い途を問題にしないうえに、一定の期間をおくと何度でも使えることができるので、合理性の乏しいものといえよう。

しかし他方で、地価形成への影響などの考慮から、買換特例の制度を実際に作るうえでは、相当にきびしい要件を課すことが必要となる。新たに復活した制度のもとで付されている要件は、その意味ではおおむね妥当なものといえるであろう。とりわけ、売却および取得の双方に係る財産とも適正価格であることを求める規定は、投機的な要素を排し、地価高騰を防止するうえで特に重要であると思われる。

このような買換特例の正当化根拠がそれなりの合理性をもつものだとすれば、その論理の適用範囲、限界はどこにあると考えるべきであろうか。課税の公平の観点からは、原則として、可能な限り、同種、同額、同一使用目的の財産間の買換えに限定すべきだと思われる。仮に、広範な種類の財産間での買換特例が認められるとするならば、そのときには、これを補完する強力な財産税と相続税の制度を整備することが不可欠になるであろう。

六 おわりに

税法の観点から譲渡所得課税を検討する際に基本的と思われる視点について、改めて要約的に述べることとする。

第一に、譲渡所得の基因となる資産は多種多様なので、その資産が納税者の生活や生存とどのようにかかわっているかについて、立法上十分な配慮をすることが必要である。しかしながら、他方で、譲渡所得は、一般に、資産性所得、不労所得の側面をもっているので、その意味では、これに重課をすることが、担税力を正確に把握し、公平な課税を実現するうえで重要だということになる。株式や土地の譲渡益については、それが高額所得者に集中しがちであるということを考えると、一般には、譲渡益への重課という要請が大きくなると思われる。

第二に、法的な評価基準という意味では、憲法の平等原則、生存権条項、財産権条項、などが基礎に置かれるべきであろう。これらを基礎に、望ましい課税のあり方を考えるならば、それは基本的には、①必要な平準化を含めて、譲渡所得を総合課税すること、②そのうえで、資産性所得として重課すること、③申告納税制度の徹底化を図り、源泉分離課税を原則として行なわないこと、ということになると思われる。

第三に、譲渡所得の課税においては、課税のタイミングが特に問題になる。実現時に課税をすると

いう原則は、基本的には、課税における評価の困難性を避け、納税者の租税支払能力に配慮した結果、採用されたものと考えられる。そうだとすれば、未実現の課税を行なうについては、それを行なうについての具体的で積極的な根拠を必要とするであろう。また他方で、一定の場合における課税の繰延べは、少なくとも租税理論上は、相当の限定を加えたいで、これを認めるべきであろう。譲渡所得課税のあり方を考察する際には、これに関連して、たとえば保有課税をどう構想するか、相続税をどう構想するか、などの総合的な租税体系の整備という観点も、あわせて必要になる。

〈注〉

- (1) 武田隆二『法人税法精説』（森山書店、平成四年）一三五頁。
- (2) 金子宏『租税法（第四版）』（弘文堂、平成四年）一九〇頁。
- (3) 金子宏「租税法における所得概念の構成（三・完）」法学協会雑誌九二卷一〇九九頁。
- (4) 武田前掲書一三〇頁、藤田晴『所得税の基礎理論』（中央経済社、平成四年）二〇五頁以下。
- (5) 水野武雄「譲渡担保と譲渡所得課税」（北野弘久編『日本税法体系3』〈法学陽書房、昭和五五年〉所収）六四頁。
- (6) 租税判例百選（第三版）六六頁（竹下重人執筆）、大島隆夫ほか『所得税法の考え方・読み方』二七頁（税務経理協会、昭和六一年）。
- (7) 日本租税研究協会『シャープ勧告とわが国の税制』（昭和五八年）二二頁（金子宏執筆）は、シャープ勧告自身は必ずしもこの考え方に共感を示していない、とする。
- (8) 田中治「利子および株式等譲渡益課税の見直しをめぐる一考察」税研四六号四頁。
- (9) 石弘光『土地税制改革』（東洋経済新報社、平成三年）一五九頁。
- (10) 藤田前掲書二二三頁。
- (11) 「特集—金融税制改正の焦点」金融財政事情四三卷三八号二二頁（石弘光執筆）。

- (12) 金子宏「キャピタル・ゲイン課税の改革」(総合研究開発機構『長期的な税制のあり方に関する研究』
 (昭和六一年)所収)二二頁、藤田前掲書二二二頁。
- (13) シャウブ勧告第一卷一八頁は、簡素化について、次のように述べている。「しかし、経済的利害の複雑な
 富裕な納税者に対しては、余りに簡素に偏重すべきでない。このような納税者は完備した帳簿を作る労を惜
 しまないだろうと想像されるからである。……なお、事業を営む法人については、もし不公平及び好まし
 くない経済的結果を防止するためにそれが必要であるものなら、もっとより複雑な租税を賦課することが至当
 であると考ええる」
- (14) 武田昌輔「創業者利得の課税と証券税制」税経通信四四卷一号七頁。
- (15) 金子宏「商法改正と税制」商事法務二二三号三〇頁。
- (16) 竹内昭夫「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否(上)」商事法務二二五八号四九頁。
- (17) Shakow, Taxation without Realization: A Proposal for Accrual Taxation, 134 U. of
 Penn. L. Rev. 1111, 1116 (1986).
- (18) 宮島洋「土地税制改革の租税論」税研三五〓三六号八頁。
- (19) 三木義一「法理論の視点からみた土地政策と土地税制」法律時報六三卷二号二二頁。
- (20) たとえば、内川澄男「復活した居住用財産の買換特例の概要」税経通信四八卷六号五四頁。
- (21) 水野忠恒「土地税制の手法―買換え・交換の特例を中心に」租税法研究一八号八〇頁、野口悠紀雄「買換
 え特例の復活論議と現行税制の問題点」税務弘報四〇卷一三号一〇頁。
- (22) 譲渡所得課税における投機的所得への重課の必要性を説くものとして、北野弘久『納税者基本権論の展
 開』(三省堂、平成四年)一一〇頁。
- (23) 広範な買換特例の制度を主張するものとして、Vleck, A Comparison of Japanese and American
 Taxation of Capital Gains, 14 Hastings Int'l & Comp. L. Rev. 719 (1991).

司

会

池上 惇（京都大学・财政学）

小山廣和（明治大学・税法学）

井上久彌（日本大学・税務会計学）

北野弘久（日本大学・税法学・憲法学）

新井隆一（早稲田大学・行政法・租税法）

畑山 紀（札幌学院大学・税務会計学）

大橋為宣（杏林大学・税法学）

坂野光俊（立命館大学・财政学）

富岡幸雄（中央大学・税務会計学）

内山 昭（九州国際大学・财政学）

三木義一（静岡大学・税法学）

太田一男（酪農学園大学・憲法学・政治学）

田中 治（大阪府立大学・税法・财政法）

大山明雄（経営構造研究所所長・财政学）

谷山治雄（税制経営研究所・财政学）

小谷義次（大阪市立大学名誉教授・财政学）

■ 討論参加者

司会 それではただいまから討論に移らせていただきます。何しろたいへん大きな問題でございます。たくさん御質問がまいておりますので、それぞれの先生方から簡潔に御説明をお願いをして、それに報告者から、お答えをいただき、ひととおりそれをまず済ませるということを最初に実行してみたいと思っております。

まず最初に、内山先生への御質問から始めさせていただきますが、日本大学の井上先生から質問が出ておりますので、最初によりしく願います。

井上 日本大学の井上でございます。内山先生に二点ほどおうかがいしたいと思えます。第一点は、法人の株式キャピタルゲインは独立課税をすべきである、という論点についてです。ご趣旨はアメリカ式にオーデイナリーインカムとキャピタルゲインを区分しようという意味かと思われませんが、先生はこの論拠として企業が実体的基礎を持っているからというように承りました。しかし、今の日本に事業法人二二〇万社ぐらいあるなかで、実体的な基礎を持っている企業といえるのは、たかだか二、三万社位のものではないかと思われれます。あとは経営者即株主といういわゆる閉鎖企業でございまして、法人が独立した実体を持っているという論旨は課税の問題としては成立しないのではないかと考えられることとあります。それから、法人の場合には、キャピタルゲインもむしろ企業利潤というジャンルに近いのであって、通常の事業所得と区分する意味がないと考えられます。したがって、キャピタルゲインが独立課税をされなければならないという御見解については私は否定的に考えるわけで

ございますけれども、この点につきましてご教示を頂きたい。これが第一でございます。

第二は、法人の利潤課税と株式譲渡課税が二重課税という見方はフィクションであるという御意見に対してでございます。もともと法人の利潤は配当されるか留保されるかどちらかなので、配当については、アメリカを除けばE C、日本とも二重課税調整式でやってるわけです。また最近のアメリカ財務省報告においても、その二重課税排除方式の導入が公式に論議されております。さらに、株式譲渡について考えますと、先生の御報告自体にもございますように、株式価額の構成要素としてまず企業利潤が挙げられるわけですね。明らかに企業利潤の反映であります。そうであれば、株式譲渡益の課税について法人税との調整をすることがなぜフィクションなのか？ その意味が理解できないわけです。私は、株式のキャピタルゲインについて課税する場合には、配当課税における二重課税調整と同様の論拠でキャピタルゲインについても、二重課税調整を考慮すべきであると考えております。以上の二点につきまして先生の御意見をうかがいたいと存じます。

内山 九州国際大学の内山です。企業の留保利潤ですが、株主に所有権があることと株の値上がり益とは別の問題であるという立て方です。

株価の水準というのは、企業の利潤および将来の期待収益を反映する、というふうに考えたいという事です。

井上 現在バブル崩壊による株価下落が騒がれておりますが、あれは明らかに企業利潤の低下を背景としていると考えるほかない。企業利潤の関連と株価の関連を無縁のものとして、少なくとも直接関係ないとして切り離されるというのは、実体からかけ離れた理論ではないか。それこそ、別の意味のフィクションではないかという気がするのですけれども。

内山 経済学の議論とちょっと違う感じを受けますけれども、企業の利潤です、収益および将来の利潤を株価というのが反映するということと、イコールではないというふうに考えます。

井上 私も全くイコールだとは申し上げておりません。相当部分が企業利潤の反映のはずだ、と申し上げているわけです。従って二重課税調整がフィクションであると断定されたことについては、相当部分の様相を無視された議論ではないかと申し上げているわけです。

内山 ただですね、その点は確かにございますが、内部留保に課税したら、キャピタルゲインの課税は必要ないと、あるいはキャピタルゲインに課税すれば、内部留保には課税する必要がないという議論もあるんですよ。

井上 私は必要ないとは申し上げてないのです。法人税と所得税の税率が違いますから。これは配当

と同じことですね。配当は利潤分配だから、所得税は不要だという理由はなく、合算課税すべきである。株式のキャピタルゲインも同様です。しかし、課税をする場合には法人税との調整を考える理論的な必要性があるだろうと、申し上げているわけです、これはフィクションではないはずだ、と。

内山 もちろん、そこまでは否定しておりません。それと第一点ですね、実体的基礎をもつ一万社ぐらいという大企業を想定すれば、そういうふうに見えるということと、課税の客体として個人と法人を考えた場合に、オーナー企業といえますか、そういう場合に、法人に課税しても、個人に課税しても、どちらかに課税すればいいという話でありますので。

法人の場合には、株主の集合体であるというような形式論理ではいくべきではないと……。

井上 今申し上げているのは、現実の経済社会についてです。二二〇万社の利潤について法人税を課税されているわけです。そこでキャピタルゲインだけが別扱いされるといえるのはどこから来るのかと申し上げているので、法人非課税論などというのは別個の論点であろうと存じます。もし、法人としての実体的基礎が違うのであれば、「実体的基礎」のない二〇〇万社の課税はどうなるのでありましょうか。

内山 あの、ごめんなさい、ちょっと、そういう話ではありませんで、法人は個人株主の集合体であ

るから、課税する必要はないというわけではないという意味なんです。ここで実体的基礎と言っているのは、独立の課税客体になり得るという意味で言っております。先生のおっしゃる点につきましては、事業収益と、午前中高井先生からお話が出ましたけれども、事業収益とキャピタルゲインと分けて、課税を考えようという話であります。

井上 なぜそれがそうなるのか、ということについてご質問申し上げているわけです。第一に、事業収益とキャピタルゲインが違うのだという根拠が理解できませんし、第二に実体的基礎を持つ企業であろうとなかろうと、事業収益としては通常のオーデイナリーインカムと同質ではないのかと、それを別扱いしなければならない、たとえば、差別税率、アメリカのような繰越欠損期間制限などをしなければならぬ理論的な根拠が、どうであろうかということについて疑問を持っているわけです。

内山 その点についてですが、事業収益と、ここで言っているキャピタルゲインが、法人が他の会社の株を持っていて、値上がりして得た利益とは、原因が違っているので、区別できませんでしょうかね。

あるいはもう少し言うと、事業体としての法人は、株で儲けなくてもよろしいという話で、基本的には事業活動で利益を上げるべきだということですよ。

井上 法人が株で儲けなくていいかどうかというのは次元の違う論理ではないでしょうか。現に儲けているその利益に対して、課税がいかにあるべきかを議論すればいいんであって、経営運営がいいか悪いかというような倫理の話は、われわれの論議の外にある話でございましょう。

現に営業活動で儲けた利益と、土地や株の売買で儲けたものと、租税負担力としてどう違うんだ、と。法人の事業利益は、個人のキャピタル課税とは違うと思うんですよ。事業資本の運用形態からすればすべてが等質ではないかと考えます。つまり、資本の運用収益は、あらゆる事業利益として等質なのであって、それに対して課税の落差をしなけりゃならないという、理由があるときはどうしてもうなずけないということです。

内山 これで終わりますけれども、経済的性質は全く違う。キャピタルゲインは、これは国民所得には入りませんから、国民所得でありませんので、経済的性質は基本的に違う、だから課税も別建てでたてられないかということです。これは同意していただかなくてもかまいませんけれども。

井上 先生と私との視点の違いはわかったようでございます。ありがとうございます。

司会 それでは同じく内山先生への御質問で、北野先生から未実現利益の課税についての御質問が出ています。

北野 日本大学の北野です。いまの井上会員の御発言との関係で、私の感じを申しますと、われわれは法律学をやっています関係上、制度論的のものを考えていますから、そういうことを前提にした場合においても、現代の資本主義社会、高度に発達した資本主義社会というのは、伝統的な経済学の法則では説明できない現象がたくさんあります。そういう現実をふまえた上で、われわれはキャピタルゲインと呼ばれている譲渡所得の中身を考えるべきだ。キャピタルゲインは現代の高度に発達した資本主義社会における「企業利潤」の一つの変形であると思えることができます。このことをきちっと捉えることが憲法の要請する応能負担原則に合致すると思えていきますので、そういう意味では、井上会員と同じ理論的認識に立っているのですが、しかし経済学のこととは門外ですから、経済学の議論は知りませんが、そういうことを法律学の観点から申し上げておきたいと思えます。さて、僕の質問ですが、先ほどおっしゃった未実現の利益について課税すべきであるという趣旨はわかりましたけれども、それでは日本の現行税制のもとではインカムタックスとして課税するのか、あるいは全然違った、現在の租税体系の税目とは違った新たな独立した税目をつくって対処しようと考えておられるのか、その点を確認的にお聞きしたいと思います。

内山 あんまりはっきり言うと、次の攻勢が来るのではないかと心配ですが、今書いている論文でもそういうふうには言っていませんけれども、独立の税として考える、論理的にはそういうことです。た

だ、そう言いきってしまいますと、利子配当所得とキャピタルゲインとは、金融資産所得としての共通性もありますから、整合性の問題があるのです。資金のシフトの問題であるとか、そういう問題がありますけれども、個人も法人も独立税として考えるということです。

司会 続きまして内山先生への御質問で、静岡大学の三木先生からお願いをいたします。

三木 議論がせっかく盛り上がっているところで恐縮ですが、静岡大学の三木でございます。先ほどの内山先生の御報告の中で、土地保有税について、私が譲渡所得の前取りだと理解しているという前提で、コメントをいただいたのですが、私の最初の川瀬さんに対する報告がちょっと時間がなかったものですから、簡潔に言ったもので誤解を与えてしまったと思いましたが、若干訂正だけしておきたいと思います。私も内山先生と同じように保有税は本来違うものだと思っています。それ固有の論理があつて譲渡所得の前取りとはそもそも違うと考えています。ただ例外的に土地増加税のようにはつきりと譲渡所得税の前取りとして位置づけた税制があつた場合には、という前提で午前中質問したわけです。そういう場合には、台湾のような制度も一定の有効な役割があるかもしれないと思つて川瀬さんにも質問したわけです。

関連して申しますと、先ほどの川瀬さんの報告に、わが国の開発利益をどうやって吸収すべきか、いろんな議論がありまして、さまざまな提案が出てきているのですが、私個人的に申しますと、今そ

ういう新しい制度を提案するよりも前に、現行の土地税制をきちんと見直した方がいいと思っ
ているのです。とりわけ地方税の場合には、都市計画税という名前だけからすると世界で最もすぐれた税制
があるわけです。にもかかわらず、この制度が御存知のような固定資産税の付加税的な性格になっ
てしまつてその意義がほとんど失なわれてしまつていゝのです。都市計画税を、譲渡所得税の前取り
的な租税制度としてきちんと位置づけ直して、再構成すべきである。そうすれば、自治体がきちんと都
市計画税をとらない場合は国がもつて行きますし、逆に都市計画税を自治体がとることによつて国に
奪われるものを自治体が奪還できる、こういうシステムに切り換えていった方がいいと個人的に考
えていたもので、川瀬さんの時に関連して質問したわけです。その点だけ訂正をさせていただきたいと
思ひます。

司会 ありがとうございます。続きまして早稲田大学の新井先生から内山先生への御質問をお願い
します。

新井 内山先生に質問いたします。午前中の納税者番号制度と関わりがございまして、もしお取り
あげただけなければそれでも、と申し上げたのですが、質問してもよいということですので、質問
させていただきます。内山先生のお話ですと、私の質問の主旨は課税対象の捕捉の問題です。捕捉体
制を整備するについては、法人企業の会計記帳の活用をすべきであるというような御主旨のお話があ

ったかにうけたまわっておりますが、この具体的な方法、それを若干詳細にお教えいただけないだろうか。

それから資産取引者番号をさしあたって捕捉体制として、これは採用したらいかがかという先生の御主張でございましょうか？ といたしますと、この内容についてお話をうけたまわれればと思います。

内山 企業の会計記帳の活用を、あまり具体的なことを考えているわけではございませんで、活用できるという程度のこととして、個人の場合に比べれば、ほぼ正確に捕捉できるということです。

資産取引者番号については、八田達夫氏が納税者番号が日本では不安があるから、さしあたっては資産取引をする人に限ってつくるといふように言っているようです。しかし、私の本筋ではまだありませんので、これだけにとどめておきます。

新井 ただ今の捕捉体制の整備の問題でございしますが、法人企業の場合は、個人に比べて捕捉しやすいのではないかと、個人・法人の比較の問題がございましたが、法人の場合でも、法人の規模・形態その他によりまして、先ほどの井上会員のお話もございましたように、企業として体をなしているものは比較的少ないのではないかと考えられますので、これはキャピタルゲインの捕捉だけの問題ではございませんけれども、そういう点に問題があるのではないかと思います。その点についてはいかが

でしょうか？

内山 私あまり自信がございませんが、やはり個人と法人を同様に扱うことによつて、個人に近い法人形態もございまして、企業の規模別に相当違ふと思ひますけれども、両方から攻めないと捕捉率を高められないところから出ているところでもあります。それと、ここで私が想定している法人課税というのは、大企業というのを頭に入れていきますので、しかもこれが上場株式の相当部分をもつ、非上場株式の問題はありますが、一応はぶいています。上場株式、しかも大企業ということであれば、かなり捕捉率は高いと考えています。上場株式の七〇％は法人所有で、ほぼ半分は持ち合いだと言われています。他は一方的所有といひますか。そういう上場株式についてはほぼつかめるのではないかと、そういう想定で立論しています。

司会 どうもありがとうございます。新井会員よろしいでしょうか？

新井 ただ今の会計記録の活用という問題と資産取引者番号という問題はどういうふうに関わつてくるのでしょうか。

内山 とても苦しいのですが、個人の捕捉が難しいので、八田さんがおっしゃっているのは、個人で

資産取引者番号、法人でもさまざまな規模の法人がございますから、作ることができるのではないかと、作れば、捕捉率が高くなるということではないかと思いますが。

司会 内山会員に出されました質問票は以上でございます。次に畑山会員に対する質問に移らせていただきます。まず最初に酪農学園大学の太田会員のほうからお願いたします。

太田 私は質問をおりてもいいと思つたのですが、今ちょうど議論になつているところなんですけれども、プライバシーを守るといふことと、税の捕捉の問題というのは、裏腹の問題があるわけですけども、何はともあれ法人だけをきちつと整理して考えるといふことを前提にお考えなのかなと思つて、その辺を畑山先生に御質問したかったわけです。自然人と非自然人と同じレベルで考えるくせがついてしまつているのですけれども、やはり自然人にまつわる他のプライバシーの問題がからんでまいりますので、税の捕捉の問題の場合にも、自然人と非自然人は別個に考えるべき主体ではないかと思ふのですが、どうしてもそこがいっしょになる。もちろん零細企業があるといふことがあつて、区別できないといふことになるかもしれないませんが、社会的にどう機能しているかといふ時に、自然人の基本的な人権保護の角度から考える時に、単なる理解では処理できないと思ひまして、最後のところをどのように整理されているのか、もう少し御説明があれば助かると思つたわけです。

畑山 札幌学院大学の畑山です。納税者番号制度につきましては、目下勉強中の段階でありまして、わからない点が多いのですが、アメリカの場合は個人と法人は全く違う番号体系になっているわけです。個人が社会保障番号で、法人などの事業者には連邦社会保険料の徴収のために付された雇用者番号が用いられています。これらはそもそも課税上の独自の必要性からつけた番号ではないのです。おそらくわが国においても、仮に納税者番号制度が導入されるとすれば、その良し悪しは別として技術的にやはり個人と法人は別体系になるのではないかと思っています。またすでにわが国においても、確定申告書を提出した個人と法人には税務署毎の整理番号がついているわけです。したがって仮に納税者番号制度が導入されるとすれば、すでにある番号の再編ということが、現実には考えられるのではないかと思っています。いずれにしても個人と法人の納税者番号は、別体系が自然ではないかなという気はしております。

司会 それでは次の質問に移らせていただきます。同じく畑山会員に対して、朝日大学の石村会員より、キャピタルゲインの課税と納税者番号制について質問が出ています。

石村 先ほどの太田会員の質問については、私が答えた方が良いと思います。政府税調の番号制導入プランでは、個人と法人とを分けて付番することになっています。個人については、社会保険庁（基礎年金番号方式）ないしは自治省所轄の機関（出生番号方式）のいずれかになります。これに対し、

法人については、国税庁（納税データ方式）ないしは登記所（商業登記簿・法人登記簿方式）のいずれかが付番・データ管理機関となります。

つぎに、キャピタルゲインをしっかりと把握し、公平な課税を実現するには番号制が必要ではないのか、という点についてお答えします。

この点については、たとえばデンマークのように番号制を導入している国においても、株式市場育成のために、原則として証券会社に情報申告書の提出を義務づけていないところもあるわけです。ちなみに、この国では、出生番号方式、つまり国民背番号制を採用しています。

もう一つは、アメリカの租税政策を点検してみれば、興味のある事実が浮かび上がってきます。つまり、レーガン政権下では、オーディナリーインカム（通常所得）とキャピタルインカム（譲渡所得）は共に、同じ税率で課税するという政策が実施されました。ところが、クリントン政権は、キャピタルインカムに対しては、優遇措置をとる、という政策を明らかにしています。

こうした事実からわかることは、確かに理論的には、あらゆる所得を総合して累進税率で課税するという考え方は正鵠を得ている、と言えます。しかし、現実には政策税制がいたるところでまん延しているわけです。いわば「理論と政策との乖離」をどう理解して行くかは、極めて重要なことです。また、デンマークの例のように政策的にキャピタルゲインの捕捉をゆるめたり、あるいは非上場株式の取引の捕捉態勢を真剣に検討しないまま、番号制を導入しても、空手形となってしまう。

法学を専攻する立場の者としては、実現できそうもない理論を基に新制度を構築することには抵

抗を感じるわけです。「……そしてコストのかかる番号制だけが残った」というのでは困るわけです。こうした点、畑山会員はいかにお考えか、うかがいたいわけです。

畑山 おっしゃる通り、アメリカではまさにそういう方向で動いているのですが、レーガン政権の下で、一九八六年税制改革法により、個人の長期の純キャピタルゲインをオーディナリーインカムと同じ扱いにした背景には、大幅な最高税率の引き下げがあったわけです。そして、また今、投資刺激のためのキャピタルゲイン優遇措置の復活が、ブッシュ政権によって提案されていましたが、クリントン政権によってより鮮明に主張されているようですので、その実現の可能性があるわけですから、投資を喚起しても、わが国の場合どうなのでしょう。キャピタルゲイン課税を優遇することによって、投資を増やす必要があるのでしょうか。むしろ専門家におうかがいたいわけです。もちろん個人株主を増やす必要があるということについては理解できませんが、経済政策として個人のキャピタルゲイン課税を優遇することが必要なのかどうか、明確にはなっていないように思われます。むしろこの際、課税の公平の理念、垂直的公平性の実現にむけて総合課税にもっていくのが筋であって、そういうことが経済に悪い影響を与えるというのであれば、税率水準の見直しなどで対処すべきではないでしょうか。税務会計学の立場からは、課税所得の計算上、キャピタルゲインを特別扱いする必要性は、ないのではないかと考えています。

司会 いまのお答えでよろしいでしょうか。

石村 理論的には先ほどから言っておりますように、確かに課税の公平という視点からは、キャピタルゲインを優遇する必要はないわけです。問題は、現実には理論どおりに動いていないのにもかかわらず、総合課税をお題目のように唱え、かつ番号制は万能という主張をすることです。

これでは、学者が番号制導入の呼び水の役割を果たすに過ぎないことになりかねないわけです。理論的には総合課税は正しいわけです。ところが、キャピタルゲインはもちろんのこと、利子所得などについても全員が申告のために税務署へ来たら対応できないことなどを含め、現実には総合課税は難しい、というのが実状なわけです。

「税の政策化」という現代国家の現象が著しい現在、「理論と政策の乖離」が不可避であることを十分に認識したうえで、番号制の効用を考えてみる必要はありはしないか、おたずねしたわけです。

畑山 その点については、先程も少し触れたかと思うのですが、私は、納税者番号制度の導入を、キャピタルゲイン総合課税の前提条件にすべきではないと考えています。キャピタルゲイン総合課税を実現する上で、納税者番号が不可欠であるという見解に組み立て、結果としておっしゃるような事態を招くことは、もちろんあってはならないことと思っております。

司会 どうもありがとうございます。それでは、もう一つ、畑山会員に對しまして質問が出ております。早稲田大学の新井隆一会員のほうから、納税者番号制との関係であると思ひます。よろしくお願ひします。

新井 重ね重ねで申し訳ございませんが、畑山先生のお話を逐次うかがっていて、私の聞き方あるいは理解の仕方が悪いのかもしれませんが、お教えいただきたいと思ひます。その前に、これから納税者番号等の話について、おうかがいするのですが、私は、もしも、番号制度というものを実施するならば、徹底的にやらないと不公平が生ずるのではないか、単に先程のお話にありましたような、資産取引者番号とか、少し広げて納税者番号というのではかえつて不公平に、不公正な状態が起るであろう、と。

国民番号というもので行なわなければならないだろう。だからといって私はそれを推進することと主張しようというわけではありません。これから申し上げるような、徹底した国民番号ができないと不公平だから、それはやめるべきだという結論になるわけです。いっそのこと、氏名などということをやめてしまい、すべて国民番号にする。戸籍も住民票も、住民基本台帳も、番号だけを書く、特に氏名を称したいものは勝手に称してもいいけれども、第三者対抗要件を充足するために登記をする、ということに……。

たとえば、従つて、土地の登記簿も、家屋の登記簿も、それから固定資産課税台帳も住民基本台帳

も全部同じ番号を必ずつける。それから預金、貯金の口座番号も今では金融機関あるいはその支店ごとに番号がついていますが、これもその国民番号で預ける。取引の時必要な請求書、納品書、契約書、領収書それにはすべて当事者の両方の番号を必ず付す。そして、これは民法の方に立ちいることになりましたが、それを付さないそれらの書面は無効であるというふうにしまして、それを全部国税庁のコンピュータにつなげるといふふうにすれば、これは公平な、それでも漏れるものがあるかもしれませんが、一応公正な課税ができる。自分の資産がいまいくらあるかというの、国税庁に電話をかけるにあなたの本日現在の資産はいくらです、ということがすぐわかる。これだと申告納税制度はある意味では不要になりました、付加課税制度が行なわれて不服の申し立てはその付加課税がけしからんというので足りるのではないか、そんなことが先ほど来いろいろお話ありましたが、そんなことができるのだろうか、ということを考えております。それが私の立場でございます。

ところで、畑山先生に質問でございますが、こういう課税対象の捕捉については、技術的困難性に関する固定観念を打破したらいかがかということ、これを改革の基本的視点ということでお話いただいたかにお話をうけたまわりまして、アメリカの例を出されまして、いろいろな機械が発達したので可能ではないかということをおっしゃられたようにうけたまわりました。他方、改革試案の方では、先生は納税者番号制度の導入を不可欠の前提としない改革ができるのではないかと、お話をされていたか、思います。あるいは私の聞き方が悪かったのかもしれない。しかもお話の中では総合課税の方向をめざすべきであるとおっしゃいました。その具体的方策はどうなのかということもおうかがいしたい

ところです。今申しました技術的困難性に関する固定観念の打破という問題と番号制度の導入を不可欠の前提としない改革の実施という先生の試案と、どういふ関係があるのかということ、まずおうかがいたいと思います。

それからまた、同じく試案の中で最後のところでお話いただきましたが、ライセンスの保護の確実な保障と国民の大部分の十分な理解を前提とした、そういう条件付導入ということを御提案なさっているのかなと思いますが、ライセンスの保護の確実な保障などというものが可能なものでありましようか。国民の大部分の十分な理解などというものは、いつになったら得られて、それはどのようにして確認をするのでありましようか。ということを考えますと、これは実は条件付き導入と言いながら、導入できないことを前提にしてお話のかなあとこの疑問をもちました。また納税者番号を導入しなくても総合課税は不可能とは言いきれないとお話の最後の方でなさったようにうけたまわっておりますので、それではその不可能とは言いきれないという場合の可能な具体的方策はどんなものなのであらうかというような、いくつも同時に申し上げて申し訳ありませんが、質問させていただきます。

畑山 いろいろとお教えいただきまして、誠にありがとうございます。先生がおっしゃいました通り、私もかつてオーウェルが描いたような望ましい管理社会の実現を望んでいるものではけっしてございません。そんなことはあつてはならないわけです。

さて、技術的進歩、特にコンピュータの活用のことですが、最近、納番導入問題に関連して、先ほども若干ご紹介がありました。銀行や証券会社の方で非常にコストがかかるということが強調されており、そのコストの中身はよくわかりませんが、コンピュータへの番号の入力や支払調書など作成のための費用を含んでいるのでしょうか。

納税者番号制度の導入を前提としないキャピタルゲイン総合課税の実施のためには、本人確認制度を整備するとともに、すべての株式等の取引資料を税務当局に提出するようにしなければなりません。これは、現行の申告分離課税制度の下で採用されている株式等の譲渡対価の受領者の告知制度と株式等の譲渡対価に係る支払調書の提出制度を全面的に適用することによって可能となります。もちろんこれには、証券会社のコスト増が伴う必要があります。しかしいづれにしても、株式等の売買については、取引報告書を作らなければならないわけでして、取引報告書を作る際に同時に、磁気ファイルの上に課税庁に報告するものも作れるはずであり、課税庁に取引資料を提出するために別途多大な手間ひまがかかるということは考えられません。また、それをハードコピーで提出する必要もおそらくはないでしょうから、磁気ファイルの提出という簡便な手段によることができるはずですが。したがって、私には課税資料の整備のために過大なコストを要するということが理解し難いのであります。すでに実施している支払調書の提出制度の拡充などを通じて課税資料の収集体制を整えるならば、納税者番号制度を導入しなくても、少なくとも現状よりは相当改善された所得の総合的な把握が税務当局によって可能になるということが言えるだろうと思えます。つまり、現にある課税資料をも

つと有効に活用するだけでも、相当程度のキャピタルゲインの総合課税化は達成できるのではないかということとして、納税者番号制度の導入問題とは切り離してキャピタルゲイン課税の総合化を早急に実施するべきということを申し上げたいわけです。

司会 どうもありがとうございました。畑山会員に対する質問状は以上でありますので、一応時間の関係もありますので、先に進ませていただきます。次に田中会員に対する質問ですが、まず最初に追手門学院大学の高井会員から、田中会員だけということではなく他の方でも結構ですということなのですが、質問が出ています。

高井 追手門学院大学の高井でございます。本日はいろいろお教えをいただきましてありがとうございます。お話をうかがっております、私はちょっと頭の中で整理するのに困っている問題がありますので、御質問申し上げたいと思います。

実現・未実現と言われますが、実現・未実現とはどういう内容のことを考えておられますか。それを金額で測定するようになりますと、たとえば、売買対価によるのか、契約価額であるとか、いろいろな基準が用いられると思います。そうしますと、キャピタルゲインというようなものを考えますと、実現・未実現の認識基準あるいは測定基準が明確でなければ言葉のうえで先走りして、どうも具体的に理解しがたいのです。オーディナリーインカムと言われていますが、ゲインとはどう違うのですか、

リアライズ、アンリアライズを何で区別するのですか、どのような測定基準によれば私たちが経験的に認識することができるのですか、御見解をお教えいただきましたら結構だと思います。

田中 大阪府立大学の田中です。一応最初に御指名を受けている関係で、私が話させていただきます。一般の問題としてどのようにお答えしているのかよくわからないというのが正直なところです。ただ報告のなかでも申しましたように、法律の世界で実現・未実現というのは比較的是っきりしています。それは譲渡という法律の規定または概念があるからです。問題の一つは何をもって譲渡があったとみるのかという事実の認定です。もう一つの問題は、譲渡の場合に、一般には対価を伴いませんが、対価を伴わない場合についても生じます。対価を伴わない無償の譲渡であっても、それは収入金額があったとして、収入金額の中に算入するかどうかという問題です。簡単にいえば、具体的事実認定の問題とか、あるいはそこに課税の対象になる租税力があるかどうなのかという問題などが問われてくるものと考えます。結局のところは、譲渡があると認定できるのはどういう状況なのかというところで、個別の状況にあわせて考えるのがおそらく普通の処理ではないかと考えています。そこで問題の未実現の利得については、報告でも申しましたように、法律の世界においては、未実現の利得については理論上は所得と認定することが可能だとしつつも、一つは評価の問題、もう一つは租税の支払能力の問題が大きな理由となって、法律の制度としては、未実現の利得への課税を原則として行なわない、というのがおそらく基本的な考え方ではないかと思えます。そ

ういう場合の評価の困難性とは何かと申しますと、これは、むしろ経済学あるいは税務会計の方にお教え願いたい問題なのですが、いったい譲渡益を構成する要素は何なのか、あるいはそれはどういうふうに区分できるのか、あるいはどのように算定できるのか、といった問題が理論上必ずしも明確ではないところから生じていると思われます。インフレによる名目的な利得の増大がいったいどれだけあるのか。財産自身の物財価値の上昇がどれだけあるのか。このように考えると、未実現段階での評価は非常に困難なものであって、ともすれば恣意が入りかねない。評価の仕方如何では不公平な課税となり、納税者の税制に対する信頼が失なわれる。そうだとすると、やはり多少の問題性があるにしても、原則としては実現段階で、しかも対価を得て譲渡があった段階で課税するのが基本だとするものが、結局のところは望ましいのではないかと考えています。未実現の場合においても、未実現の利得に対する測定基準、算定方法、認識手法が合理的ではつきりしているのであれば、その段階での課税も理屈のうえでは十分考えることができると思います。ところが、そのような条件が十分整っていない段階において、所得理論からみて未実現の課税ができるということで課税を強行するのは、むしろかえって、評価の場面で課税庁が広範な裁量を行なうことを認めることになりかねません。このような評価の問題を考えますと、また納税者の支払能力を考えますと、私は何度も申しますように、基本的には譲渡があった段階、実現の段階で課税することを原則とすべきではないかと考えております。

高井 先生の今のお話をうかがっております、どうも実現・未実現の区別がどのような測定基準

によるのかももう一つわかりにくいのです。法律学的に実現は譲渡というもので私たちは考えていると言われますが、譲渡というのは、結局経済的支配権を喪失した段階を言うといえますと、それは概念的に規定したのであって、経済的な支配権が喪失された事実が何によるのかということがテストされねばなりません。たとえば相手方に対して事実上支配する占有権を移したということがどのような事実があったときであるのかがはっきりしませんと、私にはちょっと理解しにくいのです。そうしてそれを契約した対価の受け渡し貨幣額で測定する、あるいは、約定した金額で測定するという測定の実事の認識がなければ、実現ということがどういふことなのかわかりにくいのです。これと未実現ということとどうなるのか、もう少しお教えいただきたいのです。

田中 あとで北野先生から補足をいただけるとのことなので、まず私が申した責任上簡単に述べさせていただきます。法律の世界では譲渡という意味は、比較的はっきりしています。それはまず売買です。これが基本です。これ以外に、交換、競売、公売、収用、法人に対する現物出資などを意味します。これらの属性が何なのかと言われれば、それはより抽象的な言葉で言うほかありませんが、いま先生が御指摘になったように、人の物に対する支配が離れた段階というような属性のとり出し方も可能かもしれません。あるいは、譲渡というのは、所有権その他の権利の移転を広く含む観念であると言いうことも可能でしょう。このような考え方を基礎として、売買を中心とする前述の取引形式をもって譲渡があったというように法は考えているのだろうと思います。

司会 それでは北野先生のほうから補足の説明をお願いします。

北野 日本大学の北野ですが、田中会員のアンサーに対する補足になります。最も典型的な事業活動は棚卸資産である商品等の売買であります。これを法的にどういうふうに捉えるかということですが、この問題は、井上会員の実務家時代からの御専門だと思えますけれども、われわれは法律的是なつぎのように捉えているのです。以前は、法人税通達においても売買契約の時点で、いわゆる権利義務の確定があったものとして、その時点で収益、費用等を認識する、そういう考え方が実務を支配していました。その後国税庁が通達を変えまして、引渡基準を原則にする。引渡をした時点で収益費用等を認識する。特に収益についてはそうであります。そういう考え方で、国税庁の実務担当官は、税の実務は現在では法律的な権利義務確定主義を捨てて、新しい非法律的な基準を採用したのだというふうな説明をしています。僕はこの説明は誤りだと言っているのです、税法学的に。というのは、実務の取引の慣行は引渡しであるとか登記といったはつきりした厳密に言えば物権変動的な行為があつてはじめて所有権の移転があつたと認識するのが一般である、そういう社会の取引の実態をおさえて、国税庁の通達変更があつたのではないかと考えるべきで、依然として税の実務におきましても所有権移転時期をもつて譲渡があつたとみている、と捉えるべきだというのが僕の意見です。特段の契約がなければ、引渡であるとか登記であるとか、そういう客観的な事実があつた時点で所有権の移転

があつたとみていいのではないか、そういう事実認識に立って通達が出ているのではないかと評価しているであつて、法的にあくまで、基本的に所有権移転時期において、高井会員の御質問があつたような問題について申しますと、その時点で譲渡があつたと考える、その時点で実現があつたと考えるべきであります。民法学者の我妻栄先生が大審院の判例を紹介して、日本の大審院は契約主義、意思主義をとっていると民法の教科書に書いておられました。その説明が誤まりであるということが今から二十何年前に、民法の若い、当時は若かつたのですが、今は五十数歳になりましたが、富山大学の吉原節夫教授が指摘しました。我妻説は判例理論の理解上重大な事実誤認をしているということが吉原教授によって指摘されたわけです。そういうことで、意思主義という民法の規定がありますけれども、この意味を具体的にどういうふうに捉えるかということについては、特段の定めがない限り、引渡し、登記等のあつた時点で、所有権が移転すると捉えるのが一般であるとみております。

司会 どうもありがとうございました。

高井 北野先生どうもありがとうございました。そのように理解いたしますと、例えば無償譲渡であるとか、先ほどの未実現の概念とか、実現ということがはっきりしてまいります。たとえば、所有権なり支配権が移った、無償であろうが有償であろうが移ったという事実があつた、その実現を今度はどういうふうに測定するかという問題になります。売買対価によるのか、それがなときは公正価値

によるとか、その測定基準を定めれば、実現という概念でゲインは捉えられる。つまり、経験的に知ることのできる測定基準をはっきりすれば未実現ということはなくなると思うのですが、いかがでしょうか。最後にそれだけつけ加えさせていただいて、私の質問は終わらせていただきたいと思います。

田中 未実現のゲインを考える余地が全くなくなるかどうかという点に関して申しますと、それはやはり残るのではないかと。ごくきわめて素朴な例で申しますと、十年前に百万円で買った土地が一千万円に値上がりして今一千万円で売れる。問題は、その対価をどういうふうに説明するかということですが、一番最初の年に買ってから、次第に抽象的にはそこで利益が実現しつつあるというふうに考えるのは、理論上可能ではないか。そういう場合に未実現の利益があると考え、その理論的な可能性については否定しえないのではないかと考えます。そういう点で、概念そのものがなくなるというふうに私は考えてはいません。あるいは十分なお答えになってないかとも思いますが、今申しましたように、未実現の利得というのは、一定の財産の保有期間中に抽象的に想定されうる値上がり益、経済力の増加部分と考えていいのではないかと考えています。

司会 今、田中会員からお答えいただいたのですが、北野会員から補足ということ。

北野 簡単に申しますと、実現・未実現の問題と課税標準として測定すべきかどうかの問題とは別の次元の問題です。無償の資産の移転は贈与なんです。贈与は、基本的には所得税の課税対象にならないわけでありまして、とりわけて規定するまでもない。課税するとなると「みなし譲渡」規定が必要になってくるわけでありまして、実現・未実現の問題とは別に、高井会員のご指摘のあったような課税標準として測定できるかどうかという問題は、切り離して議論しないといけません。ですから、形式上無償的な形になっていても、実質的に対価として経済的利益が伴っている場合には、売買に準ずる扱いをしてよろしいと思いますし、その場合には金額の測定もできます。そういうことで二つの問題がミックスされて議論されているような感じがします。実現・未実現の問題と、実現したものについて、所得税の課税標準として測定すべきかどうかという問題とは別の問題だということですね。

司会 どうもありがとうございます。杏林大学の大橋会員から、田中会員に対してやはり未実現のゲインの課税について質問が出ております。

大橋 いろいろ教えていただいてありがとうございます。実現利益と未実現利益と概念をどうやって捉えるのか、測定の問題を別としまして、概念の捉え方について、先ほど来、田中先生、高井先生、そして北野先生からいろいろお話をうかがっています。私は、具体論として田中先生にお尋ねい

たしたいと思うんです。田中先生のお話の中に、未実現利得を課税の問題としてご説明がありました時、農業所得者の自家消費と、それからみなし譲渡の、二つを具体例に挙げられたように私は記憶しているんです。

さて、その具体例が未実現利得の概念にあてはまるかどうか、私疑問に思いましたんで、質問させていただきます、ということなんです。

まず、農業所得者の例として挙げられました自家消費です。自分の所で生産した農産物を自分の所で消費するということですね。自家消費は、例えば、八百屋さんとか、いろいろな商店なんかでも自家消費の問題が出てまいります。かかる自家消費は、これは、未実現の利得ではないと思います。例えば、所得計算上売り上げを出すための便法上、見積り売り上げだという具合に考えて、そこから所得計算を始めるということでございますから、これは未実現の利得の概念にはなじまないんじゃないかと考える次第です。もう一点は、みなし譲渡の問題です。例えば個人が会社に寄附した時に、みなし譲渡課税がかかるという田中先生のお話では、それが未実現の利得なんだから、それに対して課税されるんだというふうなお話ですが、これにも私は疑問に思った次第です。

つまり、みなし譲渡の概念というのは、先生もお話ございましたように、譲渡所得は何故課税すべきかというところで、譲渡益清算説と譲渡益取得説を挙げられておりますが、みなし譲渡というのは、まさしく、いわゆる譲渡益清算説に基づいて課税をしようということのように私は理解しているわけです。そういうことから、いずれも、未実現の利益というか、利得、所得、いろいろ用語は違う

けれども、まだ実現していないという意味では、先生の御説はあてはまらないんじゃないかというふうに理解いたします。

なお、ついながら、私は、未実現利得の課税には反対でございます。反対の理由は、租税力を仮空に計算して、課税するというところでございますので、そういう意味から反対でございます。

また、会員名簿には私の所属が中央学院大学となっておりますが、これは杏林大学のほうへ移籍しましたんで、訂正をお願いいたします。

司会 それでは田中会員のほうから、よろしく願います。

田中 未実現の利得に対する課税に対し、消極的だというお考えについては、まったく同じ考え方で。私は実現・未実現の概念について、まだ十分に考えきっていないので、これからお話しすることは、あるいは単に同じことを別の言い方をしているだけなのかもしれません。例えば、農業所得を例にとって申しますと、農産物を生産してそれを収穫して販売する、という三つの段階をまず考えます。生産し、それを収穫し、販売する。それぞれの段階において、すべて価値が増加したと仮定します。収穫の年度にその価値が一〇〇であり、それを販売する段階で、それが二〇〇になったとしても、少なくとも法の論理としては、収穫時の段階で所得を認識するというふうに考えているのではないか。このように、法は、農業所得については、次第次第に増加している価値を早い段階で認識する

こととしているのではないかと考えられます。もっとも、未実現と実現との区別を十分考えきつたうえで、これがそうだというふうに言っているのではありませんが、問題の收穫物がまだ所有者の支配を離れていないという意味では、これが未実現課税の例だと説明することも可能であると思われる。私の考え方ではむしろ、生産物を販売して、対価を得て収入金額を得るといふ、そういう局面を課税のうえでより重視すべきだろうと思います。まだ譲渡が行なわれていない收穫の段階を捉えてこれを未実現というのは論理としてはありうるし、このような未実現時の課税の適否を検討する必要があります。

大橋 そうなりますと、お言葉を返すようですが、実現概念、未実現概念がますます混乱すると思うんです。自家消費の問題は、対外的に換金されていないということだけでございまして、農業所得としては、既に実りの秋を迎えて、收穫した以上は実現されているわけでございます。その辺はもう一度お考えいただきたいほうがよろしいんじゃないかと思えます。

それから、「みなし譲渡」の方へまた戻ります。みなし譲渡の問題は、譲渡益清算説にたてば、それに対してみなし譲渡がいいかどうかは別です。例えば、離婚に伴なう財産分与に対しては、分与者がみなし譲渡課税を受けますから、その是非というのはまた別の問題でございます。これも、夫から妻へ所有権が移ったというんですか、支配権が移ったという段階で、それは清算すべきであるという形です。つまり実現利益として捉えるという具合に理解したほうが妥当ではないかと思ったからで

す。私の疑問はそこから出発したわけでございます。終わります。

司会 それでは内山会員のほうから、どうぞ。

内山 内山です。私のような経済学の勉強をしている者から見ますと、今の議論はどういう意味があるのか、と。失礼な言い方をしますと。譲渡所得といえますか、キャピタルゲイン一般、資産の増加からいうことになりますけれども、成熟した資本主義では、土地と有価証券、これを株と考えていいんですけど、このところで実現・未実現をどうするかというふうに考えませんと。派生的といえますか、今の問題はキャピタルゲインの問題ではないような感じがしますんで、土地や株でどうするかという議論をしたうえで、派生的なキャピタルゲインの問題をやらないと、派生的なところから本丸には行きにくいのではないかと印象を持ちましたので、ちょっと申し上げたいと思います。

それと、私も、経済学者は大ざっぱにモノを考えるとところがございますが、私もこの論文を書いてまして、未実現キャピタルゲインの実現というように言い方になって、これはおかしいと思ひまして、キャピタルゲインの獲得というように言い方をしていんですけど。譲渡とか売却の時に、実現と言ひ、そうでない場合は未実現と言ひならわされていますので、獲得という意味では、いわゆる未実現も同じだという前提で議論をたてております。お二人の方とも議論がかなり違うと思ひますけども、譲渡所得、あるいは実現キャピタルゲインだけでやりますと、財政学会や経済学会はまったく通用し

ないんです。凍結効果がおけるとか、包括的所得税理論では、実現キャピタルゲインも未実現キャピタルゲインも同じものであると、一方だけなぜするのかと、いつそのこと全部やめてしまおう、とさらいにいきますと支出税の議論では、これは貯蓄には課税しないという議論ですから、支出税にいくと矛盾が何も起こらないから一番よろしい、と、こういう議論がかなり強くあるんです。これに対抗するためには、両方に合理的な課税方式を考えるという先程の報告で申し上げられなかったことを申し上げます、そういうことになります。

司会 どうもありがとうございます。畑山会員のほうから、もし、今の点について補足がございましたらば、どうぞ。

畑山 会計学の世界では、実現の概念をめぐる従来からさまざまな議論がありました、大きくは伝統的な実現概念と比較的新しい実現概念とに分けることができます。それぞれは、かなり意味内容を異にしており、伝統的古典的な実現概念による場合、ひとつの典型的な表現を用いますと、財貨の引渡しましたは役務の提供とそれに伴う流動資産の受け入れという、たいへんわかり易い基準でもって収益の実現を判定することとなります。

現行の、わが国の財務会計制度は、このような伝統的な実現概念を採用しており、税務会計も基本的には同様であると理解されます。

一方、新しい実現概念は、会計的認識を正当化するに足るだけの確定性や客観性を備えるに至ったことを意味する、といったようなかなり抽象的な概念として用いられています。また、アメリカの財務会計基準審議会（FASB）の「財務会計概念報告書」では、収益および利得の認識の条件としての実現または実現可能とは、非貨幣性資産が現金または現金請求権に転換しまたは転換可能性をもつに至ったことを意味する、とされています。従ってどういう意味で理解するかによって、実現ということばで説明できる範囲が違ってくるということがあろうかと思えます。

それから、内山先生の御指摘がありますが、支出税構想については十分に論ずることができませんけれども、ご指摘のとおり、支出税構想にはいろいろな利点があり、キャピタルゲイン課税問題の回避を可能にする側面があると思います。しかし、一方では、支出税の実施には様々な技術的な難点があると言われており、また、政策論としても、貯蓄に課税しない支出税を導入した場合には、新たな不公平をもたらすのではないかという危惧が提起されています。従いまして、支出税構想を具体化する必要性があるとは考えません。

むしろ、今ある所得税を徹底的に改革して、その本来の姿である総合累進課税を実現させることこそが追求されるべきと考えまして、今回はキャピタルゲイン課税のあるべき姿を追求してみたという次第であります。

司会 どうもありがとうございました。それでは次に移らせていただきます。田中会員に対して質問

が出ておりますけれども、経営構造研究所の大山会員から、よろしくお願いいたします。

大山 経営構造研究所の大山でございます。ひとつお尋ねしたいんですが、今度のいわゆる商法改正で、最低資本金制度っていうものが株式会社にも入れられたわけですね。有限会社は前からあったわけですが、私がここで質問したのは、今回の租税特別措置法第九条の三（最低資本金を満たすまでの利益等の資本組入れに係るみなし配当の非課税）では、株式会社のみ、みなし配当の非課税で有限会社は非課税にしない、その理由とすれば、有限会社には資本組み入れという概念がないからだというのが当局者の説明なんです。私は法人税法上では株式会社も有限会社もまったく同一に取り扱われているわけなんで、当然有限会社にも、非課税措置を入れるべきであったと思うんですが、この点、先生はどうお考えになるか、お尋ねしたいと思います。以上です。

田中 特に有限会社法との関連で十分に検討しているわけではありませんけれども、ごく一般論的に申しますと、今の先生のご指摘のとおりだろうと考えています。個々の論点については十分な準備がございませぬし、また全体の議論との関係でかみ合わないかと思っておりますので、申しわけございませんが、先生のご指摘のとおりだということで、勘弁させていただきます。

司会 もう一枚質問票が来ておりまして、これは田中会員と内山会員のおふたりに対しての質問で

す。立命館大学の坂野会員、よろしく願ひします。

坂野 立命館の坂野といひます。既に一番最初の議論のところ、済んだような気がしないでもないですが、内山さんの議論のところ、株式譲渡益課税を徹底していけば、法人税が不要になるという八田達夫氏の議論を紹介されて、それについて自分はそういう意見はとらないと言われたように思います。田中先生も、それに関わつて発言をされましたが、根拠は二人で違つてゐるのではないかという感じを受けています。そこでどういふ根拠で、株式譲渡益課税をすれば法人税は廃止をしたらいいという議論には組みしないと云われているのか、お答え下さい。

内山 私のことばで言いますと、今日の法人企業、特に大法人企業というものが、実態的基礎をもつ、従つて、課税の独立した主体になり得るわけです。法人税の存立の根拠と同じですけど、それを、キャピタルゲインの独立課税でも考えるということですよ。

田中 その点についても十分論証をしないまま、結論めいたことしか申していません。私自身が、実は、法人と株主との関係をどう考えるかという問題について、非常に迷つてゐるところがあるわけです。今のところ、私は、基本的には、個人の所有してゐる株の増加益が直ちに法人の経済力の増加と連動するような関係にあるというふうには単純には言えないだろう、といった程度の弱い論拠しか挙

げることができません。もう少し論拠については、具体的に実証的な資料がどうしても必要になってきますし、そのうえでさらに考えさせていただきたいと思えます。

坂野 内山さんの議論でいきますと、法人実態の議論とかかわりまして、個人経営と等しいような法人がかなりたくさんあるという問題と関わってくるんだらうと思えますし、たぶんお二人とも、直接法人の内部留保なり利益の確保の力が直接個人の所有している株式の価格上昇と一致はしないという点では、同じような考えで言われたのだろうと思えますが、そのへんの議論についても少し詰めた議論をしないと、たぶん法人擬制説に基づく課税をすれば、法人税を廃止したらいいんじゃないかという議論には、十分対抗しにくいんじゃないのかなという感じがしたものですから、質問をしたわけです。

司会 それでは、これでひととおり御質問全部終了いたしましたんですが、若干の時間が過ぎますので、どなたか先生方ひとことずつ、簡単にコメントをお願いします。それではまず井上先生から。

井上 日本大学の井上でございます。先程の畑山先生のお話の中で譲渡益課税についてインフレーションの調整が必要であるという御主張がございました。私もそう考えております。ただ、問題は、しかもいちばん難しい問題は、債務者利潤についてどういうふうにお考えになっているのかということ

でございます。例えば借金十万元で土地十万元を買い、十年間経ってその土地を売って儲けた場合に、単純に土地値上がり益のインフレ消去をするならば、債務者利潤の課税は消えてしまう。それが非課税というのはおかしいのではないかと考えているわけでありまして、これにつきましては畑山先生の御意見、それからできましたら内山先生に経済学の見地からインフレーション調整の問題と債務者利潤の問題を先生のお立場でどういうふうにお考えになつてゐるか、あわせて御教示いただければと思うのでございます。

司会 どうもありがとうございます。それでは谷山先生、全部まとめてお答え願います。

谷山 内山会員と井上会員との議論は興味がある。キャピタルゲインが法人利潤であることは間違いないが、担税力という点からいふとかなり違った要素があると思う。会計学でいえば営業外収益と資本剰余金である収益とは利潤であることには変わりがないが、経済的性質の違いというものを会計学的に分析できないか、ということとは課税所得の計算とも関連するので、畑山会員か井上会員かにお答えいただきたい。次に三人の報告者で意見の食い違つてゐるところが幾つかあるが、一つは未実現所得に対する課税の問題、もう一つはインフレ調整の問題である。未実現所得に対する課税はイエスなのかノウなのか、インフレ調整のことはどうなのか。もう一つ内山会員が地価税はキャピタルゲイン課税の先行的形態と言われたがどういふ意味なのか、おうかがいしたい。

司会 それでは富岡先生どうぞ。

富岡 中央大学の富岡です。どのくらいお話ししてよろしいかわかりませんが、問題がたくさんございます。内山先生、法人そのものを社会的に実体的な基礎をもつ企業と考えるということと言われましたが、確かにそうですね。これはひとにぎりの、数は少ないがたいへんな資産と経済力を持った公開大企業を中心とする巨大企業のことですね。法人にはこれとは別に、井上先生のおっしゃるように、数は圧倒的に多くの中小同族会社もあるわけですから、法人の本質とともに、課税のあり方を考える場合には、法人を閉鎖性法人と開放性法人とに分けて、法人の資本構造と企業実態に応じて分けて考えるというような法人課税の理論構成をなさりながら、配当課税の問題、二重課税排除の問題、法人個人の統合問題ですから。そこにもっていかれて、両方についておっしゃられると、非常に説得力が
おありではなかったかと、失礼ながら考えます。

それから、今日はやはり納税者番号の問題が、朝から非常に苛烈な問題として提起されたわけですが、これは朝日大学の石村先生がかねがね政府のプランは納税者番号と言いながら、総合課税という建て前をバックに、国民総背番号制へ、管理社会になるおそれがあるぞ、と、こういうご指摘ですが、まさにそのとおりです。私もおおいに警戒をする必要があると考えます。人権の保護、日本の場合にはかつての戦前の忌わしいことがございますから、やはりそのことをふまえながらやっていかな
いといけない。今回の三人の先生方にお聞きしたいのですが、政府税調のこの間の小委員会報告をど

のようにお読みになられたか。私は総合課税をやる意志はまったくくないというふうに読んだんです。結局、なんだかんだ言いながら、コストがかかるとか、プライバシーに危ない点があるよと威嚇しながら、結局は総合課税をやる意志がないわけですね。そういう具合に私は読んだんです。その辺についてのご議論はどうでしょうか。結局、戦後日本の、所得税中心主義、総合累進構造というものに対して、政府税調の人びとは、疑問を投げかけながら、総合累進課税を、危険を冒してまでやる必要ないんじゃないかと、むしろ分離課税でいいじゃないかと、今の分離課税を高く評価しているという事です。手数もかからない、便利だと、ややこしいことがない、と、こういうことですね。ですからその前提としては、所得格差が縮小してきており、資産格差も縮小ということが前提ですね。しかし、現実には、資産格差は拡大し、所得格差も拡大し、生活格差にまで拡大しているわけですから、やはり根本前提に認識の誤びゅうがあるんじゃないかということ強く指摘しなければならぬと思います。それで、仮に納税者番号を限定して作ったからと言って、税が果たして全体として公平になるかどうかですね。アングラマネー、マフィア、暴力団、裏金、これに納番がどう働きますか？ この問題を議論すべきです。最近の東京佐川急便事件をみるまでもなく、巨大な使途不明金が、企業から出てるんです。先般の国税庁の発表をみても、わかったものだけでも大法人で一社平均一億円を超える使途不明金がある。国税庁の把握した数字だけです。実際はその五倍、十倍に及ぶんじゃないですか？ そういう使途不明金の問題とか、アングラマネーとか、そういうこと。さらに制度的には不公正税制がまったく直っていない、特に大企業の国際的スケールによる税金逃れというものについて

も、ほとんど手がついていない。こういうものを放置しながら、表に現われて捉われ易い一部のものについてだけ若干の効果がある、納番を導入する、それもコストが高いと、やるならば背番号だと、こういうことですね、まさに日本の現在社会においては、租税の公正性というのか、租税の正義というものがたいへんな危機に陥っているわけです。日本租税理論学会は、そのような時にこの問題をしっかりとふまえて、とり組んでいかなければならないのではないかと、いうように思います。いかがでございますでしょうか。あまり長くなるといけませんから、これくらいにしておきます。

司会 どうもありがとうございます。それでは一括して、今まで出ました質問に、理事長、どうぞ。小谷会員。

小谷 いままでキャピタルゲインに関する討論を聞いておりました、やはりこの会の特徴がたいへん良いものだということを、しみじみと感じていました。たとえば、実現・未実現の問題にしる、私、質問された方のようなそういう疑問を持ったことがなくて、学生に話すときには、非常にわかりやすい例で、先ほどおっしゃったように有価証券や土地の例で話をいたしました、学生はわかったような顔をしておりました。先ほど一人の方から報告がありましたように、十年前に百万円で買ったものが十年後に一千万円になったというお話の場合に、毎年毎年実現されているといわんばかりのお答えがありました、それはどうもおかしいんじゃないかと思うのですね。確かに十年間未実現だった

というだけで、別にそれをしつこくお考えになる必要はないんじゃないかと思えます。

それから、先ほどおっしゃったように、税制調査委員会も、総合課税をやる意志がないのではないかと。かということについては、私も同じ感想をもっております。御承知のようにシャープは日本の税制について進歩的な一つの面について勧告したのです。そういうすぐれた面が、熱意というものが全然税制調査会にないのでないか。やはりおぎなりの便宜的な、日本の大資本に奉仕するそういう税制しか、おそらく考える熱意をもてないように思います。そういう印象を、私ももっています。だからそういう場合に、この学会の任務は非常に大切になっていくのではないか。それを強調して私の感想を終わります。

司会 小谷会員ありがとうございます。それでは一括して質問が出たことに手短かにお願いします。

内山 井上先生のインフレ調整の問題、これは所得税全体でインフレクションがないとキャピタルゲインだけではできない、すべきではない。ところが売却時中立課税といえますか、譲渡益で未実現もいっしょにやろうとしますと、長く持てば持つほど税率が高くなるのです。この問題は一定の税額控除かなにかで事実上インフレ調整の役割をもたせるといふことを考えています。これは所得税もインフレ調整がなければ、キャピタルゲインだけやるのは問題があるということです。

富岡先生や井上先生から御指摘のありました閉鎖性法人の問題は今後の課題にしたいと思えます。

そういう問題を最初わかっていても、展開の中で抜け落ちてしまいましたので、難しい問題ですが取り組みたいと思っています。

税調の総合課税をやる意志がないということですが、私は法人の問題がありましたけれども、個人所得税についても、総合所得では難しいという話が前提になっています。ただ、それを言うと、内山もとうとう理想主義を捨てたか、ということになるから、書いている論文でも総合所得を志向しつつも、ところ濁しておりますけれども、分離課税でたてているのです。やはり理由は、時間がありませんので述べませんが、希望はもつても、夢は捨てないと、何十年も夢だけで来たような気がします。アングラマネーの問題も、源泉分離課税だと技術的にかなり簡単だという問題がありますので、ちよつと考えているのですが、ただ総合所得税については、イタリアは憲法で総合累進所得税と書いてあるわけです。日本でも憲法を改正して入れるぐらいの世論というか、企業の社会的責任という問題がこないと難しいのではないかとということ、夢を一応しばらくは捨てるということやっていきます。

ひとことだけ申し上げておきますと、地価税は土地のキャピタルゲインを捕捉するという意味がある。そうでないと固定資産税と二重の課税ですから。そういう意味がありますけれども、これが土地のキャピタルゲイン、未実現ですけれども、これを捕捉する課税方式でいいわけではありません。もう少し整備しないといけませんけれども、あんまり土地の値上がり益が大きいので、手をつけざるを

えなくなつた結果と私は評価しております。

司会 どうもありがとうございます。それでは畑山会員のほうに。

畑山 井上先生の御質問であります。先生御指摘の通り、インフレ調整はキャピタルゲイン課税だけに限定されることになり、かえってさまざまな問題を生ずることになるので、可能な限り税制全体としてインフレ中立的なものをめざすことが合理的だろうと考えます。そして、明らかにインフレ時には、借入金について債務者利得が生じ、一方預金について目減りが生じるのでありますが、この債務者利得を会計的に測定するようになりますと、必ずしも容易なことではないのであります。家計の場合でも、正確な貸借対照表をつくる必要があります。つまり、計算技術的なことです。固定資産等の長期所有の資産について、物価指数その他で金額のスライド修正をするわけですが、そのような修正計算を行った後に算出されるのが債務者利得なのです。従いまして、家計において正確な貸借対照表を作成することができなければ、債務者利得を把握することはできません。もちろん概算的な債務者利得なら、便法によって算出することも可能とは思いますが。

それから谷山先生のお話にありましたように、未実現利得あるいはキャピタルゲインが生じる原因としては、いろいろなものが考えられるわけですが、会計技術的にどのような原因別分類ができるかという、貨幣価値の下落によって名目的な価格が上昇した分と、その他の原因によって価格が上昇

した分、というように二つの区分しかできないのではないかと思います。価格変動に対応する財務会計の一つの形態においては、まず、資産の取得価額を貨幣価値変動指標によって修正し、その資産の時価と修正取得価額との差額を保有損益として把握することになります。これは計算技術的に可能なわけですが。しかし、保有損益の発生原因を分析して、これを原因別に区分することは、おそらく技術的には不可能だろうと思います。

ついで富岡先生の御指摘ですが、全く同感です。政府・自民党としては、消費税を導入するためにどうしてもキャピタルゲインの総合課税の方向を打ち出さざるをえなかった。不公平税制の典型とみられてきた従前のキャピタルゲイン原則非課税制度を、源泉分離方式を実質的な中核とした原則課税制度に改めるだけでは、世論を納得させることが難しいと判断された、ということだろうと思います。しかし、その後の経過からしますと、そもそもキャピタルゲイン総合課税の意図があったのかどうか、疑わしいと言わざるを得ません。そうであるからこそ、われわれはキャピタルゲイン課税のあるべき姿を、大いに主張する必要があるのではないかと、このことを痛感した次第です。

司会 どうもありがとうございます。それでは田中会員から。

田中 内山さんの御報告との関連で申しますと、私はなお夢は捨てていないということになります。総合課税と未実現の課税という二つの税制改革の方向のうち、どちらを志向すべきか、より実行可能

性があってなおかつ無理のないのがいずれかというところ、私はやはりなお総合課税を追求すべきだろうと考えています。それが結論です。なお、先ほど小谷会員の方から、私が例として説明した事例、すなわち、百万円の土地が一千万円に値上がりしたという事例について御発言がありましたけれども、私は何もいわゆる譲渡益清算説に立って抽象的にそこに値上がりが生じているから課税せよということとは決して申しておりません。むしろそれに反対する考えをもっております。ただもし万一、譲渡益清算説に立って課税するならば、たとえば、百万円で購入したものが次の年に九十万円分値上がりしたという場合には、抽象的に値上がりした九十万円を納税者の所得に総合課税して課税するくらいの徹底した姿勢で、未実現課税をしないと整合性はとれないのではないかと。もしやるのなら、そのようにすべきだろうと思います。そういう整合性を欠いたまま未実現課税をするというのは、かえって事態を複雑にし危険だという主旨で申し上げたのです。そういう意味で私は、結論的に申しまして、未実現課税はすべきではないと考えております。なお先ほどの二つの小委員会の報告に關しましては、これらの報告が、もし今のように分離課税のままではよいが、それにもかかわらず国民番号制は導入するという考えに立っているとすれば、それは論理整合性に欠けるので、それには承服できかねるということになります。

司会 どうもありがとうございました。司会の不手際で十分御発言いただけなかったことを大変申し訳なく思います。最後に今回の第四回大会の会場その他でお世話をいただきました幹事校の北野会員

からごあいさつただいて、終わりにしたいと思えます。

北野 みなさん、非常に年末おしつまった段階ですが、他の学会にみられない活気あふれる討論で、一晩中でも討論したいのですけれども、残念ながら時間の関係で、これで打ち切りますけれども、引き続き懇親会にご出席の先生は懇親会で激論をたたかわせていただきたいと思えます。なお、今日のテーマで十分に御発言できなかった先生方は、谷沢書房から討論の速記について校閲をお願いする段階で、御加筆をお願いしたいと存じます。

本日は、本当に有難うございました。

Ⅱ 個別報告

〔一九九二年二月五日第四回大会・日本大学〕

1 納税者番号制と人権

——政府プランは「国民背番号制」の裏口導入案——

石村 耕治

(朝日大学)

はじめに

一九八八年一二月に、政府税制調査会は「納税者番号等検討小委員会報告」(以下「小委員会八八年報告」)をまとめ、公表した。翌八九年二月には、「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」(以下、「共通番号制度連絡検討会議」)が設置された。また八九年九月には、四党税制改革協議会が「税制再改革基本法案」を公表、納税者番号制度の検討の必要性を示唆した。⁽²⁾

九一年一〇月、政府税調は納税者番号等検討小委員会を再開した。⁽³⁾そして、九二年一月二八日に開催された小委員会では、年金番号の活用か出生(住民基本台帳)番号の活用のいずれかの方式による番号制度の導入に向けて、本格的な検討に入った。

九二年一一月に出された小委員会報告（以下「小委員会九二年報告」）では、番号制導入について必ずしも各界でのコンセンサスが得られていないことを理由に、結論を先送りした。⁽⁴⁾

この結論先送りの背景には、選択のベースとなる年金番号ないしは出生（住民基本台帳）番号のシステム化作業がまだ準備段階にあること、年金番号の所轄庁となる厚生省と出生番号の所轄庁となる自治省との間の権限上の確執、さらには課税庁での事務のコンピュータ化の遅れなどの事情がある。

いずれにしろ、官僚に主導された政府税調の番号制を導入しようというプラン自体には変化はない。行政機関内での問題解決のメドがつき次第、ゴー・サインを出す腹づもりである。

政府が想定している番号制導入プランには様々な問題がある。それらのうち、とりわけ問題なのは、政府は「納税者番号」の「装丁」のもと、実質的には「国民背番号」の導入をねらっているという点である。周知のように、元来わが国での納税者番号制導入をめぐる議論は、利子やキャピタルゲインなど資産性所得の総合課税化ないしは税務執行体制の整備を目的に展開されてきた。つまり、もっぱら「課税」ないしは「税務」目的で番号制が必要かどうか、が検討の課題とされてきた。

ところが現在、政府は、番号の利用を、税務を含む行政一般はもろろんのこと、民間にも幅広く認める制度の検討を行なっている。本来、「納税者番号」とは、その利用目的を「課税」ないしは「税務」に絞った「限定番号」をさす。明らかに政府は、当初、国民、納税者に提示した検討範囲を逸脱し、「国民背番号」導入といった未曾有の問題に踏み込んで検討を行なっている。一方、当初プロバガンダとした総合課税問題などは霧消してしまっている。⁽⁵⁾

また、番号制導入にあたっては「プライバシーに配慮する」とは言っていないもの、まったく具体策を示していない点も問題である。番号制を導入している諸国では、堅固なプライバシー保護制度や課税庁保有情報の開示制度など、インフラストラクチャー（インフラ番号制導入基盤）の整備・拡充に努めている。この点わが国の場合、このままでは満足なインフラの構築も行なわれないうまま、*「事実上の国民背番号 (de facto National Identification Numbers) の裏口導入 (back-door introduction) が現実のものとなる可能性が濃くなってきている。」*

〔注〕(1) 税制調査会「納税者番号等検討小委員会報告」(八八年二月一三日)。なお、本報告の包括的な批判・検討として、拙書『納税者番号制とプライバシー』(中央経済社) 参照。

(2) 四党税制改革協議会「消費税廃止・税制再改革法案の提案について」(八九年九月二六日)。

(3) 詳しくは、「政府税調小委が審議再開」『旬刊・国税解説速報』九一年一月八日号、八頁以下参照。

(4) 税制調査会「納税者番号等検討小委員会報告」(九二年一月) 第三結語参照。

(5) ちなみに、政府税調「利子・株式等譲渡益課税小委員会報告」(九二年一月) では、大多数の納税者に「確定申告権」を認知することにつながる総合課税への移行に積極的ではない。この点からみても、番号制導入論議における「総合課税」はつけ足しであり、真の意図は「国民の監視」、*「データ監視社会の構築」*にあることがわかる。

一 国民背番号制と納税者番号制

すでに指摘したとおり、政府税調が、現在、共通番号制度連絡検討会議とともに導入を進めている

のは、本来の意味での「納税者番号制」ではない。「事実上の国民背番号制」である。この点は、政府税調の「小委員会八八年報告」に盛り込まれた個人納税者に対する付番の仕組や適用対象をみればよくわかる。この報告では、次の三つの方式をあげ、わが国での適性について検討している。

① アメリカ・カナダ方式

健康保険や年金など社会保障目的で付与された既存の番号を、税務を始めとした幅広い行政分野に拡大利用する方式である。アメリカの社会保障番号 (SSN=Social Security Numbers)⁽¹⁾ やカナダの社会保険番号 (SIN=Social Insurance Numbers)⁽²⁾ などが典型例である。このため報告では、「アメリカ・カナダ方式」と呼称している。また、わが国では、この方式を採用することにした場合、年金番号の整備・活用が想定されていることから、「年金番号活用方式」と呼ぶこともできる。

② 北欧方式

全国民を対象に出生等の機会に付番し、この統一個人コード番号を税務を始めとした幅広い行政分野に利用する方式である。「出生番号方式」、「住民基本台帳方式」、ないしはスウェーデン、デンマークやノルウェーなどで導入していることから「北欧方式」と呼称される。⁽³⁾

③ イタリア方式 (オーストラリア方式)

課税庁が、納税申告書を提出する者に番号を付与する方式である。いわば、わが国の既存の「納税者整理番号」を整備・活用する形の方式である。イタリアなどで採用していることから「イタリ

ア方式」と呼称される。

「小委員会八八年報告」では、①アメリカ・カナダ方式か②北欧方式が、わが国での検討に値する、としている。一方、③イタリア方式は、「コストがかかる割にメリットが限られる」とし、妥当ではないとしている。しかし、注意すべきことは、このイタリア方式こそ本来の意味での「納税者番号」と言える点である。アメリカ・カナダ方式ないしは北欧方式は、「国民背番号制」そのものである。

〔注〕① 詳しくは、拙論「アメリカの納税者番号の現況」『ジュリスト』六八二号、拙書『納税者番号制とプライバシー』

「バシー」(中央経済社)第三章参照。

② 詳しくは、See, Revenue Canada, Taxation, Compliance Research Division, Taxpayer Identification Number: Discussion Paper) (Sep., 1986).

③ 詳しくは、See, Flaherty, Protecting Privacy in Surveillance Societies (1989) at 147 et seq.

(一) 政府税調案は「国民背番号制」

現在、政府税調が、共通番号制度連絡検討会議とともに、個人の番号として採用の検討を進めているのは、前記①アメリカ・カナダ(年金番号)方式、ないしは②北欧(出生番号、住民基本台帳)方式のいずれかである。小委員会報告では、付番機関として、①年金番号方式の場合は社会保険庁(厚生省)、②住民基本台帳(出生番号)方式の場合は自治省所轄で新たに設置される管理機関が想定されている。⁽¹⁾

一方、政府・社会保険庁は、九五年をメドに、現在、国民年金、厚生年金及び各種共済年金に分かれています。公的年金制度の一元化、「基礎年金番号」(統一個人コード番号、共通番号)の創設に向けて詰めの作業を行なっている。⁽²⁾自治省もまた、共通番号(統一個人コード番号)制度の創設に向けて、市町村の住民基本台帳のコンピュータ化及びネットワーク化、さらには、中央の付番管理機関の設置、市町村とのオンライン化に取り組んでいる。⁽³⁾

以上のような状況からわかるように、わが国での個人の「納税者番号」は、社会保険庁が自治省の創設する共通番号(統一個人コード番号)を活用する形で実施されることになっている。この共通番号は、年金目的ないしは住民登録目的のみならず、あらゆる行政機関が利用できる番号である。それを、課税庁も「ワン・オブ・ゼム(One of them)」として利用することになるに過ぎない。

小委員会八八年報告では、課税庁を含む、国や地方の各種行政機関など公的部門全体での共通番号の多目的利用はもちろんのこと、企業や団体など民間部門での共通番号の自発的利用も妨げない、とされている。

こうした内容から明らかのように、政府のプランは、あらゆる(個人、個人以外の双方の)納税者について課税庁が付番機関となり番号の利用は「税務」ないしは「課税」目的に限定される「本来の納税者番号制」とは、まったく異質のものである。通常、こうした官民にもわたる多目的利用(①「税務分野での利用」、②「税務以外の分野での利用」及び③「民間での自発的利用」)を前提とした番号制を「国民背番号制」と呼ぶ。「納税者番号制」とは呼ばない。⁽⁵⁾

番号の利用範囲（想定）一覧

	共通番号制（政府税調案）	本来の納税者番号制
① 税務分野での利用の範囲	<p>【所得税関係】・利子、配当などの支払い ・報酬、料金、契約金の支払い ・生命保険一時金、私的年金などの支払い ・不動産の売買、貸付け（あっせん等を含む）にかかる支払い ・給料、退職金、公的年金などの支払い ・株式など有価証券の取引（ただし一般の事業取引は対象外）</p> <p>【相続税関係】生命保険金、共済金の支払いなど</p> <p>【法人税関係】（原則として対象外）</p>	同 左
② 税務以外の行政分野での利用の範囲	<p>【年金その他公的給付】・年金、恩給（扶助料） ・生活保護その他各種の公的給付</p> <p>【医療・教育】・国公立の病院や医療施設での医療の給付 ・国公立の学校、日本育英会など</p> <p>【運輸・警察・法務】・自動車登録 ・運転免許、犯歴管理 ・外国人登録、出入国管理、不動産登記、法人登記</p> <p>【外務】・旅券（パスポート）</p> <p>【保険・金融】・簡易保険、労働保険、労災保険、雇用、失業保険など ・郵便貯金 ・各種の公的融資</p> <p>【住宅】・公社、公団住宅の利用など</p> <hr/> <p>【マネーローダリング規制関係】・口座の開設の際の本人確認 ・大口の現金取引、外国送金の当局への報告の際</p>	
③ 民間での利用の範囲	<p>【医療・教育】・民間の病院、医療機関 ・私立学校など</p> <p>【企業一般】・銀行、証券、信販、保険、不動産などの分野での顧客管理、人事管理など</p> <p>【信用調査】信用情報機関、興信所など</p> <p>【コンサルタント】結婚紹介機関、人材あっせん機関その他情報販売業など</p>	

* マネーローダリング規制とは、麻薬や盗品売買など不法取引から得た収益を各種の金融口座などを転々とさせることにより、その出所をカモフラージュし、クリーンなカネに洗浄する行為の規制。

〔注〕(1) ちなみに、個人以外の付番機関としては、①国税庁（「税務データ方式」）か②法務局（「登記簿方式」）のいずれかの採用が想定されている。

(2) 日本経済新聞九二年九月二〇日朝刊参照。

(3) 日本経済新聞九一年九月二八日朝刊参照。

(4) 民間機関の自発的利用とは、給与や利子等の支払いの際に番号の呈示を求めるといった法律に基づいた利用以外をさす。たとえば、番号を企業の人事や顧客管理に利用するとか、学生証番号や患者のカルテ番号に利用するなど、まったくの任意の呈示・利用をさす。

(5) 政府税調の納番検討小委員会は、まったく限定番号制については検討していない。したがって実質的には「国民背番号等検討小委員会」となってしまう。なお、限定番号制と多目的利用を前提とした番号制の差異について、拙書『納税者番号制と国民背番号』（労働旬報社）参照。

(二) 国民背番号の「裏口導入」

納税者番号の導入については、政界や労働界のみならず、経済学者など学界の一部にも積極論がある。「不公平税制の是正、正確な所得把握、税務行政の効率化に役立つ」、「総合課税の実現に必要」などが主な論拠である。⁽¹⁾ 一般の納税者のなかにも、「悪いことをしていなければ恐れるに足らず」といった認識すらある。⁽²⁾ また、この問題に対する税理士や弁護士など、税の実務家の反応も鈍く、一般に認識も低い。⁽³⁾ 最近になってようやく問題の重大さが認識され、導入に反対ないしは消極論が強くなっている状況である。⁽⁴⁾

こうした認識や関心の薄さの底流には、一般に「国民背番号」には反対であるが、「納税者番号」

ならば仕方がない」といった考えがあるように思われる。

これまでも政府は、いく度ともなく「国民背番号制」の導入を試みてきた。しかし国民の賛同は得られなかった。今回も、総務庁の行政管理局あたりが前面で出て「国民背番号制」の導入といえど当然、各界から強い反対が起きる。そこで、制度の実質をカモフラージュし、反対をかわずのために「納税者番号」のネーミングを利用したものと見える。しかも、国民の番号制に対するアレルギー緩和のために、政府税調という「税務関連媒体」を活用したわけである。実に巧妙である。かなり高名な研究者まで、「納税者番号」なら仕方がない」といった感想をもらす始末である。このままでは、「国民背番号」の「裏口導入」が実現されてしまう恐れがある。

〔注〕(1) 各界の意見等について詳しくは拙論「納税者番号制推進論を検証する」『月刊・社会党』八八年一月号、

一三〇頁以下、拙書『納税者番号制とプライバシー』（中央経済社）八三頁以下参照。

(2) とくに給与所得者などの場合、「所得の捕捉率はほぼ一〇〇％に近い。従って税務に限り、番号制を導入しても、プライバシーの問題には余り影響がない」という意見も多い。まさに、こうした意見は「政府は本来の意味での納税者番号の導入を検討している」というナイーブな考え方からくるものといえる。

(3) もっとも、近畿弁護士会連合会や全国青年税理士連盟などは早くからこの問題に取り組んでいる。近弁連『高度情報化社会とプライバシーの保護』（八九年一月）、全青税『納税者番号制を検証する』（秋委シンポジウム資料、八九年一月）参照。

(4) しかし最近になって、実務家団体は続々と番号制導入に反対ないしは消極的見解を示している。日本弁護士連合会「納税者番号制導入に関する意見書」（九二年一〇月）、日本税理士会連合会「平成五年度の税制改正に関する建議書」（九二年九月）、東京地方税理士会「納税者番号制について（第二次意見書）」（九二年一

〇月)、東京税理士会「平成六年度税制改正及び税務行政に関する意見書」(九三年三月)など参照。また、納税者団体からの反対論として、不公平な税制をただす会「九三年度税制改革への要望」(九二年一月)参照。

(三) 共通番号制度連絡検討会議の性格

政府税調の「納税者番号等検討小委員会報告」(「小委員会八八年報告」)は、八八年一二月一三日に公表された。それから約二か月後の八九年二月一五日に、「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」(以下、「共通番号制度連絡検討会議」)が突如設置された。この会議は、税務及び税務以外の行政分野で共通に利用できる番号制度について、関係省庁が共同して総合的に検討を行なう目的で、内閣内政審議室に設けられた。

内閣内政審議室長を座長に、関係一四省庁の実務担当者で構成される。具体的には、法務省大臣官房長、外務省大臣官房長、大蔵省主計局長、同主税局長、国税庁次長、文部省大臣官房長、厚生省年金局長、社会保険庁次長、農水省経済局長、運輸省自動車交通局長、郵政省貯金局長、同簡易保険局長、労働大臣官房長、自治省行政局長、同税務局長、警察庁交通局長、総務庁行政管理局長および同恩給局長などである。⁽¹⁾

現在、政府は「納税者番号」について検討しているはずである。とすれば、何故にこのような主要政府機関関係者が集まって会議を開く必要があるものであろうか。

この会議については、公開資料もない。また、わが国には国レベルでの情報公開法がなく、議事録

等の開示請求もできない。したがって、実際にどのような検討を行なっているのかは定かではない。⁽²⁾しかし、この会議の名称及び構成員などから、おおよその見当はつく。この会議はいわば「納税者番号制」の名をかりた「事実上の国民背番号制」の「裏口導入」の実動部隊と察せられる。

かつて政府が「国民背番号制」の導入を試みたときにも、同じような会議が設置された。一九六八年八月に、「コンピュータ利用の高度化」の閣議決定を受け、「行政事務処理用各省庁統一個人コード」設置の推進がはかられることになったことが契機である。このとき、行政管理庁(当時)がデータ・コードの標準化などを担当することになった。七〇年三月に、大蔵省、郵政省、自治省、運輸省、厚生省、法務省の課長クラスを中心に、「各省庁統一個人コード連絡研究会議」(以下「連絡研究会議」)が設置された。まさに、この「連絡研究会議」こそ、現在設置されている「共通番号制度連絡検討会議」と同じ使命を持った組織といえる。⁽³⁾

ちなみに、当初、この連絡研究会議は、七一年中に素案をまとめ、七二年四月から番号制を実施する予定であった。しかし反対が強く、七二年九月に実施を七五年に延期した。延期後も、この「国民背番号」案には相変わらず反対が強く、七五年度に入ってから見送りとなった。

〔注〕(1) 詳しくは『旬刊・国税解説速報』九一年一月八日号八頁及び同一一月一八日号八頁以下参照。

(2) まさに、共通番号制度連絡検討会議のような組織がつけられ、密室のなかで「国民背番号制」の準備が着々と進められていること自体が問題である。こうした行政の透明性の低い国の諸機関に統一個人コード番号の利用を認めること自体が、「データ監視国家化」といった未曾有の問題を引き起こす可能性が強いことを指摘しておく。

(3) 同じ指摘として、近畿弁護士会連合会『高度情報化社会とプライバシーの保護(基調報告書)』(八九年一月)四二頁以下、五六頁以下参照。

二 税務限定番号制とセーフガード

社会の高度情報システム化、ネットワーク化は、止めようと思っても止められるものではない。こうした状況のもと、課税庁がパスワードないしはIDナンバー、つまり番号制の活用⁽¹⁾に利点を見出すとすれば、ある程度これも時代の要請と言えないこともない。「税務に限り番号制を導入するということであれば止むを得ない」とする一般国民の考え方も強い。こうした考え方は、もちろん、多目的利用を前提とした「国民背番号」すなわち統一個人コード番号を認めようという趣旨ではない。高度情報化時代の今日、税務限定番号制ならば、厳正なセーフガードの存在を前提に認めざるを得ないのではないか、という趣旨ととれる。

すでに指摘したように、政府税調は、イタリア方式(オーストラリア方式)の税務限定番号制は「不適切」とし、検討対象からはずしている。そして「国民背番号」に的を絞って検討を行なっている。しかし、国民・納税者のコンセンサスに沿った形で番号制を実施したいというのであれば、税務限定番号制の選択⁽¹⁾以外は考えられないのではないだろうか。これは、税務限定番号制であっても、いざ実施となれば各界から強い抵抗が予想されることから明らかである。

いずれにしろ、税務限定番号こそ本来の意味での納税者番号といえる。しかし、こうした本来的性格の納税者番号制であれば、無条件で導入を認めてよいというわけではない。税務用、免許用など、いかなる限定番号であっても、その利用に關し十分なセーフガードを設置しないと、多目的利用に供される可能性が残る。これは、アメリカやカナダなどのように、当初、社会保障給付目的で導入された番号が次第に拡大利用され、「事実上の国民背番号」と化している例をみればわかる。⁽²⁾

したがって、税務限定番号の導入を認めるとしても、まず番号の目的外利用が絶対かつ永続的に禁止されるといふ確実な保障が得られなければならない。さらに、徹底したインフラ（＝番号制導入基盤）の整備・拡充が前提条件となる。具体的には、国民・納税者の「情報上のプライバシー権」(information privacy) や「知る権利」(right to know) 等を中核とした、人権保障のための包括的なセーフガードの設置ができるかどうかが課題となる。⁽³⁾

〔注〕(1) もちろん、消費税導入のやり方の例にみられたように、国民・納税者のコンセンサスなど、どうでもよいと言うのであれば別である。

(2) ちなみに、カナダでは、「事実上の国民背番号」と化した社会保険番号(SIN)の利用規制に動き出している。しかし、いったん多目的に利用が拡大してしまったSINを規制するのは容易でないのが実状である。当初から厳格な歯止めをかけておくことは重要である。SINの拡大利用の問題点や政府の規制政策については、See, Canadian Human Rights Commission, Report of the Privacy Commissioner on the Use of the Social Insurance Number (Jan. 6, 1981); Treasury Board of Canada Secretariat, Guidelines on the Implementation of the Policy on Data Matching and Control of the Social Insurance Number (Sep. 1, 1989)。また、アメリカの番号(SSN)問題専門家、

番号の拡大利用をいったん認めると、膨大な数のデータベースのIDナンバーとして利用されてしまうため、後になって利用制限するとしても、コスト的・機能的にも不可能であることを指摘する。したがって、当初から番号の利用を厳格に制限し、かつ、民間の自発的利用などは絶対に認めてはならないと指摘する。詳しくは、拙書『納税者番号制と国民背番号』（労働旬報社）七三頁以下参照。

- (3) こうした問題の検討にあたっては、番号制実施国のセーフガード制度の分析が必要不可欠である。カナダのウエスタンオンタリオ大学のフラハティ教授は、この分野での優れた研究を行っている。See, D. Flaherty, *Protecting Privacy in Surveillance Societies: The Federal Republic of Germany, Sweden, France, Canada, and the U.S.* (1989). 本稿をまとめるにあたっては、同教授から貴重な示唆をいただいた。記して謝意を表す。

(一) オーストラリアの税務限定番号制

税務限定番号制を考える上で重要なのが、オーストラリアの「タックス・ファイル・ナンバー」(TFN=Tax File Numbers)である。TFNは、わが国政府税調の「小委員会八八年報告」公表(八八年二月)後の八九年一月から実施された。このため、わが国ではこれまで十分な検討が行なわれていなかった。しかしTFNは本格的な税務限定番号制であることから、わが国での番号制をめぐる政府税調の動きを批判的に検討する上でも重要である。とりわけ、「オーストラリア・カード」(Australia cards)という「国民背番号」案が各界からの強い反対で流産した後に、代替制度としてTFNが導入された経緯があるだけに、わが国にも非常に参考になる。また、このTFNの導入にあたり、TFN利用規制のためのガイドラインの公布や独立したプライバシー監視官(オンブズマン)

制度の創設など、セーフガードの面でも徹底した強化がはかられた。限定番号制導入の是非を判断する際のインフラの評価にあたっては、オーストラリアの例は重要といえる。

(1) TFNの性格

TFN(納税者番号)は、既存の納税者整理番号を整備・活用する形で制度化された。この利用は「課税」および「課税関連」に限定されている。したがって連邦の行政機関や民間企業が、こうした法定の目的以外で番号(TFN)を利用することは厳禁されている。また、このTFNを一般的な身元確認番号として利用したり、民間企業がこの番号を利用してデータベース等を構築することなども厳禁されている。

一般に、納税者番号が限定番号であることの証は、「付番の仕組」に特徴的に現われる。つまり、付番機関は個人および個人以外(企業や団体など)の双方とも、課税庁となっていなければならない。しかも、番号の取得、呈示は「任意」が原則となっていなければならない。

この点、TFNの付番機関は、あらゆる納税者につき国税庁(ATO)となっている。また、番号(TFN)の取得、呈示も「任意」が原則となっている。しかし、未取得ないしは不呈示の場合、個人および法人はともに給与所得ないしは投資所得等に対し所得税最高税率(現在、国民健康付加税を含め、四八・二五%)で源泉課税を受ける。そして確定申告で最終調整を受けることになっている。⁽¹⁾

ちなみに、廃案とされた「オーストラリア・カード」と名付けられた「国民背番号」案では、個人の

付番機関は連邦健康保険委員会(HIC=Health Insurance Commission)⁽²⁾となっていた。また、わが国政府税調案と同様に、付与されたカード番号は、官民にわたる多目的利用を前提としていた。このため、カード制が実施されたとすれば、課税庁(ATO)は、この番号を他の行政機関などと同様に一機関(one of them)として利用する形となっていた。

このような、オーストラリア・カードとTFNの相違や特徴などを精査することは、わが国での番号制導入の議論を点検する上でもきわめて重要である。⁽³⁾

〔注〕(1) 詳しくは、拙書『オーストラリアの納税者番号制とプライバシー』(財団法人日本税務研究センター)参照。

(2) ちなみに、HICは、一、七〇〇万強のオーストラリア人すべての健保データを保有する機関である。カード案の分析については、注(1)前掲書第一章参照。

(3) とりわけ、双方は、本来の納税者番号と国民背番号の相違を認識する上で有益である。ちなみに、オーストラリアの現行のTFNは税務等に利用が限定された番号であり、身元証明などに利用してはならないことになっている。こうした利用を防止するための対策の一つとして、番号(TFN)カードの発行は行なっていない。当初のオーストラリア・カード案では番号カードの発行が想定されていた。わが国で、たとえ本来の意味での納税者番号ならよいということでもコンセンサスが得られたとしても、カードの発行を許してはならない。これを許せば、拡大利用され、身分証明カードとして全国民(居住者)に携行が義務づけられる方向へ進む恐れが出てくる。

(2) TFNガイドライン

オーストラリアは、八八年のTFN(納税者番号)導入の際に、包括的な内容を盛り込んだ「連邦プ

ライバシー法」(Privacy Act 1988)を制定した。同法は、「納税者番号に関連する情報」(TFN情報)〈TFN information〉の規制に関する特別の規定を置いた(法一七条)。

この規定によると、連邦プライバシーコミッションナー(Privacy Commissioner)は、TFN情報の収集、保有、利用および安全に関するガイドライン(「納税者番号(TFN)ガイドライン」〈TFN Guidelines〉)を制定するように求められる。

ちなみにプライバシーコミッションナーとは、連邦議会直属のオンブズマン(独立行政監察官)である。プライバシー問題の監督、調査、助言、苦情処理の面で、包括的かつ専属的な管轄権限を有する。⁽¹⁾

プライバシーコミッションナーは、九〇年一〇月に最新のTFNガイドラインを公表した。⁽²⁾内容的には、TFNの不正利用や不正開示の禁止、目的外利用の制限、身元確認番号としての利用の禁止、TFNの任意取得(呈示)原則の確認、TFN情報の保有・安全性・処分、国税庁長官等の義務などを骨子とする。また、このTFNガイドラインは法的拘束力を有する。したがって、行政指導を行うための典拠となるといった要綱的な性格のものではない。

(1) 詳しくは、後記二(三)参照。

(2) Privacy Commissioner, Tax File Number Guidelines (Final) (Oct. 16, 1990). 詳しくは、拙書『オーストラリアの納税者番号制とプライバシー』(〈財〉日本税務研究センター)九五頁以下参照。

(二) 課税庁保有情報開示制度

課税庁が保有する情報は二つのタイプに大別できる。一つは、各々の国民ないしは納税者に固有な情報である。納税申告書、法定調書、法定外照会文書（お尋ね）、税務調査や照会などを媒体として課税庁が収集、保有する、いわゆる「納税者情報」である。税歴表や照会調査事績表なども、これに該当する。

もう一つは、課税庁に固有な情報である。通達（内部の通達や課税取扱いなども含む）、増差（ノルマ）表、税調調査対象選定基準、各種のマニュアル類など、いわゆる「税務行政情報」である。

「納税者情報」は本来、各々納税者の財産^①である。したがって本人（法定代理人等を含む）は、自己の「納税者情報」に対し自由にアクセスできて当然である。もちろん、本人以外には非開示が原則となる。

一方、「税務行政情報」は、性格的には「国民、納税者一般の共有財産」といえる。国民、納税者は「知る権利」を有している。したがって、必要な「税務行政情報」が公開・刊行されていない場合、開示を請求できるシステムが準備されていない^①なければならない。

アメリカ、カナダ、オーストラリアなど近隣の諸国では、「納税者情報」の開示（内容訂正等を含む）の制度化のため、「プライバシー保護法」を制定している。また、「税務行政情報」、「納税者情報」を制度的に開示するために「情報公開法」を制定している。^②

わが国には、「個人情報保護法」⁽³⁾という名のプライバシー保護法もどきは存在する。しかし、その規制対象は限られており、国際的なレベルからは程遠い。たとえば、同法の保護対象は、「コンピュータ処理された情報」に限られている。したがって、手書きの情報などは開示の対象外である。また、こればかりか、「租税の賦課徴収処分」にかかわる情報は、課税庁の裁量において開示対象から自由に除外できる仕組みになっている。同法については、日本弁護士連合会などが野団体から、「ザル法」との厳しい批判が浴びせられている。⁽⁴⁾

一方、わが国では、いまだ国レベルでの情報公開法は制定されていない。このため、課税庁に対し必要な情報の開示を請求できる制度はない。

納税者番号を導入すれば、課税庁の「納税者情報」の収集、保有能力は格段に高まる。課税庁は、インフォメーション・エンパイア（情報帝国）と化し、国民、納税者に君臨する可能性は強い。課税庁を、国民、納税者が十分にコントロールできないとなると、課税庁は「巨大なブラックボックス」と化す。保有情報の増加とともに、人権に対するインパクトも増殖していく。また、納税者はもちろんのこと、税理士など税の専門家も課税庁と対峙するのは容易ではなくなる。

課税庁が、ハイテク化、高度情報化していく今日、課税庁保有情報の開示を制度的に保障することは必要不可欠である。これは、納税者番号のあるなしにかかわらず、情報の民主的コントロールの視点から当然に必要なものである。

わが国では個人情報保護法の見直し・強化はもちろんのこと、国レベルでの情報公開法の制定及び

国税通則法などへの税法上の情報開示規定の創設などは議論の対象にもなっていない。周知のとおり、＼事実上の国民背番号＼の導入だけが先取的に議論されているのが実状である。

〔注〕(1) 拙書『納税者番号制とプライバシー』（中央経済社）二〇〇頁以下参照。

(2) 拙書『オーストラリアの納税者番号制とプライバシー』（八財）日本税務研究センター）第六章参照。

(3) 正式名は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」（一九八八年法律九五号）という。

(4) 日本弁護士連合会「個人情報保護法案に対する意見書」（一九八八年五月）、木村・関根ほか編『プライバシーにご用心』（日本評論社）一一二—一二三頁参照。

(三) オンブズマン制度

情報公開法が制定され、課税庁に情報開示を求めても、その請求に応じてもらえないことは当然考えられる。また、開示拒否処分を行なった原処分庁に異議申立てを行なっても却下されることも考えられる。この場合、請求人は裁判所へ救済を求めることができる。しかし司法審査には、膨大な時間と費用がかかる恐れがある。挙証の責任も重いことから、＼泣き寝入り＼せざるを得ない可能性も少なくはない。これでは、せっかく情報公開法を制定できても余り意味をなさない。

こうした問題に対処し、＼かけ込み訴え＼を認めるために、行政府から完全に独立した議会直属の苦情処理機関（オンブズマン）を設置している国も多い。⁽¹⁾たとえば、カナダのインフォメーションコミッショナーが、これにあたる。コミッショナーは、拒否処分にあった情報開示請求人からの苦情申立て

があった場合、独自の調査を行い問題の非訟的解決にあたる。⁽²⁾ ちなみに、オーストラリアでは、連邦オンブズマン (Commonwealth Ombudsman) がこの任にあたっている。⁽³⁾ 一方、プライバシー法に抵触する問題の苦情処理を行なう機関としては、プライバシーコミッショナーが制度化されている。オーストラリアの例については、すでに指摘したところであるが、カナダでもこの種のコミッショナーについては早くから制度化されている。⁽⁴⁾

オンブズマンつまりコミッショナー制度は、国民・納税者の「知る権利」や「情報上のプライバシー権」を確固たるものにする上で、きわめて有益である。わが国の行政関係者の間では、この種の制度の導入に消極的である。⁽⁵⁾ しかし、独立した監視を行ない、「かけ込み訴え」を受けつけるオンブズマン制度の導入は、わが国でも早急に検討される必要がある。納税者番号の導入を検討するというのであれば、なおさらのことである。

〔注〕(1) オンブズマンの制度や意義などについて詳しくは、総務庁行政監察局監修『オンブズマン制度』(第一法規)参照。

(2) 職責や権限を含め、活動状況については、See, Information Commissioner of Canada, Annual Report 1990—91.

(3) 拙書『オーストラリアの納税者番号制とプライバシー』(〈財〉日本税務研究センター)一五二頁以下参照。

(4) 職責や権限を含め、活動状況については、See, Privacy Commissioner of Canada, Annual Report 1990—91.

(5) 行政管理局行政情報システム参事官室監修『逐条解説・個人情報保護法』(第一法規)二二五—一六頁参照。

むすび

「課税もれの防止」、**「資産課税の強化」**はもつともなことである。しかし、このために納税者番号制が必要であるとしても、その規制目的を超えるものであつてはならない。あくまでも**「税務」**ないしは**「課税」**に限定したものでなければならない。

また、こうした限定番号制を検討する場合、高度に情報化した社会構造のもと、**「監視社会」**化を防止し、それによって納税者の権利を護ることは最大の課題といえる。政府の納税者番号導入論議では、人権論ないしはインフラ（**「番号制導入基盤」**）の整備・拡充に関する視点がまったく欠落している。納税者番号の導入は急ぐ必要はない。まず、「情報上のプライバシー権」や「知る権利」をいかに保障すべきかについて、徹底した検討を行うべきである。また、行政手続法（案）の**「税務分野への適用、納税者の権利立法なども、番号制に先立って優先的に検討されるべき課題といえる。」**

「統一個人コード番号（基礎年金番号、住民基本台帳番号）」ないしは**「行政分野における共通番号」**など、その名称はともあれ、実質的に**「国民背番号」**に値する制度に対しては、国民のコンセンサスは得られていない。また、政府税調の「小委員会八八年報告」が言うように、本来の意味での納税者番号であるイタリア方式の**「限定番号制ではコストがかかるわりにはメリットが少ない」**のであれば、番号制の導入は断念すべきである。翻つて、アメリカ・カナダ（年金番号）方式ないしは北欧（出

生番号、住民基本台帳番号)方式の「国民背番号制」の導入を望むのであれば、国民・納税者の前にはっきりとその旨を打ち出して信を問うべきである。「納税者番号」を仮装した「国民背番号」の「裏口導入」といった、姑息な手段はやめにすべきである。良識に期待したい。

一方、番号制導入問題への対応は急を要する。各界はこの問題の重要性を認識し、納税者・国民の人権を擁護する観点から活発な議論を展開して欲しい。とりわけ、わが国のプライバシー法や情報公開法の学者・専門家の間では、この問題に対する議論がほとんどなされていない。この問題に対する認識を高めるための学習をし、しっかりとした指針を示して欲しい。

(いしむら・こうじ「税法学」)

2 台湾の土地増値税改革をめぐって

川 瀬 光 義

(埼玉大学)

一 はじめに

国父と呼ばれる孫文が提唱した、「地盡其利」「地利共享」つまり土地の有効利用とその成果の国民への還元をめざす「平均地権⁽¹⁾」という理念を掲げてすすめられてきた台湾の土地政策において、土地の譲渡益に重課税する「土地増値税⁽²⁾」は、「地利共享」を実現する上での重要な政策手段の一つであった。しかし、一九八〇年代後半の地価高騰を契機としたこれまでの土地政策の見直し作業において、この土地増値税が批判の矢面にたたされ、改革の焦点となっているのである。

批判の中心は、それまで「公告現値」という時価と比べるとかなり低い価格にもとづいて譲渡益を算定し課税されていたため、譲渡益の捕捉率がきわめて低く、「地利共享」がまったく有名無実化し

ていることにあった。折しも一九九二年の夏から秋にかけて、台湾の新聞には、この土地増値税改革をめぐる記事が、連日のように掲載された。主要な論点は、上記の弊害を是正するべく実際の取引価格にもとづいて課税する方向での改革をどのように実施するかにあった（以下本稿では、台湾で使われている「実価課税」という略称で表わす）。議論は紛糾を重ね、最も強硬に改革の即時実施を主張していた財政部長（わが国の大蔵大臣に相当）王建煊が、一〇月に辞職するまでに至ったのである。⁽³⁾

周知の如く、わが国の土地譲渡所得税の場合、これまで幾多の改正を繰り返してきたが、その主な改正点は、総合課税とするか分離課税とするか、長期・短期の区分および税率にあった。譲渡益の算定は、納税者の申告した譲渡価格にもとづいて行なわれているが、台湾のようにその捕捉率が大きな問題となったことはない。税制を中心とした土地政策において、さまざまな優れた施策を行なってきた台湾において、なぜそのようなことが、大蔵大臣の辞職をもたらすほどの騒ぎになるのか。小論では、この土地増値税改革をめぐる論点を摘出し、その意義を考察することとしたい。

二 土地増値税の諸特徴

まず、台湾の土地増値税の諸特徴を概括しておきたい。それは、実現したキャピタルゲインを課税対象とする申告納税であるという点では、わが国の譲渡所得税と同じである。しかし、周知のようにわが国の場合、土地の供給促進を第一義的課題として、五年以上所有した土地の長期譲渡所得には勤

勞所得よりも低い税率を適用しているのに対し、台湾の場合は「地利共享」の実現をめざすことを第一義的課題とした構造となっているのである。

その特徴は、第一に、完全分離課税で、わが国の譲渡所得税のように、長期・短期の区分、法人・個人の区別なく、いつだれが譲渡益を実現してもすべて同じ方式で課税されることである。というのは、何年保有した土地であろうとも、原則として一九六四年の評価額を取得費用とみなして譲渡益を算出する方法が採用されているからである（無論、二度目以降の譲渡の場合は、前回の譲渡価格と譲渡額との差額が課税標準となる）。この場合、六四年の評価額をそれ以降の物価上昇分で調整したり、土地所有者が改良に投じた費用を控除するなどにより、長期譲渡所得への一定の負担軽減措置が講じられてはいるが、わが国のように、一定の保有期間がすぎたら極端に税負担が軽減されるといふようなことはないのである。また、完全分離課税であるから、赤字法人による税のがれもできないのである。

第二に、申告納税を基本としながらも、申告価格について、台湾の土地行政を管轄する地政機関が毎年七月一日に台湾全筆の土地について定める公告現値というガイドラインを設けていることである。納税者は申告に際して、この公告現値以上の譲渡価格を申告しなければならないのである。故意に低い価格を申告することを防止するために、もし申告価格が、この公告現値よりも低い場合、政府は、その低い申告価格で買収するか、公告現値にもとづいて課税するかのいずれかを選択することができるというペナルティーが用意されている⁽⁴⁾。

第三に、累進のきざみを譲渡益の金額の大きさによって設けるのではなく、譲渡益が六四年の評価額（または前回の申告譲渡価格）の何倍であるかによって設けるといふ「倍数累進」といわれる方式を採用していることである。具体的には、譲渡益が六四年の評価額（または前回の申告譲渡価格）の一〇〇分の一〇〇以下の部分は四〇%、一〇〇分の一〇〇を超えて二〇〇以下の部分は五〇%、一〇〇分の二〇〇を超える部分は六〇%という三段階になっている。台湾の所得税の最高税率は、八五年度までは六〇%、八六〜八九年度までは五〇%、九〇年度からは四〇%であるから、それと比べると、以上の税率はかなり重いと云えるであろう。ただし、自己居住用住宅地については、都市では三〇〇平方メートル、都市以外では七〇〇平方メートルを上限として、譲渡益の大きさにかかわらず一〇%の低率課税となっているが、譲渡を繰り返すことによる税逃れを防ぐために、この規定の適用は生涯に一度だけに限られているのである。

第四に、わが国の譲渡所得税は原則として国税であるが、台湾の場合は、すべて地方財源であり、公共福祉事業、国民住宅⁽⁵⁾の建設などに充当する目的税となっていることである。

次に、こうした特徴を有する土地増値税がどのくらいの税収をあげているかを確認しておくこととしたい。表1（文末に掲載）は、台湾の全税目の九二年度の決算額をみたものである。台湾では、中央政府は所得課税、省政府は付加価値税であるところの營業税、県政府は不動産関連税を中心とした租税体系を構成しており、わが国の住民税や事業税のように同一の税源を国と自治体で競合するということはない。その結果、国は最も有力な税源である所得税をすべて独占するなどして、全税収九、〇

九一億元の約半分の四、七三三億元が国税でしめられていることがわかる。他方、台湾の基礎的自治体である県（市）税をみると、総税収二、六二五億元の約七割の一、八六四億元が土地増値税であることがわかる。かつて不動産関連税収の中心は、地価税と房屋税（家屋税）などの保有税だったのであるが、最近、とくに近年の地価高騰下において土地増値税の増収は顕著で、地方自治体の主要財源となっているのである。そしてこうした国税中心の税源配分に加えて、わが国の地方交付税のような大規模な財政調整もほとんど行なわれていないことなどのため、純歳出でみた中央政府の財政規模は、全歳出のほぼ六割近くをしめているのである。⁽⁶⁾

所得税が国税であるにもかかわらず、所得課税の一種である土地増値税が地方財源となったのは、孫文が建国構想において自治体による土地改革を最重要の課題として位置づけ、それをうけて土地法一四六条に「土地税は地方税とする」と明記されたことによるものである。土地増値税は税収の変動が激しく、⁽⁷⁾こうした税目が自治体の主要財源としてふさわしいかどうかという問題はあるが、ともあれ、このように中央政府が有力な税源を独占し、圧倒的な財政規模を有する中で、土地増値税が地方財源であることにより、かろうじて自治体には一定の自主財源が残されているのである。

三 土地増値税の諸問題

冒頭で述べたように、現在台湾では、この土地増値税について、「実価課税」を行なうかどうかを

めぐり、激しい論争が繰り広げられている。その背景には、すでに述べた現行の課税の仕組みでは、肝心のキャピタルゲインの把握とその国民への還元という点で、大きな問題を露呈していることがある。

第一に、公告現値を最低限とする申告納税制度の形骸化である。というのは、公告現値が実際の取引価格よりも著しく低いために、すでに述べた公告現値より低い価格を申告した場合のペナルティがまったく効果を発揮せず、ほとんどの場合の申告がこの公告現値でなされており、事実上合法的な脱税を許すこととなっているからである。表2（文末に掲載）は、台北市など主要都市における住宅地の公告現値と市場価格との乖離ぶりを示したものである。八九年というのは地価高騰のピーク時であるから、通常よりやや乖離が大きくなっているかもしれないが、台中市で一〇%、最も市場価格に近い台北市でも三四%にすぎないことがわかる。つまり、もしこの時点で台中市の住宅地を市場価格で譲渡しても、実際の譲渡価格の一〇%を申告しさえすれば法的には何の問題もないのである。

これに加えて、近年の地価高騰で大きな問題となっているのが、この制度では短期の土地売買、つまりころがしに対応できないことである。これについて、台北市国税局が調査した実例にもとづいて説明することとしよう。⁽⁸⁾一九八八年五月二七日にある企業の責任者が、自身の関係する企業から台北市内の土地二万八千坪余りを四億七千万円で購入し、一カ月後の六月二三日に一一億二千万円で譲渡し、六億五千万円の譲渡益を得たのであるが、この場合、その譲渡益はすべて非課税となるのである。というのは、すでに述べたように、公告現値の評価替えは年に一度、七月一日に行なわれるだけ

であるため、この五月二七日、六月二三日いずれの時点の公告現値も同水準であるからである。つまり、七月一日から六月三〇日までの間であれば、何回土地取引をして、どんなに譲渡益を得ても、すべて合法的に非課税となるのである。このように、個人が関連企業との間で土地取引を行ない、膨大な譲渡益を得ることを、台湾では「利益輸送」と呼ばれている。王元財政部長などが、土地増値税の「実価課税」を主張する場合、その理由としてこの「利益輸送」がしばしば引き合いに出されているのである。

もともと年に一度公告される評価額が市価と乖離するのは、とりわけ地価高騰期には宿命的なものと言えるであろう。しかし、公告現値は、文字どおり政府が公告する現値すなわち「現在価値」であり、わが国では公示地価に相当するものであるにもかかわらず、なぜこれほどまでに市場価格と乖離することとなったのであろうか。この点について、地政機関の行なういま一つの公的地価評価であり、地価税という保有税の事実上の課税標準となっている「公告地価」との関係で、台湾では一般に次のように説明されている。⁽⁹⁾

この公告地価は、三年に一度評価替えを行なうのであるが、公告地価の評価替えの年はそれを公告現値に代えることとなっており、したがって両者は三年に一度ずつ一致することとされているのである。これは、公的土地評価の一元化を保つために採られている措置である。そのため、時価に近づけるべき公告現値と収益還元価格に近づけるべき公告地価とを無理に一致させようとしたことが、かえってその水準を中途半端なものにしたというわけである。

なお、九〇年からはこの公告現値と公告地価を三年に一度ずつ一致させる制度は廃止となり、同年度の評価替えより公告現値は徐々に市場価格に近づけていくこととなっている。

第二の問題は、台湾独特の倍数累進方式にかかわる問題である。というのは、同じ譲渡益を得ていても、実効税率が大きく異なることがあるからである。例えば、いまA氏が、七一年に千坪の土地を一坪四、〇〇〇元、計四〇〇〇万元で購入、二〇年後の九一年に一坪五万元、計五、〇〇〇万元で譲渡し、四、六〇〇万元の譲渡益を得たとする。物価上昇分や土地改良費の控除を考慮にいれないとすると、この譲渡益四、六〇〇万元は購入価格四〇〇〇元の一・五倍であるから、土地増値税額は次のようになる。

四〇〇万元×四〇%＝	一六〇万元
四〇〇万元×五〇%＝	二〇〇万元
三八〇〇万元×六〇%＝	二二八〇万元
合 計	二六四〇万元

つまり、四、六〇〇万元の譲渡益のうち、購入価格の一〇〇%、四〇〇万元についてはその四〇%の一六〇万元、一〇〇%をこえて二〇〇%までの四〇〇万元についてはその五〇%の二〇〇万元、二〇〇%をこえる三、八〇〇万元についてはその六〇%の二、二八〇万元、計二、六四〇万元の税額で、平均税率は五七・三九%である。ところが、他方B氏が九〇年に一万坪の土地を一坪四万元、計四億元で購入し、翌年に一坪四万四、六〇〇元、計四億四、六〇〇万元で譲渡し、A氏と同じく四、六〇

○萬元の譲渡益を得たとする。しかし、この譲渡益四、六〇〇萬元の購入価格四億元に対する割合は、 0.115 （一・一五倍）でしかないため、土地増値税額は、その四〇％の一、八四〇萬元にすぎないのである。つまり、同じ四、六〇〇萬元の譲渡益に対する税額が、平均税率で一七・三九％、税額で八〇〇萬元も異なるのである。¹⁰⁾

以上の事例から、現行の土地増値税は、地価の絶対水準の高い土地の短期間での譲渡、つまり既成市街地での土地ころがしにはきわめて有利な仕組みとなっていることがわかるであろう。開発利益の社会還元を第一義的課題とした台湾の土地増値税は、急速な経済発展と都市化に伴なう地価上昇を背景に申告納税制度が形骸化し、とくに近年の地価高騰下での利益輸送などと呼ばれる法人による短期的な土地取引の増加がその欠陥を増幅し、その意図するところの空洞化を余儀なくされていると言えよう。

四 土地増値税改革の諸問題

一九九〇年三月、土地問題全般を議論し、今後の改革方向を探るべく全国土地問題会議が、三日間にわたり開かれた。そのうち「改進地價地稅制度、貫徹漲價歸公」をテーマとする第一分科会において最大の焦点となったのが、公告現値が実勢価格と比べて余りにも低すぎることであった。¹¹⁾

この会議での議論をふまえて、財政部および内政部において検討が加えられ、九二年六月末には内

政部より「平均地権条例部分条文修正草案」が発表された。その多岐にわたる修正点のうち、土地増値税の課税標準をどのようにするかについては、第四十七条の一に次のような修正案が盛り込まれたのである。

「土地所有権の移転あるいは典権の設定が行なわれたときは、本条例に規定する場合を除き、実際の移転価格もしくは典権価格にもとづいて、移転現在価値を申告し、土地増値税を納税しなければならぬ……土地所有者が第四十一条第一項から第三項までに規定する要件に合致する自己居住用住宅地を譲渡した場合、公告現値にもとづいて移転現在価値を申告し、土地増値税を納めることができる。ただし、五年に一度に限る」

つまり、自己居住用住宅地については、五年に一度に限り、これまでどおり公告現値にもとづく課税を行なうが、それ以外はすべて「実価課税」を行なうというのである。

さて、ただちに「実価課税」を行なうとなると、表2に示された公告現値と市場価格との乖離からして大増税となるだけに、財政部長が辞職するほどの大騒ぎとなることもうなづけるところである。他方、すでに述べたような弊害が明白となっている以上、何らかの形でこうした方向での改革を実施に移さざるをえないことも、大方の一致するところなのである。しかしその実施のためには、解決を要する問題がいくつかある。次に、その主な問題点を紹介することとしたい。

第一に、何といっても最大の問題は、実際の取引価格をどのように正確に把握するかということである。長年、公告現値を「現在価値」とする建て前を続け、実際の取引価格を把握する努力を徴税当

局が怠り、また、納税者側もそれを申告するモラルが育っていない状況の下では、容易なことではないであろう。

第二は、実際の取引価格を正確に把握できたとしても、「実価課税」を行なうこととなった後の最初の譲渡の際、課税標準をどのようにして算定するかという問題である。例えば、九二年から改革が行なわれるという前提の下で、ある一筆の土地を表3（文末に掲載）のように転売すると仮定する。九一年にこの土地を乙に譲渡した甲の場合、実際の譲渡益は四〇万元であるが、公告現値にもとづいて算定された譲渡益つまり課税標準は二〇万元にすぎず、したがって税額はその四〇%の八万元となる。他方、九二年に改革が実施された後にその土地を乙が二〇〇万元で譲渡したとする。前の所有者甲は譲渡価格を公告現値と同じ九〇万元としか申告していないから、この場合の譲渡益つまり課税標準は、実際の譲渡益は二〇万元であるにもかかわらず、一一〇万元とみなされる。そのため土地増値税額は四六万元と、実際の譲渡益の二倍以上にもなるのである。つまり乙はそれ以前の所有者が合法的に免れていた税負担を一気に背負うこととなってしまふのである。

第三に、課税の場合に実際の取引価格にもとづいて行なうのであれば、収用の際の補償価格の算定方式も、改められなければならないという問題である。というのは、公告現値は、土地増値税課税の際の事実上の申告価格であるのみならず、政府が私有地を収用する場合の補償価格の上限としての機能をもっているからである。つまり台湾では、政府に土地を収用される場合は、原則としてその時点での公告現値による補償額、特別な場合でもその四〇%増の補償額しか認められないのである。⁶⁶⁾

は、まだ二、三カ月の検討期間が必要と述べたとのことである。今後、どのような成案が得られるにせよ、すでに述べたような問題点が克服されるまで、当面は、かなり限定的な「実価課税」になるであらう。

この問題を考える場合、改めて強調しておきたいことは、申告制は土地増値税にとどまらず台湾の土地行政の第一歩であったということである。孫文は、新中国の建設において土地改革を最重要課題とし、その最初の仕事である土地の地価を確定する作業を土地所有者の自由な申告に委ねたのである。その場合、申告価格で政府が必要に応じていつでも買収できることを条件とすることで、国民が相応の水準の地価を申請することを期待していた。そしてその地価を恒久的なものとし、それを課税標準とする一〇程度の保有税を課す一方、以後の地価上昇分はすべて公共還元の対象にしようとしたのである。これは農村社会を念頭において構想されたもので、今日のような都市社会においてはかなりユートピア的な構想であらう。ともあれ、長期間戒嚴令下にあり、近年ようやく政治の民主化に取り組みつつある台湾社会にあっては、そうした申告納税が公正に機能する条件は、まだあまりにも未成熟であったのではないだろうか。

〈注〉

(1) 平均地権の思想的意義については、川瀬光義『台湾の土地政策—平均地権の研究』青木書店、一九九二年、第一章、参照。

(2) 本報告において、この「土地増値税」を原文のまま使用していることについては、本書に収録されている

討論における安藤実静岡大学教授からの質問への回答を参照。なお、台湾の研究者が使っている英語名は、*Land value Increment Tax* である。

- (3) その後、九二年末の立法院選挙に台北市北区より立候補し、第一位で当選している。
- (4) なお、土地増値税の申告納税は土地移転後ただちに行なわなければならない。なぜなら、土地増値税の納税証明書がないと登記の手続きができないからである。
- (5) 台湾唯一の政府が供給する住宅であるが、ほとんどが分譲である。その実態については、川瀬光義、前掲書、第八章、参照。
- (6) 台湾の政府間財政関係の特徴については、川瀬光義「台北大都市圏の都市行政」『都市問題』第八四巻第二号、一九九三年二月、参照。
- (7) 九二年度の土地増値税収入は、前年度九七・七%増、つまりほぼ倍増という、異常な増収となった。これは、もし時価課税が実施されると大幅な増税となるため、いわばかけ込み的な取引の急増によると思われる。この傾向は、九二年七月に始まる九三年度においても続いており、九二年七、八月の二カ月だけで、すでに予算額の四九%もの税収が上がっているというのである（『経済日報』一九九二年九月八日付）。
- (8) 以下の事例は、黄春生『土地増値税課徴制度之研究』（財政部賦税署委託）一九九二年六月、七く八ページ、による。
- (9) 以下は、殷章甫「台湾の土地問題と土地政策」宮本憲一・植田和弘編『東アジアの土地問題と土地税制』勁草書房、一九九〇年、参照。
- (10) 以上の事例は、黄春生、前掲書、一二ページ、による。
- (11) 会議の記録として、内政部編印『全國土地問題會議實錄』一九九〇年一二月、がある。
- (12) その成案が得られるまでの経過については、趙淑徳「如何貫徹平均地權漲價歸公政策」『人與地』一〇七・一〇八期、一九九二年一一・一二月、参照。
- (13) そのほかに、空地税という遊休地課税の強化、都市計画の用途変更による地価上昇分に対して未実現のキ

キャピタルゲイン税を課すこと、土地所有面積の上限を設けること、などが盛り込まれている。

(14) 典権とは、民法上の物件のひとつで、台湾の民法九一条には「典価を支払って他人の不動産を占有し、使用および収益をあげる権利」と定義されている。

(15) 以下の論点は、林英彦「土地増値税按實際交易價格問題探討」『人與地』九七期、一九九二年一月、中國土地經濟學會「對當土地増値税制之幾點建議」『人與地』一〇七・一〇八期、一九九二年一一・一二月、などを参照した。

(16) その上さらに、四〇〜七〇%税負担が軽減されるとはいえ、その補償金は土地増値税の課税対象となる(平均地権条例第四二条)。

(17) 『経済日報』一九九三年三月二二日付、より。

表2 1989年住宅区最高地価土地の公告現値と市場価格

(単位: 元/m²)

	公告現値(A)	市場価格(B)	A/B	所在地
台北市	170,000	500,000	34%	士林文林路與安平街口
台中市	27,000	270,000	10%	台中港路一段
高雄市	36,000	210,000	17%	前金区、五副路與文武二街口

[注] 公告現値は89年7月1日公告のもの。市場価格は、89年4～6月に調査のもの。

[出所] 吳家昌「改進黨徵空地的幾点意見」『人與地』80、1990年8月、15ページ。

表3 改正前後の土地増値税額比較

 現行制度において91年に売却した甲の場合:

実際の取得価格	140万	申告取得価格 (公告現値)	70万
実際の売却価格	180万	申告売却価格 (公告現値)	90万
実際の売却益	40万	課税標準額	20万
		税額	$20万 \times 40\% = 8万$

 時価課税実施後の92年に売却した乙の場合

実際の取得価格	180万		
実際の売却価格	200万		
実際の売却益	20万	課税標準額	110万 (=200万 - 90万)
		税額	$90万 \times 40\% + 20万 \times 50\% = 46万$

3 キャッシュフロー・ベース課税と価値生産所得課税の提唱

一 期待される税制

資本蓄積が乏しく国際競争力が弱かったときには、資本優遇税制や産業基盤の整備、企業の競争力の強化のための税制が行なわれた。中小企業階層の育成と合理化のための優遇措置がとられ、国民の健康、医療、厚生のためには健康保険制度と相俟って医師優遇税制が行なわれた。これらの優遇措置はそれぞれの政策目的によるものではあったが、既得権化し、そのときはそれでよかったものが、優遇されるものと超過負担を求められるものとの間には課税の不公平が生じる。

政策的考慮に関連して、税法は、具体的実情に即応して課税の公正を求めて、夥しい解釈や詳細な取扱を用意した。このため、簡潔、明解であるべきものが、煩雑、難解なものとなり、専門的知識の

高井 家治
(追手門学院大学)

あるものに依存しなければならぬものとなつていった。

現在わが国の経済は、豊富な資本とすぐれた技術と良質の労働力と卓越した経営管理技法を駆使するに至っている。いまや、経済の成長は税が政策的に介入するよりも、効率的な市場経済のメカニズムにまかせるべきである。それには、税が経済行動の選択に歪みを与え、効率的な経済行動を阻害しないようにすることである。せつかく、もつと生産的に用いることのできる経済資源や人々の能力を、税のために好ましくないものに用いられたり、逆に、そのために、人々の考え方や行動に影響を与え、歪曲するようなことになつてはならない。

二 経済行動選択の基準

めまぐるしく多様化する環境の変化に対応し、企業はたえざる経営組織の改編、拡張、投資決定に迫られている。

この行動選択の基準となるのは、収益性である。投資決定には、将来のキャッシュフローの現在割引価値とアウトフローを比較する現在価値法や収益性指数による収益指数法、年次均等回収原価の最小のものを選択する年額原価法などが提唱されているが、税により影響を受けるのは、内部収益率である。⁽¹⁾

税によって、企業の経済行動の選択に歪みを与えないためには、税が企業の内部収益率を変えては

ならない。

設例によって考えよう。

〔設例〕

(1) A氏は、一九X一年はじめに、現金一五〇万円を出資し、商品販売業をはじめた。店舗、什器を整えるのに一〇〇万円支出し、商品を単価一萬円で一〇〇単位仕入れた。資金不足五〇万円をB氏から年利率五%、期限五年で借入れた。

(2) 一九X一年の事業活動はつぎの通りであった。単価一・五万円（以下万円を省略する）で八〇單位販売したが、うち一〇單位は掛となり翌年に繰越された。人件費、その他の営業費を五、B氏への支払利子二・五（ $5 \times 5\%$ ）を現金で支払った。

(3) 一九X二年の営業取引はつぎの通りである。単価一・二の商品一一〇單位仕入れ、半額を掛とした。単価一・八で一〇〇單位販売したが、二〇單位分は掛として繰越された。前年売掛金は全額回収したが、人件費その他の営業費五は現金で支払った。資金繰りの都合で銀行から三〇借入れた。借入条件は期限一年、年利率一〇%である。これによって、B氏へ二・五、銀行へ三、計五・五の利子を支払った。

(4) 一九X三年の事業取引はつぎのようであった。

仕入単価は値上がりして一・四であったが一〇〇單位仕入れた。仕入条件は前年同様半額を掛とした。単価二・〇で一〇〇單位販売したが、一〇單位分は掛となった。売掛金は全額回収し、買掛金も

〈表〉

	19X1年	19X2年	19X3年	19X4年
売上高	120	180	220	30
売上原価	<u>80</u>	<u>116</u>	<u>148</u>	<u>28</u>
売上利益	40	64	72	2
営業費	5	5	6	10
支払利子	2.5	5.5	6.5	—
減価償却費	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>70</u>
当期利益	<u>22.5</u>	<u>43.5</u>	<u>49.5</u>	△78
店舗什器売却収入				<u>100</u>
				<u>22</u>

キャッシュフローはつぎの通りである。

インフロー	19X1年期首	19X1年	19X2年	19X3年	19X4年期首
売上収入	—	105	144	200	30
売掛金回収	—	—	15	36	20
銀行借入	—	—	30	40	—
店舗什器売却収入	—	—	—	—	<u>100</u>
計	—	105	189	276	150
アウトフロー	19X1年期首	19X1年	19X2年	19X3年	19X4年期首
店舗什器購入	100				
商品仕入	100	—	66	70	—
買掛金支払		—	—	66	70
銀行返済		—	—	30	40
営業費支払		5	5	6	10
利子支払	—	2.5	5.5	6.5	—
計	200	7.5	76.5	178.5	120
差引純キャッシュフロー	<u>-200</u>	<u>97.5</u>	<u>112.5</u>	<u>97.5</u>	<u>30</u>

全額支払った。銀行借入三〇は返済したが、新たに四〇借入れた。借入条件は前年と同一である。営業費六、支払利子（B氏へ二・五、銀行へ四）六・五を現金で支払った。

(4) 一九X四年のはじめになって、A氏は事業を整理し、店舗什器をC氏へ一〇〇で譲り渡した。商品は二〇単位あったが三〇で処分した。債権、債務を清算し、銀行へも返済した。資産の処分、清算整理に要した費用は一〇であった。

以上のA氏の一九X一年から一九X四年に至る損益計算は表（前頁参照）の通りになる。ただし、商品は先入先出法により、店舗什器は耐用年数一〇年、残存価額を零として定額償却した。

三 課税と内部収益率

損益計算の利益は、二二・五、四三・五、四九・五、一二で計一三七・五、キャッシュフローはマインス二〇〇、九七・五、一一二・五、九七・五、三〇で一三七・五、同一である。このキャッシュフローの内部収益率 ρ は、

$$-200 = \frac{97.5}{(1+\rho)} + \frac{112.5}{(1+\rho)^2} + \frac{97.5+30}{(1+\rho)^3}$$

（ただし、一九X4年期首の30は一九X3年末に含めた）

より 0.298 である。

この内部収益率は、一九X一年はじめの二〇〇のアウトフローからもたらされる一九X一年から一九X四年はじめまでのインフローに内包されている収益率である。

いま、このインフローに四〇%の税が課されると、内部収益率 r は、

$$200 = \frac{97.5 \times (1-0.4)}{(1+r)} + \frac{112.5 \times (1-0.4)}{(1+r)^2} + \frac{(97.5+30) \times (1-0.4)}{(1+r)^3}$$

より、 $r \approx 0.0075$ となり、著しく小さくなる。

ところで、課税所得は益金から損金を控除したものである。この内部収益率はインフロー、すなわち、益金のみに課税しているから、損金であるアウトフローに対する税は相補的 (reciprocal) に還付されねばならない。還付税は $200 \times 0.4 = 80$ である。税還付された内部収益率は、

$$200 - 80 = \frac{97.5 \times (1-0.4)}{(1+r)} + \frac{112.5 \times (1-0.4)}{(1+r)^2} + \frac{(97.5+30) \times (1-0.4)}{(1+r)^3}$$

から、 $r \approx 0.298$ となつて、内部収益率は変わらない。

この関係を記号で整理すると、

アウトフローを O 、インフローを $I_1, I_2, I_3, \dots, I_n$ とする。(添字は時点を示す)

内部収益率 ρ は

$$O = \frac{I_1}{(1+\rho)} + \frac{I_2}{(1+\rho)^2} + \dots + \frac{I_n}{(1+\rho)^n} = \sum_{i=1}^n \frac{I_i}{(1+\rho)^i}$$

$$(t=1, 2, \dots, n)$$

を満足する ρ である。税率を μ 、このときの内部収益率を r とすると、

$$0 = \mu \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+r)^t} + (1-\mu) \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+r)^t}$$

$$0 - \mu \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+r)^t} = (1-\mu) \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+r)^t}$$

$$(1-\mu)0 = (1-\mu) \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+r)^t}$$

$$0 = \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+r)^t} = \sum_{t=1}^n \frac{I_t}{(1+\rho)^t}$$

より $r = \rho$ である。

この税還付は、A氏が開業に当たり $200 \times 0.4 = 80$ の還付を受けると、A氏のアウトフローは二二〇でよい。⁽²⁾ すなわち、二二〇〇の事業投資に対し、政府が八〇、A氏が二二〇の出資割合で、政府が事業に参加しているのである。

二二〇〇のアウトフローは、三年間に内部収益率 0.298 で $200 \times (1+0.298)^3 - 200 = 238$ の利益を稼得した。この利益は、

$$\text{税は、 } 97.5 \times 0.4 \times (1+0.298)^2 + 112.5 \times 0.4 \times (1+0.298) + (97.5+30) \times 0.4 = 175 - 80 = 95$$

$$A \text{ 氏は、 } 97.5 \times (1-0.4) \times (1+0.298)^2 + 112.5 \times (1-0.4) \times (1+0.298) + (97.5+30) \times (1-0.4) =$$

$$263 - 120 = 143$$

に分配された。その割合は 95 : 143, 0.4 : 0.6 である。出資割合は 80 : 120 であるから、A氏の事業の稼得利益を出資割合で分配していることになる。政府は稼得利益 $(200 \times 0.4) \times (1 + 0.298)^3 - 80$ = 95 を、三年間に税として徴収しているのである。

四 還付税の繰延と利子加算

税は徴収されるもので、政府が事業に参加して分配を受けるものではない。そこで、税を還付する代わりに、還付税額を繰延べ利子加算し、キャッシュフローがプラスのときの税額を控除することになれば、税還付すると同一の結果がえられる⁽³⁾。

一九X一年期首の還付税は $200 \times 0.4 = 80$ である。利子率を年一〇%とする。一九X一年末の税は $97.5 \times 0.4 = 39$ であるが、還付税に利子加算した $80 \times (1 + 0.1) = 88$ から控除すると $88 - 39 = 49$ が繰越される。一九X二年の税は $112.5 \times 0.4 = 45$ である。繰越した四九に利子加算した $49 \times (1 + 0.1) = 53.9$ から控除すると $53.9 - 45 = 8.9$ が繰越される。一九X三年になって税は $(97.5 + 30) \times 0.4 = 51$ であり、繰越した八・九に利子加算した $8.9 \times (1 + 0.1) = 9.79$ から控除した 41.21 の税を支払う。この税を税還付されるときでみると $41.21 / (1 + 0.1)^3 = 31$ になる。これは、税が還付されたときの支払税に等しい。

すなわち、

$$\begin{aligned} & \text{支払税} \quad \frac{97.5 \times 0.4}{(1+0.1)} + \frac{112.5 \times 0.4}{(1+0.1)^2} + \frac{(97.5+30) \times 0.4}{(1+0.1)^3} = 111 \\ & \text{還付税} \quad 200 \times 0.4 \\ & \qquad \qquad \qquad = 80 \\ & \qquad \qquad \qquad \underline{\underline{= 31}} \end{aligned}$$

である。

これは還付税を複利で計算して税を支払っていることである。⁽⁴⁾ 紙幅の関係でこの論証は省略する。

五 確定決算の超過負担

現在の課税所得計算は、確定決算にもとづく損益会計の利益である。収益から費用を引いた決算利益をもとにする。この利益は、キャッシュフローとの関係では、一定期間のキャッシュのインフローとアウトフローの差と運転資産と固定資産の期中の増減よりなる。⁽⁵⁾

いま、売上高をS、仕入高をB、期首棚卸高を a_{j-1} 、期末を a_j 、営業費をe、財務費用をf、期首固定資産在高をA、減価償却率を δ とする。利益APは、

$$AP = S - (a_{j-1} + B - a_j) - e - f - A \cdot \delta \dots \dots \dots (1)$$

である。

売上収入をR、仕入支払をP、営業費支払をE、財務費用の支払をFとする。キャッシュフローC

Fは

$$CF=R-P-E-F\cdots\cdots\cdots(2)$$

である。

(1)式より(2)式を引く。

$$AP-CF=(S-R)+(a_j-a_{j-1})-(B-P)-(e-E)-(f-F)-A\cdot\delta$$

になる。(S-R)+(a_j-a_{j-1})-(B-P)-(e-E)-(f-F) は運転資本の期中変化、A・δは固定資本の減少である。(モデルは簡単化してある。詳しくは高井「キャッシュフロー・アカウンティングの構造」追手門経済論集平成三年四月参照)。

CFを右辺に移項すると、利益APは純キャッシュフローと運転資産と固定資産の期中変化よりなる。さて、キャッシュフローの税の現在価値は(割引率を10%とする)

$$-(200 \times 0.4) + \frac{97.5 \times 0.4}{(1+0.1)} + \frac{112.5 \times 0.4}{(1+0.1)^2} + \frac{(97.5+30) \times 0.4}{(1+0.1)^3} = 31$$

損益会計の税の現在価値は

$$\frac{22.5 \times 0.4}{(1+0.1)} + \frac{43.5 \times 0.4}{(1+0.1)^2} + \frac{(49.5+22) \times 0.4}{(1+0.1)^3} = 44$$

で、その差は二三だけ、損益会計では税負担が大きい。

この差は、つぎの関係による。

店舗什器の減価償却費は損金算入される。

その税節約効果は

$$\frac{10 \times 0.4}{(1+0.1)} + \frac{10 \times 0.4}{(1+0.1)^2} + \frac{80 \times 0.4}{(1+0.1)^3} = 31$$

である。キャッシュフローでは、即時償却され、 $100 \times 0.4 = 40$ の税還付があるから、差引九だけキャッシュフローの方が負担は軽くなる。

一方、運転資産は

	19X1年	19X2年	19X3年	19X4年
期末売掛金	15	36	20	0
商品	20	36	28	0
買掛金	—	(66)	(70)	0
借入金	—	(30)	(40)	0
計	35	-24	-62	0
期首売掛金	—	15	36	20
商品	100	20	36	28
買掛金	—	—	(66)	(70)
借入金	—	—	(30)	(40)
計	100	35	-24	-62

差引；運転資産 の変化	<u>-65</u>	<u>-59</u>	<u>-38</u>	<u>+62</u>
----------------	------------	------------	------------	------------

運転資産の減少は課税所得のうちで占める割合を小さくし、増加は大きくする。税効果の現在価値は、

$$\frac{65 \times 0.4}{(1+0.1)} + \frac{59 \times 0.4}{(1+0.1)^2} + \frac{(38-62) \times 0.4}{(1+0.1)^3} = 36$$

である。キャッシュフローでは、一九X一年期首の商品100は費用化され $100 \times 0.4 = 40$ の税還付があるから、差引四だけキャッシュフローの方が税負担は軽くなる。

要するに、損益会計によるときとキャッシュフローによるときとの税負担の差一三は

減価償却の税節約 9

運転資産の変化による効果 4

計 13

である。キャッシュフローによるときは、税によって内部収益率は変わらず、経済活動の選択に歪みを与えないが、現在の損益計算による確定決算利益は、課税負担を重くしている。

六 税の時間的ズレと税率の変更

税は、確定決算にもとづいて申告納税される。事業のキャッシュフローと税支払との間には時間的

ズレがある。申告納税期限は事業年度終了後二カ月以内であるが、監査その他の理由により一カ月、その他やむをえない事情のあるときは、さらに申請により延長が認められている（法人税法七七条）。

この時間的ズレをとり入れたとき、内部収益率はどうなるであろうか。
いま、時間的ズレを六カ月とする。内部収益率は0.298であったから

$$\begin{aligned} & \left[-200 + \frac{200 \times 0.4}{(1+0.298)^{0.5}} \right] + \left[\frac{97.5}{(1+0.298)} - \frac{97.5 \times 0.4}{(1+0.298)^{1.5}} \right] \\ & + \left[\frac{112.5}{(1+0.298)^2} - \frac{112.5 \times 0.4}{(1+0.298)^{2.5}} \right] + \left[\frac{97.5+30}{(1+0.298)^3} - \frac{(97.5+30) \times 0.4}{(1+0.298)^{3.5}} \right] = 0 \end{aligned}$$

となって、内部収益率は影響されない。

ところが、税の時間的遅れがあると、政府と事業との分配割合を変える。

税は（割引率を10%とする）

$$\left[-\frac{200 \times 0.4}{(1+0.1)^{0.5}} \right] + \left[\frac{97.5 \times 0.4}{(1+0.1)^{1.5}} \right] + \left[\frac{112.5 \times 0.4}{(1+0.1)^{2.5}} \right] + \left[\frac{(97.5+30) \times 0.4}{(1+0.1)^{3.5}} \right] = 29.4$$

税引後利益は、

$$\begin{aligned} & \left[-200 + \frac{200 \times 0.4}{(1+0.1)^{0.5}} \right] + \left[\frac{97.5}{(1+0.1)} - \frac{97.5 \times 0.4}{(1+0.1)^{1.5}} \right] \\ & + \left[\frac{112.5}{(1+0.1)^2} - \frac{112.5 \times 0.4}{(1+0.1)^{2.5}} \right] + \left[\frac{97.5+30}{(1+0.1)^3} - \frac{(97.5+30) \times 0.4}{(1+0.1)^{3.5}} \right] = 48 \end{aligned}$$

となり、その分配割合は 29.4/77.4 : 48/77.4, 0.38 : 0.62 になる。やきの 4 : 6 とは異なる。

一般に、税支払の時間的ズレと税率による税引後利益には、つぎの関係がある。⁽⁶⁾

$$\left\{1 - \frac{\mu}{(1+i)^\tau}\right\} \times \text{税引前現在価値}$$

よりも、 μ : 税率, i : 割引率, τ : 時間的ズレである。本例では、

$$\left\{1 - \frac{0.4}{(1+0.1)^{0.5}}\right\} \times 77.4 = 47.9 \rightarrow 48$$

である。

時間的ズレがないと、 $\tau = 0$ であるから

$$\left\{1 - \frac{\mu}{(1+i)^0}\right\} = (1-\mu)$$

となる。

$$(1-\mu) < \left\{1 - \frac{\mu}{(1+i)^\tau}\right\} > 0$$

であるから、時間的ズレが大きければ大きい程、税引後利益は大きくなる。

一般に、税還付が早ければ早い程、また、税納付がおそければおそい程、納税者は有利になる。なお、上式から明らかのように、税率によっても、分配割合は変わる。

七 キャッシュフロー・利益と価値生産利益

キャッシュフローを課税ベースにすると、税によって内部収益率は変わらず、経済行動の選択を歪曲しない。が、キャッシュフローは、時間軸上のインフローとアウトフローの関係の流れである。その利益は一定期間の益金と損金による期間所得ではない。現在の課税所得は、当該事業年度の益金から損金を控除した期間所得である。

ところが、この所得は、キャッシュフローとの関係では、一定期間のインフローとアウトフローとの差と運転、固定資産の期中増減変化よりなる。利益が稼得されるのは、運転、固定資産の財貨、用役と知識、経験、技術との組織的な生産活動によるので、キャッシュはこれにいくら知識、技術を用いて分解、変換、結合しても価値は生産されない。が、このキャッシュが財貨、用役の価値生産過程へ変換されると、価値生産を開始させ、存続させていく資金として機能する。この用役コストは価値生産の資金利子として認めねばならない。利益の計算ではこの利子は控除しなければならない。ところが、現在の所得計算では借入金の子のみが控除され、この価値生産の資金利子は控除されていない。一方、キャッシュフローは、生産された価値を自らの価値としているから、価値生産はない。用役コストとしての利子は発生しない。

ところが、A氏はB氏への借入金利子をキャッシュからアウトフローとして引いている。一方、価

値生産資金の利子は控除していない。

利子控除しないキャッシュフローは、19X1年 $97.5+2.5=100$ 、19X2年 $112.5+2.5=115$ 、19X3年 $97.5+2.5=100$ 、19X4年 30 となる。このフローの利益は

$$-200 + \frac{100}{(1+0.1)} + \frac{115}{(1+0.1)^2} + \frac{(100+30)}{(1+0.1)^3} = 83.62$$

である。

益金から損金を控除する期間利益は、このキャッシュフローから価値生産資産の期中変化を加減して求めることができる。⁽⁵⁾

その変化は

	19X1年	19X2年	19X3年	19X4年
運転資産の増減*	-65	-59	-38	+62
固定資産の減少	-10	-10	-10	-70
計	-75	-69	-48	-8

(* 前掲運転資本の変動表参照)

である。これをキャッシュフローから引くと

	19X1年	19X2年	19X3年	19X4年
キャッシュフロー	100	115	100	30

価値生産	—75	—69	—48	—8
資産の変化	25	46	52	22

になる。利子を控除しない期間利益である。

価値生産資金は、借入金と拠出資金よりなる。その利子はつぎのように算定できる。⁽⁸⁾

借入金の利子は損金算入されるから、実質利子負担は税額分だけ控除したものである。利益Pに税率 μ で税を課すと、税引後は $P(1-\mu) = R(1-\mu) - E(1-\mu)$, (ここでR: 貯金, E: 借金) の関係があるからである。拠出資金の利子は損金控除されない。しかも、約定によらないから収益率との関係からの財務リスクがある。

価値生産の資金利子は、この両資金の利子とその構成割合によって加重平均すれば求めることができる。

いま、税率を四〇%、市場借入利率を一〇%、財務リスクを二%、負債割合を四〇%とすると、価値生産資金利子は、

	利率	負債割合	加重平均
負債	$10\% \times (1-0.4) = 6\%$	0.4	2.4
拠出資金	$10\% + 2\% = 12\%$	0.6	7.2
			<hr/> 9.6%

になる。

らま、この利率を10%とする。

価値生産資金とその利子は

	投下資金	利子
19X1年	200	$200 \times 0.1 = 20$
19X2年	$200 - 75 = 125$	$125 \times 0.1 = 12.5$
19X3年	$125 - 69 = 56$	$56 \times 0.1 = 5.6$

(19X4年は期首に清算されたから、投下した資金はない。)

この利子を、さきの利子控除前の期間利益から引く。

19X1年：25 - 20 = 5, 19X2年：46 - 12.5 = 33.5, 19X3年：52 - 5.6 = 46.4, 19X4年：22 である。

この現在価値は

$$5 \frac{5}{(1+0.1)} + \frac{33.5}{(1+0.1)^2} + \frac{(46.4+22)}{(1+0.1)^3} = 83.62$$

になり、さきのキャッシュフローの利益と一致する。

このことは、益金から損金を控除する期間所得の計算で借入金の利子を控除せず、代わりに自己資本利子を含めた価値生産資金の利子の全額控除を認めれば、キャッシュフローをベースにする利益と同一になることである。課税によっては経済行動の選択は歪曲されない。

八 理論的基礎づけ

以上を *Boadway* と *Wildasin* のいうところによって簡単に理論づけておこう。⁽⁹⁾

企業の投資資金は、(1)借入金によるか(2)留保利益によるか(3)新株を発行するかによって行なわれる。

企業が利潤極大行動をとるときは、限界収益と限界費用を等しくする。

限界費用には、(1)財務費用、借入金利子と抛出資金の帰属利子、(2)減価償却、(3)陳腐化、インフレによるキャピタルゲイン又はロスおよび(4)税務上の損益算入による税節約がある。

〔I〕 税がないときを考える。

資本一単位の購入価格を q 、減価償却率を δ 、調達コストを γ とすると、資本使用コスト C は

$$C = q(\gamma + \delta - g) \dots \dots \dots (1)$$

である。ここで g は資本財価格の変化率 $\Delta q/q$ である。

限界生産物価格 $p \cdot MP_k$ は p ; 生産物単位価格 $\times MP_k$; 資本の限界生産物である。

借入資金を B 、利率を i 、負債割合を β 、抛出帰属利子を ρ とすると、財務費用 r は

$$r = B \cdot i + (1 - \beta) \cdot \rho \dots \dots \dots (2)$$

である。

限界収益と限界費用が等しいとき、資本は最も効率的である。

$$p \cdot MP_k = q(\gamma + \delta - g) \dots \dots \dots (3)$$

のときである。

〔Ⅱ〕 税が課されるときを考える。

税率を μ 、税務上の減価償却を α とする。

企業が最適資本ストックを選択する条件は

$$(1 - \mu) p \cdot MP_k = q(\gamma + \delta) \left(1 - \frac{\mu \alpha}{\alpha + \gamma} \right) \dots \dots \dots (4)$$

である。左辺は税引後限界収益である。減価償却は損金控除されるから、将来の減価償却に税率をかけた現在価格 $\sum_{t=1}^{\infty} \mu(1 + \alpha)^{-t} \alpha(1 + \gamma)^{-t} = \mu \alpha (\gamma + \alpha)$ だけ税節約される。(4)式は税が課されたときの限界収益と限界費用の関係をあらわしている。

拠出資金利子は控除されないから課税される。課税されないときは $[(1 - \beta) \cdot \rho(1 - \mu)] / (1 - \mu)$ である。借入金利子は損金控除されるから $\beta \cdot i$ である。税が課されるときは財務調達コスト i' は

$$\begin{aligned} i' &= \beta \cdot i + [(1 - \beta) \cdot \rho(1 - \mu)] / (1 - \mu) \\ &= \beta \cdot i(1 - \mu) + (1 - \beta) \cdot \rho(1 - \mu) \end{aligned}$$

である。

税務上の減価償却 α を経済的償却 δ と等しいとして、(4)式を書き直すと、

$$\begin{aligned}
 p \cdot MP_k &= q \frac{r+\delta}{1-\mu} \left(1 - \frac{\mu\delta}{r+\delta} \right) \\
 &= q \cdot \frac{r+\delta(1-\mu)}{(1-\mu)} \\
 &= q \cdot \left[\frac{B \cdot i(1-\mu) + (1-\beta) \cdot \rho(1-\mu) + \delta(1-\mu)}{(1-\mu)} \right] \\
 &= q \cdot [B \cdot i + (1-\beta) \cdot \rho + \delta]
 \end{aligned}$$

になる。 $B \cdot i + (1-\beta) \cdot \rho$ は税のないときの財務コストである。 $p \cdot MP_k = q(r+\delta)$ となり、税が課されないときと同一である。すなわち、税務上の減価償却が経済的償却と等しく、借入金利子を含め拠出資金利子を全額控除すると、課税による歪みはなく、税がないときと同一である。

$p \cdot MP_k = q \frac{r+\delta}{1-\mu} \left(1 - \frac{\mu\alpha}{r+\delta} \right)$ の $[1 - \mu\alpha/(r+\delta)]$ は $(1-\mu)/(1+r/\alpha)$ と書ける。即時償却するときは $\alpha = \infty$ となることから $(1-\mu)$ となる。 $p \cdot MP_k = q(r+\delta)$ となり、税がないときと等しい。つぎに、減価償却の現在価値は $\sum_{t=1}^{\infty} (1+2)^{-t} \alpha(1+r)^{-t} = \frac{\alpha}{r+\alpha}$ 、これに対する財務コストの現在価値は $\sum_{t=1}^{\infty} (1+\alpha)^{-t} r(1+r)^{-t} = \frac{r}{r+\alpha}$ 、これに税率 μ を乗じただけ税節約されるから、資本一単位の価格は、

$$q = \left[1 - \mu \left(\frac{\alpha}{r+\alpha} + \frac{r}{r+\alpha} \right) \right] = q(1-\mu)$$

となる。このとき $r = B \cdot i + (1-\beta) \cdot \rho$ である。

税が課されるとききの限界条件は

$$(1-\mu)p \cdot MP_k = q(r+\delta) \left(1 - \frac{\mu\alpha}{r+\alpha}\right)$$

$$(1-\mu)p \cdot MP_k = q(r+\delta) (1-\mu)$$

$$p \cdot MP_k = q(r+\delta)$$

となり、税を課されるときと同一である。

要するに、税が経済行動の選択に中立であるには、キャッシュフロー・ベースにより即時償却し、すべての利子の控除を認めないか、税務上の減価償却を経済的償却と等しくし、借入金の利子のみならず拠出資金の帰属利子を含め価値生産資金の利子を全額控除するか、減価償却と財務コストよりなる資本コストの現在価値を資産の取得価額と等しいとすることである。キャッシュフロー・ベース課税と価値生産資金利子の控除による価値生産所得課税は、以上の理論的根拠による。

〈注及び参考文献〉

- (1) 諸井勝之助『経営財務講義』、東京大学出版会、一九七九。
- (2) Aaron, H. J. and Galper, H., *Assessing for Reform*, Washington, D. C. : Bookings Institution, 1985.
- (3) Pointon, J. and Spratley, D., *Principles of Business Taxation*, Clarendon Press, London, 1988.
- (4) H. P. J. Heukensteldt Jansen, *Project Evaluation and Discounted Cash Flow, A Reassess-*

- ment and Alternative Suggestion*, North-Holland Publishing Company, Amsterdam, London, Oxford, 1977.
- (5) Lawson, G. H., 'The Measurement of Corporate Profitability on a Cash Flow Basis' in Hicks, B. H. and Hunt, P. (eds.) *Cash Flow Accounting*, Laurentian University, 1981 pp. 41—79.
- (6) Pointon, J. and Spratley, D. cp. cit.
- (7) 高井家治「キャッシュフロー・アカウンティングの構造と利益の性質」、『追手門経済論集 第XXIII巻第二号』昭和六三年二月。
- 同 「キャッシュフロー・アカウンティングの提唱——構造と性質」、『会計』一九九二年九月 第一四二巻、第三号。
- (8) Anthony, R. N., *Future Directions for Financial Accounting*, Dow-Jones-Irwin, Homewood, Illinois, 1984.
- (9) Boardway, R. W. and Wildasin, D. E., *Public Sector Economics*, 2nd edition, Little Brown, 1984.
- King, M., *Public Policy and the Corporation*, Chapman and Hall, London, A Halsted Press Book John Wiley Sons, New York 1977.

(たかい・いえはる『税務会計学』)

討論

■司 会 中村芳昭（日本大学・税法学）

■討論参加者 北野弘久（日本大学・税法学・憲法学）

三木義一（静岡大学・税法学）

鷺見友好（法政大学・財政学）

川瀬光義（埼玉大学・財政学）

高井家治（追手門学院大学・税務会計学）

石村耕治（朝日大学・税法学）

小山廣和（明治大学・税法学・憲法学）

安藤 実（静岡大学・財政学）

井上久彌（日本大学・税務会計学）

谷山治雄（税制経営研究所・財政学）

司会 質問のある方は質問用紙を出していただきしたいと思います。

まず、石村会員に出ています北野先生からの質問です。北野会員自身から御説明願いたいと思います。

北野 日本大学の北野です。石村会員の問題の提起の趣旨はよくわかったのですが、もっぱら国民総背番号制のことを強調されたために、納税者背番号制に限定した場合のデメリットとメリットについてのお話がほとんどなかったわけです。レジユメの一七頁をみますと、「わが国では確定申告で調整が可能な一律源泉分離課税で十分である」というのは、どういう意味なのか、つまり源泉徴収制度でいいと言っておられるのか、あるいは総合課税ではない、あくまで分離課税だけでいいと、ただし納めすぎのある人については、納税申告をさせるという意味なのか、そうであるならば、税法学上の「源泉選択分離課税」のことを言っておられるのかと思いますが、あるいは総合課税を前提とした源泉徴収制度だけでいいというのか、あるいは一律分離課税のことを言っておられるのか、その点を明らかにしていただきたい。

石村 少し補足させていただきます。オーストラリアでは従来、利子等の支払時にまったく源泉課税が行なわれていませんでした。このため、確定申告をしない納税者は一〇〇%課税を免れてしまう、という状況にあったわけです。オーストラリア政府は利子等の捕捉態勢の整備のために番号制を導入するか、源泉課税制を導入するか議論したわけです。

そのとき、金融界は、番号制を積極的に支持したわけではなかったのですが、源泉課税には反対しました。なぜならば、わが国とは異なり、オーストラリアとか欧米各国では源泉課税に預金者は余りよい反応を示さないからです。つまり、源泉なしで一〇〇%利子等を受け取りたいという考えが強い

わけです。ここに、オーストラリアにおいて、番号制による捕捉態勢が了解された経緯があります。一方、わが国では、一応源泉課税が預金者から支持されている状況にあります。一般庶民に各所に分散できるほど余分な預金があるわけでもなく、番号制を導入しなくとも利子等を捕捉できる状況にあります。したがって、一応源泉して支払調書を出して、場合によっては確定申告で調整できる形にすれば十分ではないか、と思います。したがって、番号制を導入する必要性があるか、といえれば疑問と言えます。

北野 だから総合課税を前提にしているのですね。

石村 総合課税を前提にしています。

北野 源泉徴収制度ということ自体は、分離課税とは関係がないから、つまり、源泉徴収制度を前提とした総合課税を提案しているのでしょうか。分離課税というときはセパレーションだから、課税標準の体系が違ってくるんだから、制度論的にはね。

石村 ですから、場合によっては、確定申告したくない人は、今まで通りしなくてもいいのではないかという議論をしているわけです。

北野 源泉徴収制度を前提とした総合累進課税を提唱すればいいだけのことであって、所得税法の本則に従ってやればいいだけのことではないですか？ そうであるならばなぜ分離という言葉を使うの？

石村 私は分離課税というものは、ある程度残さざるをえないのではないかと思っています。少額の税金から生じる利子を受け取る学生などまでに、確定申告を強要するのは酷といえます。

北野 それでは不公平税制の是正にならないじゃないの？

石村 しかし、是が非でも利子等を総合課税の対象とすることが本当に公平なのか、疑問も提起されてきています。

北野 時間の関係で、はっきり言ってほしいんですが、源泉徴収制度をとりこんだ通常の総合累進課税をやればいいと、納めすぎになった人は申告によって返せばいい、そういうことだけを言っているだけなのか、それとも基本は分離課税、セパレーションのシステムだということで、ただそれでいきますと少額所得者は損をするからその方たちは確定申告しなさい、という一種の「源泉選択分離課

税」のことを言っているのか？

石村 源泉分離選択課税のことです。ですから、「わが国では確定申告で調整可能な源泉分離課税で十分」という意味は、一応比較的の高い税率で源泉課税をするけれども、どうしても必要な人だけは、確定申告をする。それ以外の人はやらなくてもいいのではないかということです。番号制を入れて是が非でもがんじがらめにしなければいけないという議論をするよりは、ある程度分離課税を認めていいのではないかという議論をしているわけです。

北野 ちょっとよくわからない。源泉徴収をとりこんだ総合累進課税を仮名制度も廃止してきちっとやれば、適正な課税ができる。全部税務署に情報（支払調書）がいくことにすれば、番号制を導入しなくても総合累進課税も可能なのですから、不公平化もなくなります。納めすぎな方は返してもらいうことも可能です。そういうことを言っておるのか、それとも、もともと利子は特別扱いにして、低い源泉分離課税でいいんだということを前提にして。

石村 ただ、所得の低い者については、確定申告という形で還付してもらえばよい。

北野 そうであればそれは「源泉分離選択課税」ですね。

石村 言葉が足りませんでした。正しくは源泉分離選択課税ですかね、はい。

司会 時間が限られていますので、質問者および解答者はできるだけ簡潔にお願いします。それから、同じく石村会員のほうに静岡大学の三木会員および明治大学の小山会員から出ておりますので、まず質問者は簡潔にお願いします。

三木 静岡大学の三木でございます。石村さんの報告、たいへんクリアーでよくわかったのですけれども、一つだけ教えていただきたいのは、石村さんの共通番号制批判の主旨なのですが、あれはつまり制度として共通番号制は税務情報がいろいろな行政分野で使われてしまうからまずいとおっしゃっているのか、それとも制度としては税務情報は税務行政に限定されるはずだけれども番号が統一されているために事実上、そういうものが他の行政でも使われやすくなるのでいけないと、そういう批判なのか、どちらか教えていただきたいと思えます。

石村 私自身は共通番号制度そのものに反対しているのです。いらなと思っています。

三木 すみません。いらなという主旨が、共通番号制になると制度として、そういう情報がいろいろ

漏れてしまうからなのか、制度として、枠組としてはガードするだらうけれども、事実問題としていろいろな情報が統一化されているために安易に使われてしまう可能性があるということで批判されているのか、どちらかと思ってしまうわけです。

石村 ひとくちに「共通番号制」(multi-use number system)と言っても、その形成プロセスは国により異なっています。たとえばスウェーデンなどでは、当初から多目的利用(multi-use)を前提に番号制が導入されました。これに対し、アメリカやカナダなどでは当初、「社会保障」という限定利用(single use)を前提に導入されたものが、拡大利用され究極的に共通番号制になってしまったわけです。いずれにせよ、共通番号制のような仕組みはこれをいったん許すと、セーフガードを設定することは極めて困難なわけです。各国は番号の拡大利用に歯止めを掛けることに必死に努力しています。カナダなどがよい例といえます。アメリカなども学者や議会筋から懸念が表明されています。利用制限すべきだ、との声も高まっています。しかし、アメリカでは、共通番号と化してしまっただけ社会保障番号(SSN)が官民のあらゆるデータベースにIDナンバーあるいはパスワードとして利用されているのが実状です。今、このSSNの利用を制限するとすると、民間のデータベースのアクセスナンバーを変更するだけで膨大なコストがかかるため、不可能と言える状況にあります。したがって、当初からわが国政府税調の考えている共通番号のような利用目的を制限しないような形の番号制を導入するプランは、番号の利用を何んとか制限して行こうという世界の動向に反すると言えるわけです。わが国のように、"開かれていない政府機関"に共通番号のような道具をほとんど無条件に近

いような形で与える政府税調のプランは非常に危険と言えます。わが国社会は「監視社会」化する恐れがあります。政府税調の納税者番号というネーミングを使った（共通）番号制導入プランの実現を許すと、将来、国民・納税者は非常に高いツケを払わされることになります。

司会 続きまして、小山さんのほうから。

小山 明治大学の小山廣和です。石村先生の用意されたレジュメの一七頁の④というところに関連するものですが、先ほどの御報告ですと、共通番号制をとった場合には、コストを回収するために民間のコンプライアンス・コストの問題があるという話をされたのですが、これは経済学者のA・マーシャルの用語をつかえば、外部経済 (external economies) の問題の例の一つとしてあげただと思いますが、具体的にどういうふうなものを念頭におかれているのかということと、実際にもしそういうものがあつたとして、経済的に損か得かというコスト・ベネフィット (損益) 分析は実証できるのかということをおうかがいしたいのですが。

石村 政府税調は九二年七月に番号制に係るコスト分析を発表しています。この試算によると、基礎年金番号を税務に活用する方式（アメリカ・カナダ方式）では、個人納税者分については、イントロダクション・コスト（初期費用）として一、六六〇億円程度、その後のランニング・コスト（経常費用）と

して四〇〇億円程度と見込んでいます。法人納税者分については各々、課税庁が付番する方式で、三〇億円、一〇億円程度と見込んでいます。もつとも、これらのコストには、基礎年金番号の創設、つまり既存の年金番号の統一化のためのコストは含まれていません。これは厚生省等の側の負担するコストと考えているということです。

しかし問題は、番号をつけて各種の納税情報申告書を提出することが義務づけられる側のコスト、いわゆる「コンプライアンス・コスト」が、どれ位膨大な額になるかです。政府税調は、この「番号コンプライアンス・コスト」については試算を明らかにしておりません。しかし、政府税調に参考人として出席した金融界の代表は、銀行界だけで初期費用三〇〇億円、経常費八〇億円程度はかかると証言しています。ラフに見積っても、給与の源泉、利子等への番号の利用に限定しても、わが国全体で経常費用だけで数千億円のコストがかかるを見てよいと言えます。

さらに、カナダやオーストラリアなどでは、プライバシー保護法や情報公開法のもと、各税務署には税務情報開示専門官が配置されています。また、納税者番号の濫用を規制、苦情処理を行うプライバシーコミッションのようなオンブズマン制度を置いております。政府税調の素案には、こうした納税者の人権を守るためのコストは計上されていません。しかし、こうした制度を設けることは、番号制の提案を行う場合に必要不可欠、あるいは世界の常識になっています。このように「セーフガード・コスト」試算がまったく行なわれていないのは、政府税調には、番号制導入に伴い人権を守る必要性が出てくることなど、まるで念頭にないことを物語っています。

また、政府税調は、番号制を導入すれば、どの程度の税収増が見込まれるのかについても試算を明らかにしていません。資料をまったく公表していないわけです。これは、「税務」に限定して番号利用に伴なうコスト・ベネフィットを試算したのではまったくペイしないことが明らかなたため、と思われる。つまり、「税務」に限定利用するのは、コンプライアンス・コストが膨大になり、その割には税収はあがらないため、番号制は「外部不経済」であるとして、導入反対論が強くなることを危惧しているためと思われる。利子等の現行の分離課税の総合課税化も行先が不明瞭ですし、コストがかかる割には税収はあがらないわけです。政府税調は、税務に限定した本来の意味での納税者番号は初めから検討の対象から外して、実質的には国民背番号制ともいえる多目的利用を前提とした共通番号の導入に必死になっています。これは、明らかに、「税務はつけ足し」で、真のねらいは国民背番号の導入にあるため、と言ってよいわけです。つまり、税務以外の分野に官民あらゆる機関が共通の番号を使い、「監視社会」を推進するプラン以外のなものでもない、と言ってよいわけです。

共通番号のような多目的利用を前提とした番号制の検討は本来、政府税調がやってはいけないことです。明らかに、越権といえます。問題は、こうした越権となるようなことを、「納税者番号」というネーミングを使って、政策的に政府税調にやらせている狡猾な役人のやり方です。つまり、導入を検討している番号制の本質をカモフラージュし、政府税調を隠れ蓑として使う国民・納税者を欺いたやり方です。また、こうした本質を見抜き、批判できる学者が余りにも少ないという現実も問題と言えます。

北野 今の関連質問で、石村会員の今日の人権侵害の指摘は、単に共通番号制だけではなくて、税に限定した場合の納税者番号制を導入した場合においても、適正課税にはほとんど意味がないうえに、同じように人権侵害が起こるのではないでしようか。

石村 まったく北野会員の指摘したとおりです。税務に関連した番号制（本来の意味での納税者番号制）を導入するにしても、人権に対するインパクトは高くなるわけです。政府税調が考えているような多目的利用を前提とした（共通）番号制の場合はなおさらのことと言えます。

北野会員から指摘があったように、政府の番号制導入プランでは、「納税者番号制」というネーミングのため、利用目的が「税務」のみにあると捉えられてしまうため、納税者一般の反対も強くないわけです。連合（日本労働組合総連合会）のように、「納税者番号制についての意見書」（九二年一月一〇日）まで出して、政府税調に「早期導入」の申入れをする団体まで出てくる始末です。まさか、政府の番号制導入プランがサラリーマンなどの監視がターゲットで、「税務はつけ足し」などは夢にも思っていないわけです。

ついでに指摘しておきますが、情報公開制度、あるいは税務情報開示制度は、番号制のあるなしにかかわらず、税務行政の透明化・適正化という視角から当然にしなければならない制度といえます。このように番号制を検討する最低限のインフラ（番号制導入基盤）すら整備されていないのが、わが国の現状です。したがって、税務に限定した番号制の導入ですら、それを受け入れるインフラが十分に

整備されていないのに、共通番号のような大がかりな制度を導入してあらゆる行政分野、さらには民間の自発的利用を認める政府プランなど、まったく問題にならないわけです。悪いことをしていないければ恐れるに足らず”といったようなナイーブな議論では済まされないわけです。税務行政手続の整備も遅々として進まない現状で、共通番号で監視される状況になれば、課税庁は完全にブラックボックス化し、国民・納税者は「情報のオリ」に収容され、「飼い主は役人」という状況になりかねないわけです。

驚見 法政大学の驚見です。私は税務行政についてはまったく知らないんで、純粹に教えていただくという意味で、質問するんですが、現在、納税者番号というのは、事実上つけられているんじゃないですか。あと必要だとすれば、今、石村さんがちょっと言われましたキャピタルゲインの総合課税が問題になる時には、また問題になるでしょうけれども、あとほとんど今のままで、改めて納税者番号制を新たに作る必要はないんじゃないかと思えます。そうすると先程の費用の問題もほとんど関係なくなってくるのではないのでしょうか。

石村 確定申告書用書式が税務署から送られてくると、その書式に各納税者の整理番号が記入されていることに気づいている方も多いと思います。つまり、わが国にも現在、納税者整理番号 (tax file numbers) はあるわけです。ただ、現行の制度では、納税地が変わるなどしますと番号も変わるわ

けです。

この点に関連して参考となるのはオーストラリアのケースです。オーストラリアでは、「オーストラリア・カード」というネーミングで、共通番号（出生番号方式の国民背番号）制度の導入が提案されました。しかし、国民の徹底した反対に会い、法案が三度も議会に提出されながらも、遂には廃案になりました。その後提案され、導入されたのが「タックス・ファイル・ナンバー」(TFN≡tax file numbers) 制度、つまり「納税者番号制」です。これは、先ほど指摘したわが国の納税者整理番号制度と同じような既存の番号制度をグレードアップして、システム化したものです。付番機関は、個人と法人双方とも課税庁 (ATO≡Australian Taxation Office) です。しかも、この納税者番号 (TFN) 制度の導入にあたり、納税者のプライバシーを保護するために、プライバシーコミッションというオンブズマン制度を設け、TFN情報の目的外利用、濫用の監視にあたらせました。民間が自発的にTFNを、人事管理や顧客管理など、「税務関連」以外に利用すると違法となります。課税庁 (ATO) 以外の行政機関がTFNを勝手に利用することも禁止されています。こうした面での監視、苦情処理などを行なう連邦議会直属の独立機関が、プライバシーコミッションなわけです。

こうしたオーストラリアの例からもわかるように、わが国でも、堅固なセーフガードの存在を前提として、既存の納税者整理番号を活用して課税庁を付番機関とする「納税者番号」制を導入する手もあるわけです。ところが、政府税調は、こうしたオーストラリア型（イタリア型）の「税務」限定番号制については、まったく検討の対象外としています。年金番号を統一し「基礎年金番号」を創設

し、それを「税務」に活用する、あるいは、住民基本台帳（及び外国人登録原票）に統一コード番号を付け、それを「税務」に活用するしか選択の余地はない、といった形で番号制の検討を行なっているわけです。これは、納税者番号というネーミングを装って、多目的利用を前提とした「国民背番号」を「裏口導入」しようとしているからであります。

まさに、一般納税者はもちろんのこと、経済学者や財政学者、情報法専門の法律学者なども、「納税者番号」のネーミングに目つぶしをくわされ、政府プランの本質を見抜く眼力を失なわされてしまっているのが現状なのではないか、と思うわけです。「納税者番号」と「共通番号」は本来、異質のシステムとして理解する必要があるわけです。

司会 時間の関係で、あとおふた方に質問がきておりますのでそちらのほうに移らせていただきたいと思えます。

続きましては、川瀬会員に対して静岡大学の安藤会員、もう一つ三木会員のほうからも出ております。まず、安藤会員から。

安藤 静岡大学の安藤です。川瀬先生の台湾の土地政策という本についていろいろおうかがいしたいなあと思っていましたけれども、きょうはその中で特に土地増値税改革というふうに限定されてお話がありましたので、そのことについておうかがいしたいと思えます。

お話の内容は非常に面白く拝聴いたしました。それで、私は三つおうかがいしたいのですが、ひとつは、どうして土地増値税という原文で使われているのか、どうして増価税というふうに使われないのかということがひとつです。それから二つ目は、この土地増値税が地方税である、と。実は、これは、孫文の意向を受けてそうなっている、と。そして地方財源になっているということは、それ自体は評価できると、そういうお話でしたけれども、孫文の時代というのは一九二〇年代で、その頃の土地増値税というのが、もしできれば相当な財源だと思えますが、今日では所得税が有力な財源になっている、と。そういう場合に、所得税のほうは国税に全部とられちゃって、孫文以来だということで土地増値税だというのは、どうも地方にとつては不利じゃないか、と。そういう風に思われますが、その点についてはどうでしょうか？

三番目は、孫文の平均地権論と言いますか、開発利益の社会還元という考え方と言いますか、それがこの台湾の土地増値税において、どの程度生きてるのか。そもそもが生きてるその継承だというふうに思いますけれども実態から見てどうなのか、と。その三つのことをおうかがいしたいと思いません。

川瀬 まず第一の質問でございますが、日本人であれば原文のままでも十分理解できると思つてそのまま使っているだけでありまして、「土地増価税」と訳されることにとくに異議はありません。ただ、われわれが土地増価税という場合は、未実現のキャピタルゲインを課税対象としたものを思い浮かべ

ることが多いのではないだろうか。台湾の土地法には、「土地定期増値税」という未実現のキャピタルゲイン税も規定されているのですけれど、実際に行なわれているのは、本日報告しました実現したキャピタルゲインを対象とするものだけです。したがって、もしあえて日本語に翻訳するとしたら、譲渡所得税とする方がいいのではないだろうか。

第二の質問でございますが、結果的に現在自治体には不利な税源配分となってしまうのは、確かにそうであります。しかし孫文の構想には、土地に関するもの以外の税目は、視野に入っていないのであります。県を基礎単位とする自治体を中心となつて、地価を確定し、きちんと土地台帳を整備して、それにもとづいて保有税を課税すれば財政問題は基本的に解決する、そしてその税収はすべて地方財源とし、国の財政は各自治体の拠出によってまかなえばよいというのが孫文の考えであつたことを申しておきたいと思ひます。

第三の質問についてですが、これは短時間で答えるのはなかなか難しい。孫文の理想がどの程度実現しているかという点、本日報告しました土地増値税の実態が示しますように、はっきり言つてあまり高く評価できません。しかし、国父と呼ばれる人が土地改革を国づくりの最重要課題のひとつに位置づけたおかげで、台湾の土地行政は、次のふたつの点において、わが国より高い到達点にあることを評価しておきたいと思ひます。

第一に、わが国の場合、土地政策にかかわる総合的な行政機関がありません。問題にに応じて国土庁、建設省、国税庁、自治省などいろいろな省庁が登場しますが、いったいどこが最終的な責任を負

っているのかさっぱりわかりません。他方、台湾には「地政」という行政機関が設けられておりません。その役所としての仕事内容は土地の評価と地籍の整備、収用などですが、土地利用や土地税制など、ともかく土地にかかわる行政事項には大きな発言力をもっております。

第二に、その地政機関によって地籍の整備がすすんでいるということであります。わが国の場合、新保有税の導入を打ち出した政府税制調査会の答申において、具体案を明記しなかったことについて、当時の小倉武一会長が、明記しようにも、誰がどれだけの土地をどこに所有しているか全国的なベースでまったくつかめていないから明記できない旨のことを述べたことはなお記憶に新しいところです。その点では、台湾は地籍のコンピュータ化をすすめるなど非常にすすんでおります。これは、地価税という保有税を累進税にしていることが大きく寄与していると思えます。地価税を累進税にしておりますねらいは、大土地所有者の税負担を重くすることで土地の有効利用を促進するところにあるのですが、そのねらいはほとんど実を結んでおりません。しかし、累進税をきちんとやろうと思えば、二カ所以上に分散して土地を所有している人の納税額を確定するために、いわゆる名寄せを行わなければならぬわけです。それを正確に行なうには、やはり地籍が整備されていなければなりません。

以上の二点は、税制にとどまらずあらゆる土地にかかわる施策の基盤と言えるものですが、その基礎的なところで台湾の土地行政はわが国と比べると非常に高く評価できると思うわけです。

司会 続きまして、三木会員のほうから。

三木 静岡大学の三木です、時間がありませんから簡単にお願ひしたいと思いますが、先程の川瀬先生のご報告の中で、台湾の改革案の中で、都市計画の用途変更に伴なう利益等について開発利益の吸収を図るかというような議論があるということだったのですが、わが国のこれは非常に大きな問題になって、どうすべきか私共非常に悩んでいるんですが、台湾のほうでどういう議論があるのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。それからおそらく川瀬さんも同じであろうと思ひますが、台湾の地価の申告制度というのは、譲渡所得課税の前取りとしての土地保有課税については有効だけれども、譲渡課税そのものに適用するのは非常に問題があるんじゃないかというふうに私自身聞いて思つたんですが、川瀬さん自身どういうふうにお考へになつていらっしゃるのか、そのへんもお聞きしたいと思ひます。

川瀬 最初の質問にお答えする前に、そうしたことが問題となる背景を簡単に申しておきます。台湾も今、バブルがはじめてあまり景気はよくありません。しかし、李登輝総統の任期に合わせて国家建設六年計画という大プロジェクトを行なつており、その一環として、大都市近郊の非住宅地で、いくつかのニュータウン開発を手がけております。こうしたことが背景にあるわけです。現行の平均地権条例では、所有権の移転つまりキャピタルゲインが実現しないかぎり、土地増値税が課税されないの

ですが、報告で紹介しました内政部の「草案」の第三六条には、非建築用地が建築用地に変更されることよつて地価が上昇し、かつ土地所有権が二年間移転されない場合も新たに土地増値税の課税対象とする旨の規定が盛り込まれております。つまり、用途変更の場合だけ、未実現のキャピタルゲイン税を課そうというわけです。その課税標準を算定する場合、まず取得費用については、報告の土地増値税の第一の特徴で述べましたように、六四年の評価額にもとづいて算出されます。問題は、二年間移転がなかった場合、その時点での課税対象となる土地の評価をどうするかです。残念ながら私のみる限り、この点について台湾でまだ十分な議論が行なわれておらないようですので、きちんとお答えできませんが、「草案」の方向での土地増値税改革を行なうのであれば、当然それは時価ということになるはずです。

第二の質問ですが、まず、公告地価の評価替えについては、平均地権条例の第一四条に「三年に一度評価替えを行なう。ただし、必要に応じて延期することができる」と規定されているのですが、実は、この但し書きを活用して、これまでのところ三年に一度の評価替えは、ほとんどきちんとは行なわれていないというのを申し上げておかなければなりません。したがつて、三木先生のおっしゃるような「譲渡所得税の前取りとしての土地保有課税」にもなっていないわけでありませう。そして公告現値を譲渡税に適用することは非常に問題があり、当然実際の取引価格にもとづいて課税するべきであることは、台湾人誰もが認めるところです。しかし、一気にそうした改革を行なうには、報告でも申しましたように、いくつか解決しなければならぬ問題があります。私としては、改革後の最初の土

地取引については、かなり大幅な控除を認めるなどして、徐々にすすめるしかないと思います。しかし、台湾で改革が実施されるまでにはまだかなり紆余曲折がありそうなので、今日のところは申し訳ありませんが、お答えを保留させていただきたいと思えます。

司会 続きまして、井上会員のほうから、高井報告に対して質問が出ていますので、お願いします。

井上 日本大学の井上でございます。高井先生のご所論につきましましてはかねがね勉強させていただいておりますが、なかなか難しいものですから、今日は、素人の立場から四点ほど、今日のお話からんで質問をしたいと思えます。

第一点は、今日の説明は、法人事業ではなくて、個人事業についても、まったく同じ計算であるという前提でお話になったのかと存じますが、そうであれば、法人から受ける配当がどのように位置づけられるのかという質問でございます。

第二が、個人の事業所得についても、事業者以外のサラリーマンなどについてたとえばカルドアのようなエクスペンデチュア・タックス、つまり、支出税、こういう課税構造をお考えになつていかどうか、それとも事業所得者以外については、インカム・タックスの課税をお考えになつていかどうか。そうだとすれば個人課税についてキャッシュフロー課税とインカム課税との整合性はどうかという質問でございます。

第三につきましては、ミードも苦勞していますように、リアル・ファクター以外に金融機関の課税についてエフ・ファクターのような問題をどのようにお考えになつてゐるのか簡単にご教示いただければと思います。

第四点が生涯所得の計算というものは、ロング・ランで考えた場合に経済情勢が一定している、つまり、市場金利を物価水準、インフレーションも、租税構造も、税率も安定した状態においてしか成立しないのではないかという疑問を持つております。もしこれらの要因が変動する場合には、生涯所得課税の整合性が失なわれるのではないのかということにつきましてもお教えいただきたい。初歩的問題提起でございますが、以上の四点に絞りましたご教示いただければと思います。

高井 井上先生のご質問の要旨をよく理解いたしておりますが、お答えさせていただきます。

まず、キャッシュと事業活動についてでございますね。私は、個人であっても、法人であっても、事業形態の違いであつて、価値生産目的に投入された資源については、価値生産会計が行なわれねばならないと思つております。価値生産とは、では、何かということでございますが、私たちが生存していくとき、たくさんのもののかかわり合いがございますが、そのかかわり合いをもつには、私たちが生きていくうえで好ましいものであるとする選択があります。この選択作用の基準となる意識の表象が価値であるとするのは、哲学者の定義でございます。事業活動とは、財貨、用役に対して何らかの働きかけを行なつてゐるわけでありまして、その働きは、われわれの生存にとってよりよいもの

をつくり出すという活動を開始させ、続けていくには、何らかの経済力の放出が必要であると思えます。その放出からの流入を、私は、キャッシュと握っております。価値生産活動は、一つの経済活動でございます。その活動のうちで、達成されたものと犠牲にされたものの対比から活動の成果がえられますが、それは生産された成果です。これが、株主にキャッシュでまとまった経済力として分配されたときに配当所得になるのだと思います。個人の場合では、この生産所得と配当所得が同一人に帰属し、処分権をもっていますが、価値生産会計からは生産所得の計算を対象にしなければならぬと考えています。従いまして、価値生産活動に必要な資金の投資コストは、ご報告申しましたように、さっ引かねばなりません。事業活動に使われている以上は、借入金の資金と同じように出資者の資金もコストとして働いているわけです。そうすると、価値生産の成果が出てくると思います。収益から費用を引く残余計算では、このコストは利益のなかに混入されています。株主が提供した資金に対するコストは、収益から引かれねばなりません。それが支払われた後のものが、生産所得で、それを株主がもつ処分権によって配当としてキャッシュで支払われたときに、株主への分配所得になると考えるのですが、株主の出資には、価値生産活動に必要な資金の提供とこの資金が用いられた成果の分配を受ける要求とがあると思いますが、資金提供のコストは欠損であっても控除されねばなりません。配当されるのは、すべての費用を控除した成果の分配でなければならぬと考えています。

井上 もっと簡単でございまして、先生のレジユメの二頁の計算には支払配当が入っていない。支払配当も一と同じように控除項目になってしまふのか、それとも配当は別なのかということです。……

高井 それは別です。今申しましたように、利益のなかには、資金コストが含まれていますから、資金コストとして一〇%は引きなさい。その残りの分が危険と事業活動による成果ですから、配当として支払われるという恰好でございませう。

井上 第一の質問についてはわかりました。第二は、事業者についてキャッシュフロー・ベース課税を行なう場合には、普通の労働者も同様に支出ベース課税になるというようにお考えになっているのか、それとも、事業者以外については従来どおりインカム課税をするというふうにお考えになっているのか？ もしそうならば二つの個人課税システムの整合性をどう考えられるのかということでありませう。

高井 そこはちょっと違います。それはですね、ミードの場合は支出という概念をもち込みました。が、私の場合は所得の性質が違ふと考えています。事業所得は生産所得であつて、給料とか配当とかは分配所得である。所得の性質の違ふものは同一には律せられない。事業所得は価値生産を行なつた所得で、この所得の処分権はすべて事業主にありますから分配されたものとして課税するのだと考へ

ております。この点で、利子や配当、給料などが、生産所得からの分配所得であるのと変わりません。すべて処分可能なものですから、その段階で、ペイ・ツウ・アビリティに応じて課税するのだと考えております。ここでは、処分できる所得ではなく、価値生産活動による生産所得、言い換えますと、価値生産利益を考えております。先生が言われる事業所得ですね、これは個人形態であろうが、法人形態であろうが、事業形態の違いによるものであって、経済的な関係では、所得を生み出す点では同一であると考えています。そうしますと、所得を生み出す活動を起こさせ、つづけさせていくには資金が必要ですから、その資金コストを活動のなかのコストとして控除されるべきであると思えます。従って、欠損であっても株主は事業活動のための資金を提供しておりますから、貸主に利子を支払うのと同じように、資本・拠出者に対してもそれなりの利子は支払われるべきです。そういったしますと、現在の利益のなかには、事業成績によるもの、事業リストによるものと資金の拠出によるものとが明確になると思います。そういったしますと、現在問題になっている事業の利益は株主に帰属するのか、あるいは、事業に帰属するのかという問題も整理できるんじゃないかと考えているわけでございます。利益の帰属よりも、生産された所得をはっきりしようとしているわけで、その帰属はこの所得の処分権がどこにあるかの問題で、処分されるには、処分対象になる生産所得をはっきりさせねばならないと考えているわけです。

井上 第三は金融機関でございますけれども、計算上は預金の預りも、インフローになってくるし、

預金の支払いに返還、これはアウトフローになってくると、こういう意味で理解してよろしゅうございますか？ 金融機関の場合も通常の事業者の場合も、ミードのように計算方式が違うのではなくて、先生のお考えはまったく一律であるということをごさいますしょうか？

高井 そうです。金融機関の場合には、経済的には一定の資金量を必要のところへ配分するという価値生産活動を行なっているわけです。預金を集めてインフローし、それを貸出してアウトフローする。価値生産に用いられて、インタレストとなり、返済されてくる。それは資金の融通活動であっても、社会経済的な関係では、物の生産ではなくても、何らかの経済的な効果をもたらしているわけですので、そのような効果をもたらすものは、社会経済的な関係で価値生産を行なっていると言ってよいでしょう。ところが、取扱うキャッシュをいくら組み合わせても価値は生産されません。キャッシュは価値生産過程へ投入され、産出される価値を集約した形で担い、表現しているものです。価値生産では、財貨、用役の価値生産活動によって起こる変化をひとつひとつ捉まえていますが、キャッシュではこれへの経済価値の投入と産出を、それ自らの価値として一元的にそのフローで捉えています。キャッシュでみるのも、財貨、用役の取引でみるのも、同一のもの、価値生産のなかの価値の流れでみているのです。今日は、報告いたしませんでしたが、損益計算の利益一三七・五とキャッシュフローでの利益が一致するのは、同一の価値の流れを計算しているからです。一方は、取引された財貨、役務を売上とし、取得し、消費、使用した財貨、用役をその取引価額で測定しているのに対

し、他方はこれを一括して流出入するキャッシュで、測定している違いによるものです。ここで、キャッシュとは具体的な現金というようなものを予定いたしておりません。時間的にも目的によつても拘束されていない自由性と即時性をもつ経済力を考えています。この経済力を具象的に体現しているのが現金であるとして、キャッシュは抽象的な概念です。私は、キャッシュをこのように定義しております。キャッシュを経験的なものとし、具象化しているのが現金なのです。

司会 最後に谷山会員から、鷺見会員に対する回答をしたいということですので、お願いします。

谷山 さきほど鷺見会員から納税者番号を作らずに、というお話があつたが、問題は総合累進課税の徹底化を前提として考える場合、大口の預貯金者とか株式の売買とかは、実際には全部銀行や証券会社が知っているということを考えるべきである。事実国税局の資料調査課や査察の調査ではほとんど把握されている。納税者番号制を議論するまえにこのような事実を見ることが大事である。

石村会員に質問だが、財政学者が納税者番号制に賛成していると言われたが、それは一部ではないのか。

石村 いや、一部ではなく、かなりのイノセントな方々が賛成していると思います。もっとも、賛成意見の中身が問題といえます。つまり、「税務」に利用目的を限定した「本来の意味での納税者番号

制」に賛成しているのか、あるいは、現在政府税調が想定している、多目的利用を前提とした「実質的には国民背番号である納税者番号」に賛成しているのか、はっきりしない点です。私個人としては、番号制賛成論者の多くは前者、つまり「本来の意味での納税者番号制」ならば仕方がない、という形で賛成しているのではないかと理解しています。端的にいえば、脱税やマネーロンダリングなど悪いことをしている人間を捕まえるのが番号制の目的とみているのではないか、と思います。決して政府税調のような税金問題を検討する機関が、庶民を監視する目的の番号制を議論しているはずがない、といったナイーブな気持ちで賛成している人々が多いのではないか、と思います。まさに、こうした錯覚こそが政府税調、さらにはその背後にいる役人のねらいなのでしょうが。

司会 皆様方に、質問あるいは回答を急がせてすみません。それでも時間が超過して、こちらの不手際をお許しいただきたいと思えます。

これで、午前中の報告および討論を終わりたいと思えます。

III
書評・隨想

書評

三木義一著『現代税法と人権』（一九九二年、勁草書房）

小山廣和

（明治大学）

一 はじめに

本書『現代税法と人権』は、三木義一教授（静岡大学・税法学）の本格的な処女論文集である。

本書は、一九九二年九月に勁草書房から出版され、一九九三年三月に、三木教授は、本書を主論文として、一橋大学から法学博士の学位を授与されている。したがって、本書は、著者の学位（請求）論文⁽¹⁾博士論文でもある。

書評

233

著者の三木義一教授は、一九五〇年に東京で生まれ、中央大学法学部では清水陸教授の憲法ゼミに所属し、一橋大学の大学院（法学研究科）に進学し、そこで市原昌三郎教授の行政法ゼミ、杉原泰雄教授の憲法学等の指導を受けたあと、日本大学法学部助手として五年間、税法学の北野弘久教授の下で

研鑽を積み、静岡大学で税法の研究と教育に従事し、今日に至っている。

本書の「あとがき」によれば、市原先生の後任の南博方教授からの知的刺激や、東京大学社会科学研究所の稲本洋之助、原田純孝、広渡清吾の諸教授、東北大学の藤田宙靖教授、弁護士の五十嵐敬喜先生たちからの、主として「開発利益吸収」や「土地税制」の研究会を通じての学問的薰陶などが、静岡大学人文学部法学科の自由な雰囲気と隣接の経済学科との共同研究（とりわけ消費税のグループ研究）とともに、著者の税法学研究にとって「とても有意義であった」⁽²⁾と、著者は感謝の念を込めて書いている。

たとえば、本書の第一三章に収録された論文「酒類販売免許制合憲論批判」及び第一三章補論として収録されている「酒販免許制合憲論批判再論」を一読すればわかるように、著者の三木教授は、酒類販売免許制違憲訴訟等の裁判やその他の事件等にも積極的に関心を示し、法実践の分野でも多くの仕事に関与している。税法学の基礎理論解明への理論的関心（たとえば本書第一章・第二章など）と併せて、現実の税務行政や税金裁判への実践的関心も旺盛である点、また、一貫して納税者の側に立って税法上の諸問題を考えていこうとする姿勢（スタンスのとり方）の点において、三木教授の税法学は、北野教授のそれと多くの共通性と同質性をもっていると思われる。

三木教授自身、本書「あとがき」で、次のように書いている。「とりわけ、北野弘久先生には、助手として五年間ご指導いただいてから、公私にわたりお世話になり、本書の出版についてもひとかたならぬ御尽力をいただいた。私は先生の学問方法とは異なる角度から税制における人権問題を研究し

てきたつもりであったが、そう意識すればするほど先生の影響を強く受けていたことが本書によって証明されているようにも思われる。その意味でも、この機会に改めて深い感謝を捧げたいと思う⁽³⁾」

本書（本論文集）は、著者がこれまで公にしてきた多数の論文の中から、憲法論的視角に立って租税法上の諸問題を分析し、検討したものを選び、一冊の書物にまとめたものである。著者がこのような視角からの税法研究を志すに至った経緯については、著者自身が次のように回想している。

「本書は、私が税法学を専攻して以来発表してきたもののうち、主として税法の角度から憲法論的問題点を検討してきた論文を中心に一冊にまとめたものである。私が税法に関心を持つようになったのは、学部三年生の時に質問検査権に関する講演を聴き、税務調査過程で少なからぬ人権侵害が行われていることを知らされたのがきっかけだった。

それまでは、憲法ゼミに所属し、税法を全く異質な世界と考えていたが、それ以後税法にも憲法的光をあてなければいけない、と考えるようになった。本書を読み返してみると、その時の思いがその後の私の研究方法に影響を与え続けてきたように思われる⁽⁴⁾」

この論文集に収録された論文の多くは、以上のような問題意識・問題関心から出発し、税法と憲法との架橋を意図したもので、この分野での先駆的業績である北野弘久教授の『憲法と税財政』（三省堂・一九八三年）、同『納税者基本権論の展開』（三省堂・一九九二年）が提起した課題等を一步でも進めようとするものである⁽⁵⁾。その意味で、主観的にも、また客観的にみても、いわゆる「北野税法学」⁽⁶⁾の系譜ないし学統を受けつぐ性格を色濃くもっていると考えられる。（北野教授の最新刊『税法学の実践論的

展開』(勁草書房・一九九三年)と問題意識が重なる部分が多いことから、このことは理解できるだろう。)著者には、すでに次のような著書がある。静岡大学税制研究チーム「安藤実Ⅱ三木義一ほか」著『消費税の研究』(青木書店・共著・一九九〇年)、『租税手続法活用事典』(ぎょうせい・一九八八年)、『うまい酒と酒税法』(有斐閣新書・編著・一九八六年)など。

二 本書の構成(目次)

本書(本論文集)の構成は、Ⅲ部一三章からなり、その構成は、次のとおりである。

第Ⅰ部

第一章 「納税の義務」の再検討

第二章 ヘンゼル税法学の構造

——伝統的行政法学批判のための一素材として——

第三章 第二次納税義務の再検討

——「徴収不足額」説からの実務への批判を中心として——

第Ⅱ部

第四章 租税規範に対する憲法審査基準

——ビルク「租税規範の基準としての応能負担原則」を手がかりに——

第五章 給与所得税制と不公平税制

——大島訴訟最高裁判決後の課題を中心として——

第六章 良心の自由と納税拒否

——ドイツにおける一裁判官の擁護論——

第七章 財産権保障と課税権の限界

——ドイツ土地増価税論議を素材として——

第八章 政治資金規制の方向と税制

第九章 不確定概念の合憲性の判断基準

——租税法主義と過大役員報酬損金不算入規定——

第三部

第一〇章 「消費」課税と憲法原則

第十一章 中小企業特例・前段階税額控除をめぐる基本問題

——西ドイツ売上税法の議論を素材として——

第十二章 どぶろく自家醸造禁止合憲論批判

第十三章 酒類販売免許制合憲論批判

第十三章補論 酒販免許制合憲論批判再論

三 本書の内容要旨と若干のコメント

本書は、一三の章(論文)から成り、そこで考察の対象とされた内容は多岐にわたるが、著者は、これを三部(第一部く第三部)に分けている。

第一部(第一章く第三章)では、日本国憲法第三〇条の「納税の義務」の再検討(第一章)、ドイツで初めて税法学を独立の学問として体系化したアルベルト・ケンゼル (Albert Hensel, 一八九五〜一九三三)の「租税債務関係論」の紹介とそれを通じての日本の伝統的行政法学・税法学の研究方法への懐疑と批判のための素材提供と基礎固め(第二章)、「租税債務関係論(論)」的理解を徹底した場合の具体例としての第二次納税義務の再検討(第三章)という三つの論文が配置されている。いずれの論考も、税法学上の基礎的概念に関わるもので、これらの基本的な概念・理論・学説の再検討を通じて、著者なりの税法研究の基本姿勢が示されている。

第二部(第四章く第九章)では、第一部で示された著者の税法研究の基本姿勢に基づいて、直接税にかかわる様々な人権問題のうちのいくつかのトピック——たとえば、大島サラリーマン税金訴訟(憲法訴訟)最高裁判決を素材としたサラリーマン「給与所得者」の所得税制度と税負担の公平等の問題点(第五章)やドイツにおけるいわゆる軍事費納税拒否問題と良心の自由をめぐる問題(第六章)、同じくドイツにおける土地増価税導入問題の際にたたかわされた憲法論争を手がかりとした財産権保障と

課税権の限界の問題（第七章）、企業の政治献金と税制の問題（第八章）、過大な役員報酬の損金不算入規定を具体的な検討素材として考察した不確定概念の、租税法主義の原則〔課税要件明確主義〕の観点からみた合憲性の判断基準の問題（第九章）、それに、各種の租税特別措置に代表される政策税制の氾濫の中で形骸化・無力化されつつある「応能負担原則」・「負担公平原則」の復権を意図した、ドイツの現職裁判官ディーター・ビルク（Dieter Birk）の租税規範の憲法審査基準の紹介・検討とそれを通じてのわが国租税法への同基準の適用可能性の問題（第四章）——の考察が行なわれている。

この第Ⅱ部の以上の諸論考に共通している著者の問題関心ないし問題意識は、憲法の人権条項等（たとえば、応能負担原則〔憲法一四・二五・二九条〕や租税法主義〔同八四・三〇条〕など）と税法の具体的な諸規定との関係について、特に、税法規定の憲法審査基準の明確化・精緻化を追究しようとする点にあると、筆者には思われる。この点については、憲法学界でも税法学界でも従来、必ずしも十分に体系的・組織的で緻密な議論や論考がされてこなかったと思われるので、著者の問題提起は、新鮮であり、刺激的で、かつ貴重なものである。

第Ⅱ部で考察の対象とされたものが直接税に関する若干の問題であったのに対し、第Ⅲ部（第一章（第二章補論））では、間接税に関わる憲法問題——税法と憲法の双方にまたがる諸問題——が検討されている。間接税に関する問題は、従来、税法分野の中でも、あまり法的な検討の対象とされてこなかった領域であり、地方税の領域とともいわずばフロンティア（未開拓領域）であり、著者のこの領域への本格的な鋳入れの作業ともいえる第Ⅲ部の諸論稿は、今まであまり意識されてこなかった問題

点を、理論のメスを入れることによって浮彫りにしたという点で、重要である。第三部では、まず、第一〇章で、消費税導入論の論拠および消費税法制そのものにかかわる基本問題が、批判的立場から検討され、ひきつづき第一章では、消費税および付加価値税制のより個別具体的問題として、中小企業特例、前段階税額控除にかかわる憲法問題が考察されている。消費税（付加価値税）を取り扱ったこの二つの論文の中で、著者は、まず、消費税導入の論拠とされた「直間比率見直し論」、「既存の間接税（体系）の不合理論」、「貧富の差解消論」について、いずれもこれらが消費税導入のための合理的な論拠とはなり得ないと批判し、次に、消費税が憲法上もつ問題点を指摘している。すなわち、著者によれば、①「『消費税』が、わが国の税制全体を通じて、憲法二五条の要請に適應するためには、課税最低限以下の者が負担した間接税を還付する制度、それも所得税と連動したものでなく、独自の還付制度を設けざるをえないはずである」（本書三五〜三六頁）と主張し、憲法二五条や応能負担原則との関係で現行消費税制度の問題性を指摘し、②「消費税が従来の物品税（法）の掲名主義とは異なり、法律上課税物品を限定明記しないので、課税対象が議会のチェックを受けることなく拡大し、その意味で租税法主義が空洞化されるおそれがあること」③消費税という名称にもかかわらず消費者は租税法関係には登場せず、従って、この消費者が租税負担を争う権利をどう保障するかが課題として残されていること、等が問題であるとされる。

第三部で、二つ目にとりあげられているトピックは、酒税に関わる問題である。著者には、すでに編著書として『うまい酒と酒税法』（有斐閣新書・一九八六年）という、酒呑みには興味深い一般的啓蒙

書があり、酒税という間接税に著者は早くから持続的に関心をもちつづけているように思われるが、本書に収録されている論文は、酒の自家醸造を禁止している現行酒税法の違憲論(第二章)および酒類販売に免許制がとられている現行酒税法の違憲論(第三章)と、第一三章の違憲論に対する課税庁(国)側からの反論Ⅱ酒類販売免許制合憲論に対する再批判を内容とする論文(第三章補論)とである。

著者は、これら三つの論文を通じて、現行酒税法の以上の規制は、結局のところ、税収確保を名目とした規制にすぎず、日本国憲法が保障している人権——憲法一三条の「生命・自由及び幸福追求権」の一部である「人格的自律権」や憲法二二条の「職業選択の自由」Ⅱ営業の自由——規定等に反すると主張している。

四 若干の考察と感想

——「租税法関係の性質」論争を中心に——

すでに触れたように、著者は、本書によって一橋大学から法学博士の学位を授与された。そこで、まずはじめに、論文審査を担当した審査員(南博方、杉原泰雄、中里実の三教授)の「本論文の評価」を紹介しながら、私見を若干付け加えるスタイルをとりたいと思う。

審査員は、本論文(本書)を租税法と憲法との架橋を意図した意欲的な著作とした上で、おおむね次の三点を本論文の価値として挙げている。第一点は、財産権保障規定がどの程度まで課税権を拘束

し得るかの問題を克明に論ずるなど、従来の租税法学においてほとんど触れられなかった重要な憲法上の問題について検討を加えたこと。第二点は、不確定概念と租税法律主義との関係や、酒類販売・醸造免許制度の合憲性等の問題について、租税法学の立場から、租税法の特殊性を踏まえた視点を提供し、従来の議論をより深め、より説得力のある論拠を示したこと。そして、第三点目として、従来の租税法学においても議論されてきた基本的な問題、例えば、応能負担原則の憲法的意義、納税の義務の法的性格、良心の自由からの納税拒否権の問題等について、ドイツの議論の紹介・考察を通じて、新たな論点を提供し、わが国の租税法学の議論に厚みを加えたこと、である。

さらに審査員は、著者が、税制と人権とは無関係でないことを強調し、人権擁護の立場から、課税権の濫用の歯止めとなるような法的議論を一貫して追求してきた姿勢を評価し、本書中で著者が主張した立法論的な提言のいくつかが、その後の現実の立法に採用され、また、判例等にも影響を与えていることを指摘し、その具体例として次のものを挙げている。(1)免税点方式の配偶者控除は「逡減配偶者控除」に改められるべきであるとの提言は、その後、「配偶者特別控除」〔所得税法八三条の二〕として実現をみた(本書第五章一四八頁参照)。(2)給与所得者実額控除の提言は、その後、「特定支出控除」制度の導入〔所得税法五七条の二〕により、一部実現した(本書第五章、とくに一四三頁参照)。(3)酒類販売免許制が税収確保とほとんど無関係である旨を論証した著者の見解(本書一三章、とくに三〇七頁以下、参照)は、最高裁平成四年二月一五日第三小法廷判決⁽⁹⁾における坂上寿夫裁判官の少数意見の中に取り入れられている。

以上の事實は、著者が、一方で、一貫して「納税者の権利」擁護の立場にたち、その意味で、課税権力側（国・自治体）の課税権の濫用に対して安易な妥協を許さず断固として論争を挑む姿勢を堅持しつつも、同時に、他方で、与えられた状況の中での現実的な立法論や解釈論を提示し、改革への適用可能性・実行可能性を柔軟に模索・探求するという「現実感覚」ないしバランス感覚を兼ね備えていることを示している、と筆者には思われる。換言すれば、税法研究にあたっての理論的側面と実践的・実務的側面とが、著者の独自の学問的性格の中で、著者なりのバランスを保っているように思われる。このリアリスティックでかつプラグマティックな側面は、著者の税法学研究の一つの重要な長所と考えられる。

審査員は、以上のように本書の優れた点を積極的に評価した上で、次の点を今後の研究課題の一つとして示唆している。すなわち、本書で取り扱われているテーマは、いずれも、比較憲法史的視点で踏まえて検討されるべき性格のものであるから、「近代立憲主義型市民憲法」・「外見的立憲主義型市民憲法」・「現代市民憲法」によって、租税・財政の原則は大きく異なっている。したがって、納税の義務と財産権の保障との関係、応能負担原則、財政支出権と租税議決権との関係等は、これらの憲法の類型と相対的・相関的であり、憲法類型を踏まえることによって、一層、明確で説得力のある説明や理論展開が可能となるのではないか、との示唆である。

この示唆は大変重要である、と筆者も考える。前提となっている憲法制度を考察の際に視野に入れることによって、その下でつくられた様々な税・財政制度や学説の客観的で正当な評価が初めて可能

となるからである（カール・マンハイムのいわゆる学説の「存在被拘束性」の理論）。この仕事は、しかし言うは易く行なうは難い性格のもので、該博な比較憲法史的知識が不可欠であり、税法研究者とともに憲法研究者による学問的蓄積が、いわば準備的作業として重要な意味をもつ、と筆者は考える。この仕事は、すでに、戦前期に美濃部達吉、宮沢俊義を初めとする諸教授によって手がつけられ、戦後憲法学においても、周知のように、安澤喜一郎・小林直樹・小嶋和司・杉原泰雄・北野弘久・手島孝・吉田善明などの諸教授によって開拓・蓄積されてきつつあり、その開拓線が少しずつ前進している問題領域の一つである。筆者も、かねてから、審査員が示唆したこの角度からのアプローチに強い関心をもっており、不十分ながら幾度か覚え書きを書いたことがある¹⁰⁾。憲法学と税法との双方の領域に広い問題関心をもちつづけ、税法上の諸問題を常に憲法原理に立ち戻って考えていこうとする研究姿勢¹¹⁾の著者にとっても、今後の大きな魅力ある研究課題に当然なっていることと察せられる。

さて、審査員による「本論文の評価」をめぐる筆者のコメントはこれくらいにして、おわりにあたって、筆者の若干の読後感を印象批評風につけ加えて締め括り¹²⁾としたい。

本書では、著者のドイツ税法研究の成果をベースにして、日本の様々な税法上の問題について、多角的な検討が加えられている。それらのすべてに筆者のコメントを加えることは、筆者の能力をはるかにこえているし、また、限られた紙幅にそれを書くことは「帯に短かし襷に長し¹³⁾」になりかねないので、筆者が現在抱いている問題関心からみて、強く印象に残った点をアト・ランダムに列記することによって責めをふさぎたいと思う。

第一章の「『納税の義務』の再検討」の論稿は、スウェーデン学派の先駆者となった「過激な自由主義者」ヴィクゼル (Knut Wicksell, 一八五一—一九二六) の議論を紹介・検討しながら、租税根拠論の問題を「利益説」の立場から憲法解釈論として提示しようとする意欲的な試みである。このトピックは、従来、「租税」概念のドイツ型・イギリス型として議論されてきた問題領域および、租税法と予算との分離ないしは歳入と歳出の分離の問題として批判的検討が加えられてきた問題を、著者が憲法解釈論として租税の根拠をいかに解すべきかというアングルから新しい光を当てようとしたものと筆者には理解できる。著者自身も、「イギリスの法律思想における租税とドイツの法律思想における租税との対比は、本稿でいう租税利益説と租税義務説に対応しているといえよう」(本書五頁注④)と述べている。

著者は、「本稿では納税の義務の根拠論とそこから派生する課題を批判的に整理したに過ぎないが、国民の人権を財政のレベルからも担保するためには、収入と支出を結びつけた積極的な解釈論を展開していくことが、今日の憲法学及び税・財政法学に要求されている課題の一つであろう」と指摘している。理論構成のし方やアプローチの方法は若干異なるが、結論としては、北野弘久教授がかねてから精力的に議論を展開し主張してきた歳入と歳出の統一的把握の必要性、租税の徴収面と使途面とを統合した租税概念の理解と同様のものであり、結果的に北野教授の持論をサポートすることとなっている。

第二章「ヘンゼル税法学の構造」は、著者の処女作で、著者が二四歳の時に書かれたものであるの

で、表現が生硬で、必ずしも読みやすいものではないが、それにもかかわらず、知的刺激にとむ stimulative な論稿である。私は、この論文の理論展開を追いつながら、多くのことを触発され、考えることができた。思考誘発的な論文といえよう。「伝統的行政法学批判のための一素材として」というサブ・タイトルが付されていることからわかるように、若き日の著者が、当時における日本の伝統的な行政法学・税法の研究方法への懐疑と批判を表明したもので、著者自身は謙遜して、本書「まえがき」で次のように記しているが、本書の中で中核をしめる論稿である。「第二章では、ドイツ税法の基礎を築いたアルベルト・ヘンゼルが提唱した『租税債務関係説』の現代的意義を彼の税法理論全体の検討を通じて分析したものである。私の処女作で、読み返すと恥ずかしくなる点が多いが、私の意気込みだけは、おわかりいただけれると思われる」。

この論稿は、ヘンゼル税法の構造と特質を著者なりに整理することによって、戦前におけるドイツ税法発達史の一齣ひとこまを素描することにもなっており、読者は、ドイツにおける税法の行政学からの独立の過程を日本のそれと頭の中で重ね合わせながら興味深く読むことができるだろう。また、ドイツ税法理論の影響を大きく受けて今日に至っている現在の日本の税法理論のいくつかのルーツやその成立経緯を思わず発見して、「アッ、なるほど」と納得することもあると思われる。

たとえば、本書三八頁の次の記述は、現在の日本の税法理論における租税債務の「成立」と「確定」の区別の原型もとを理解する手懸りとして、筆者には興味深いものであった。「ヘンゼルがマイヤーを批判する際、その実定法の根拠を一九一九年に制定された A O (ドイツ租税基本法あるいはドイツ租税

通則法——筆者・加筆）、とりわけ同法八一条の規定が与えたことを指摘できる。すなわち、同法八一条は『租税債務は法律の定める課税要件が充足されたときに成立する。租税債務確定のために税額の確定が必要とされることは、租税債務の成立を延期しない』と規定し、マイヤーの主張と異なつて租税債務の成立に行政行為の介入を必要としていなかった。かくして、ヘンゼルはドイツ租税基本法において、租税法関係の特殊公法的¹¹一元的把握に対する抵抗理論として租税債務關係論を展開しえたのであった。ここには、ヘンゼルが、オットー・マイヤーたちが主張していた従来の租税権力關係論にかわつて新たに租税債務關係論を提唱するにあつて、時をほぼ同じくして新たに制定された一九一九年の租税基本法(AO)という実定税法制度が与つて力があつたことが示されていて興味深い。制度の改革と学説とが、タイミングよくマッチしたことで、両者の相互關係が、債務關係説の将来における影響力をある程度担保することになったのかもしれない、と筆者は推察することとなった。また、ドイツにおけるこの租税基本法の制定とその後の一九二〇年代におけるドイツ税法学の発展に関する記述(本書四一頁)は、戦後の日本における国税通則法の制定とその後の実定税法制および日本税法学の発展とパラレルな關係としてとらえることが可能かもしれない、という連想を筆者に与えてくれた。

著者は、本稿の目的の一つとして、「租税実体法の分野においては、租税債務關係説の考え方が支配しているといえるのに対し、租税手続法の分野においては、租税権力關係説の考え方が支配して」¹²⁾いるとする田中二郎博士に代表される考え方を、ヘンゼルの租税債務關係説と相容れないものとし

て、批判している。

批判の視座は、北野教授の年来の主張である法実践のレベルと法認識のレベルの自覚的区別を前提としたものである。北野教授によれば、法認識論の視角からは、租税法律関係は全体として権力関係的構造を有するものであるが、法実践論的にはむしろ債務関係としてとらえるべきである、ということになる。著者は、この北野教授の主張を前提として次のように書く。「つまり、北野教授によれば、ヘンゼル租税債務関係論は実体法における国家と私人の対等性を重視し、解釈論（ときには立法論を含めて）を通じて、あたりかぎり手続法関係にも実体法レベルの平等性が及ぶことを要請するものであり、同時にそれは特殊法学としての税法論の方法論を内包したものである、ということになる。本稿は、かかる北野教授の問題提起を積極的に受けとめ、ヘンゼル租税法学に深く立ち入ることによって、北野教授が提起した仮説を、いわば検証しようとするものである。そして、このことはそのまま伝統的行政法学・税法論のあり方に対して反省を求めることになると思われる」。

著者の描き出した「ヘンゼル租税法学の構造」は、第一次大戦後のドイツ・ワイマール憲法下におけるヘンゼルの租税法学の特質であるが、それは、時代と空間の違いがあるにもかかわらず、第二次大戦後の日本国憲法下における北野教授の租税法学Ⅱ「北野租税法学」との類似点が多い。たとえば、ヘンゼルの鋭い憲法感覚（本書七二頁）、応能課税の原則の主張（同七〇―七二頁）など、憲法論を税法領域へ導入しようとする傾向は、北野教授と類似している。

著者は、「租税法」の課題を、租税実体法の法学的研究及びそれによる租税手続法の実体法的構成

という点に見い出すならば、ヘンゼルが租税法律関係を債務関係として一元的に把握しようとしたところを法、実践的には高く評価されてしかるべきであると思われる、と主張する。

筆者もまた、「法実践論的には」という限定詞をつけるのであれば、この主張には異論はない。著者のこの主張と、金子宏教授の次の指摘とは、筆者は、論理的に両立し得ると考えているが、著者はこの点についてどのように考えているのか、機会があったらうかがってみたいとおもいながら本稿を読んだ。

「法技術的に見た場合に、租税法律関係を権力関係若しくは債務関係として一元的に把握することには種々の問題があるが、歴史的に見た場合には、租税債務関係理論は租税法の体系化に対してきわめて大きな貢献をなしたといつてよいかと思われる」

「尤も、法技術的に見た場合には、租税法律関係を定型的・類型的に権力関係とか債務関係として把握することはもともと問題であつて、むしろそれを一元的に割り切ることなくブレイク・ダウンして、租税法律関係の中には種々の法律関係が含まれていると考え、そのあるものは債務関係として、あるものは権力関係として把える方が適當なのではないかと思われる。もちろん、ここで権力関係とというのは、法技術的な意味におけるそれである。…(中略)…」

このように、法技術的に見る限り、租税法律関係を一元的ないし十把一からげに権力関係とか債務関係として割り切るのはむしろミスリーディングであつて、おそらくそれは性質のちがう諸々の法律関係の束であると理解するのが、実定租税法の認識としては正しいのではないかと考える。

私見によれば、著者の主張を認める立場にたち、なおかつ、同時に、今引用した金子教授の主張をも受け入れることは、十分可能なことのように考えられる。両者の主張は、それぞれ別の局面（ダイヤモンド）ないし別の次元（レヴェル）のことについてのものであると、筆者には思われるからである。つまり、筆者の理解するところでは、一種のすれちがいの観を呈している様に感じられる。その原因の少なくとも一つは、「権力関係」や法の「認識」という同一の言葉を使用しながら、必ずしも同一の内容を対象としないで議論と主張がなされている点にあると、筆者は考える。

第九章「不確定概念の合憲性の判断基準」は、役員報酬損金不算入規定（法人税法三四条）の「不当に高額」という不確定概念の違憲性を、具体的な事件を素材に検討した論稿で、実務上も、とても重要であり、税理士をはじめとする税の実務家にとってばかりでなく研究者にとっても大変に興味をもって読める論文である。租税法主義の原則という憲法・税法上の基本原理から引き出される法理Ⅱ一般的・原理的要請と、個別・具体的な事件における個別・具体的妥当性とをどのように調和させるかの基準を設定するにあたって、著者が本稿において提言する「不確定概念の類型」化の必要性は、従来の通説・判例の考え方を前提としながらも、それを三つに類型化することにより、今までの議論を更に一步すすめた試みとして注目に値する。課税庁による具体的基準の公表が、基準の射程距離ないし妥当範囲についての議論を深化させることにもつながると思われる。

第二章以下で考察の対象とされている酒税は、一般消費税導入後の現在もなお、その税収（および税収ポテンシャル）の大きさとその規制的性格とから、石油・たばこの消費税とともに、三%の一般

消費税の中に吸収・一本化しないでいわば別枠として残されている。第一三章の「酒類販売免許制合憲論批判」において、著者はなぜ、酒販免許制が導入されるに至ったかの真の意図を探究しているが、そこでの論理の展開力は強靱であり、実は「酒税確保」とはほとんど関係がないことを論証するに至る過程など、さながら真犯人探しの推理をする名探偵の思考と迫力を想起させ、推理小説を読むようなおもしろさを感じ、思わず時間のたつのを忘れるくらいであった。しかし、この「論証」は、果たして歴史的事実を反映したりアリストテリックな推理なのだろうか、それとも、一つの精緻に組み立てられたファンタスティックな立論なのか、筆者には今もって判断がつきかねている。しかし、仮りに一つのファンタジーにすぎなかったとしても、この論考は、現実の制度改革論に無視できない力をもつように、筆者には感じられた。

〈注〉

- (1) 『一橋論叢』一一〇巻第一号(平成五年七月号)一二四〇頁以下に、三木義一「[博士論文要旨] 現代税法と人権」と、論文審査担当者の南博方・杉原泰雄・中里実諸教授による「[博士論文審査要旨] 論文題目・現代税法と人権」(同二四八―二五三頁)が収録されている。
- (2) 本書「あとがき」三五―一頁。
- (3) 本書「あとがき」三五〇頁。
- (4) 本書「まえがき」i頁。
- (5) 本書「まえがき」ii～iii頁の三木教授のことば。
- (6) 「北野税法学」の学風・学問的特質については、三木義一「税財政学から憲法学へ——『北野税財政法理

論』が提起しているもの」北野弘久『憲法と税財政』(三省堂)四二九頁以下所収。なお、参照、小山廣和「憲法論的Ⅱ法社会学的税法の誕生——戦後日本税法における『北野税法』のトポロジー——」北野弘久『納税者基本権論の展開』(三省堂)所収二九五頁以下。

(7) 三木・前掲『一橋論叢』一一〇巻第一号二四六頁。

(8) 南博方Ⅱ杉原泰雄Ⅱ中里実「博士論文審査要旨・論文題目 現代税法と人権」前掲『一橋論叢』一一〇巻第一号二五二〜二五三頁。

(9) 『裁判所時報』(最高裁判所事務総局)一〇八九号三頁。なお参照、永田秀樹「最新判例演習室・憲法」『法学セミナー』三八巻八号(一九九三年三月号)一一二頁。

(10) 小山廣和「憲法論的Ⅱ法社会学的税法の誕生」北野弘久『納税者基本権論の展開』所収三〇七頁注(29)三〇八頁注(34)所掲の著書・論文および北野「予算」雄川一郎Ⅱ塩野宏Ⅱ園部逸夫編『現代行政法大系』第一〇巻(財政)〔有斐閣〕所収四七頁以下、参照。

(11) このような研究姿勢は、北野弘久教授のそれを基本的に受け継ぐものであると思われる。

(12) 森嶋通夫『思想としての近代経済学』(日本放送出版協会)七三頁。

(13) 安澤喜一郎「租税法と予算との分離ならびに租税法律主義の原則」『法律論叢』三五巻四・五・六号、同「租税の本質」『税法』二二六号、同『予算制度の憲法学的研究』(成文堂)二一八頁以下、小山廣和「租税の法的概念」北野弘久編『日本税法体系Ⅰ』(学陽書房)所収、とくに一八頁のドイツ型とイギリス型の比較図表。なお、ドイツ型とフランス型との比較については、杉原泰雄『憲法Ⅰ・憲法総論』〔有斐閣〕三三三頁以下、参照。北野弘久『税法原論(第三版)』(青林書院)六四頁、同・前掲「予算」四七頁以下。本書一九頁。

(15) たとえば、北野弘久『憲法と税財政』(三省堂)、同『納税者基本権論の展開』(三省堂)一四三頁以下所収の「納税者基本権」概念、同『税法原論(第三版)』六四頁以下、参照。

(16) わが国の国税通則法一五条二項は、一九一九年のドイツ租税基本法(租税通則法)八一条と全く同じ考え

方の上に立っている。金子宏「租税法の体系」『公法研究』三四号二五五頁、参照。

(17) 田中二郎『租税法』〔有斐閣〕一三三頁、同『租税法(第三版)』〔有斐閣・一九九〇年〕一四六頁。

(18) 参照、北野弘久「租税法関係の性質」『税法学の基本問題』〔成文堂〕所収四〇頁以下、同『税法学原論(第三版)』〔青林書院〕第三章一九三頁以下。

(19) 本書三一頁。

(20) 本書七八頁。

(21) 金子宏「租税法の体系——特に行政法との関係を念頭において——」『公法研究』三四号二五四頁。

(22) 金子・前掲論文二五五—二五六頁、同『租税法(第四版)』〔弘文堂〕二六頁。

(23) 本書二一四頁以下。

(24) 酒はたばこと並んで最も代表的かつ特殊な嗜好品であるため、各国で古くから特別な税負担が求められてきた。酒税は、戦前においては国税収入の第一位を占めていた時期もあったが、戦後は直接税収入が増加し、現在では、国税収入の約三〇％程度である。平成五年度当初予算の国税収入見込六四兆二、九〇二億円のうち、酒税は三・二％が予算計上されている。間接税収の中では、一〇・六％の消費税、三・五％の揮発油税につぐ税収が見込まれている。(大蔵省主税局調査課長編『図説・日本の税制(平成五年度版)』〔財経詳報社・一九九三年六月〕五三頁、一七〇頁、参照)。

(25) 本書三〇四頁以下。

(こやま・ひろかず) 租税法学・憲法学)

随想 1

構造的腐敗について思うこと

鷺見友好

(法政大学)

租税理論学会に参加している研究者は、三つの専門領域から租税問題の理論的解明を行い「総合租税科学」の確立を願っている人々である。ここに集まっている人々に共通しているのは、租税問題の理論的解明にあることは言うまでもないが、研究の基礎に社会的公正、日本国憲法の平和・基本的人権・人として生きる権利を守るために研究を生かそうとしている視点があることである。

こうした視点を持つ人達にとって、佐川・金丸問題はあきれる他はないが、この問題は、これまで問題の指摘はされてはいたが、明確な証拠を示すことが困難であった公共事業と政治家の蓄財と腐敗（官僚を含む）の関係を金庫から出てくる金のインゴットという形でだれにでもわかるように示してくれたという、一つの副産物をもたらしたといえる。

租税問題を扱っている者にとってこの問題で特に腹立たしいことは、①金丸本人が五億円を配ったと言っているにもかかわらず、修正申告をした議員が一人もいないこと②税務調査がされていないこ

と、②使途不明金なるものがまかり通っていることである。

小さな事業所得者には人権無視と言わざるをえない厳しい調査をしながら、本人が配ったと言っているのに調査をしないならば、中小の事業所得者は、法の下での平等を求めて、税務調査を拒否してもいいのではないだろうか。有力な政治家の申告所得とその資産、例えば豪邸との関係を税務署は調べ、脱税を摘発したことがあるのだろうか。

使途不明金ほど国民をバカにしたものはない。経理の専門職員を何人も置いている大企業で巨額の使途不明金などあるはずがない。これは「使途発表不能金」なのである。使途はわかっているが、税務当局には言えない金である。その実態は、一部役員の「私的な消費」などに当てられる場合もあるようだが、大部分は政治家への「献金」(賄賂)と言われている。勿論これは損金として認められることはないが、税金さえ払えば何に使おうと勝手だというものではない。この使途不明金が政治腐敗の元凶であることが、金丸問題を通じて明らかになったのであるから、使途不明金には、重加算税をかけるだけでは不十分のように思われる。重加算税の他に、企業の責任者(トップでなければ意味がない)に監督不行届きの責任をとらせ、株主に不利益を与えた(利益をもたらしたとすれば、それを立証しなければならぬ)として、なにがしかの刑罰を課すべきであろう。企業献金の禁止は当然のことであるが、使途不明金を現在のままにしておいたのでは、賄賂は依然としてなくならないであろう。どうすればいいのか企業会計の専門家の方々の意見を是非聞きたいものである。

話は別になるが、現在、私は、一九八二・三(昭和五七・五八)年度の人事院勧告凍結・値切りとそ

れに抗議する争議行為と、それに対する懲戒処分をめぐる裁判にかかわっている。凍結の最大の理由が「異常に危機的な財政事情」というものであるが、労働基本権の代償措置である人事院勧告を凍結するのであるから、政府は最大限の努力をする必要がある。政府が最大限の努力をすれば人勧完全実施に必要な財源(三、〇〇〇億円強)の捻出は可能ではなかったのではないかが争点になったのである。種々の方面から検討した結果、政府がその気になれば人勧の完全実施は可能であったことを証言した。財政論としては国の主張をほぼ完全に粉砕したと考えている。そこで明らかになったことは、政府は、財界の言うことを最大限に聞き入れ、そのつけを、国民に、とくにスト権を奪われてという意味で弱い公務員にしわ寄せしたということである。その点では、佐川から賄賂を受け取り便宜をはかり(ここには官僚が介在する)、ゼネコンに国民の税金をばらまき、その成功報酬として巨額の献金を受け取り、蓄財し、そのつけを、一般庶民にまわし、消費税の導入、さらに、税率の引き上げを図ろうとしている現在の腐敗した政治構造と同じであるということである。

昨年秋、この事件について二つの地裁の判決が出た。その一つは自衛隊違憲裁判での統治行為論と同じように財政の内容に全く踏み込まないで、門前ばらいのかたちで原告敗訴の判決を出した。その時の裁判長は、高裁の判事に出世した。言うまでもなく、この判決だけではなく、一貫してこの判決と同様の判決を出して来た結果であろう。もう一つの判決は財政の内容にも触れたもので、原告勝訴の判決を出した。こうした判決を出す場合にはよほどの覚悟が必要である。

二〇年ほど前に、私も証人としてかかわった長沼ナイキ裁判では、自衛隊違憲の判決が出された。

教科書裁判における杉本判决と同様に画期的判決であった。その時の福島裁判長は、エリートコースにある裁判長と言われていた。しかし、その判決以後はエリートコースからはずされ、最後は、地方の簡易裁判所の判事として定年となった。本当に立派な人である。裁判所も腐敗しているのである。検察は、社会正義と法にもとづいた捜査、告発をするのではなく、政治に「配慮」して手加減しており、腐敗の根源に手はつけない。検察も、いまなお腐敗している。

こうした状況の中で、租税問題を通じて、つねに腐敗を批判し続ける学会として、租税理論学会の発展を願うものである。

(すみ・ともよし||財政学)

随想 2

「改革」ばやり、七つの疑問

安藤 実

(静岡大学)

一九八〇年代に入ってから、第二臨調の「行政改革」、竹下内閣の「税制改革」、そして今日の「政治改革」といったぐあいに、「改革」がはやりとなつていきます。こうも「改革」が続きますと、一体どうなっているの、という疑問が出てきます。

「改革」が尽きないように、疑問の方も次々とわいてきます。ここではそれらの疑問のなかから、やや大きな疑問を七つにまとめてみました。

第一の疑問。これらの「改革」は、一連の「改革」として提起されているのかどうか。「改革」はいずれも制度にかかわっており、それらの制度はそれぞれ一定の期間、わが国において機能し、定着していたわけですから、一つの制度に手をつければ、他の制度にもさわらざるを得ないという性質のものかも知れません。そのような意味で、これらの「改革」の相互関連が問題になると思います。

第二の疑問。もしこれらの「改革」が一連のものである場合、一体なぜ、この順序で、すなわち

「行政」、「税制」、「政治制度」という順序で、「改革」が提起されたのか。この順序にどういう意味があるのか、そしてまたそこに何らかの必然性があるのか、という問題です。

第三の疑問。「改革」の提起者はいずれも時の政府なわけですが、権力を保持している側が「改革」を唱えざるを得ない事情は一体何か、という問題です。それはまた、これら政府を動かしている仕掛人は誰か、という問題でもあります。

第四の疑問。どの「改革」も、制度全般の「改革」を掲げて推進されています。しかし実際に「改革」されたことは何かを点検してみますと、全般的「改革」とはなっておらず、ある特定のことからの「改革」にとどまっているように思われます。いわば看板に偽りあり、というところですか。これは「改革」推進者の本来の意図を疑わせるものではないでしょうか。

第五の疑問。野党の多くが、これらの「改革」を容認する態度を示しているのはなぜかという問題です。「行政改革」や「政治改革」の場合は、共産党以外の野党は、むしろ賛成の側に回っております。消費税問題でも、当初反対していたのに、多くはその態度をつらぬくことはできませんでした。野党の多くが、政権党とのあいだに、重要な政治方針をめぐって対立しない、という状態にある、これは一体なぜなのでしょう。

第六の疑問。マスコミの報道姿勢が、ほとんど「改革」支持のムードを煽るものばかりというの問題です。新聞でいえば、論説、政治欄そして経済欄に、その傾向が強く出ております。テレビ番組の多くも同じです。これら「改革」の内容からいって、鋭い批判的扱いが必要なところなのに、ジャ

「ナリズム」の場において、それにふさわしい議論が展開されていない、という問題です。

第七の疑問。これら「改革」と財政とのかわりに関することです。もっともこれは単なる疑問ではなく、私の問題意識というべきことです。財政の観点からすれば、「行政改革」は経費配分の問題であり、「税制改革」は収入構成の問題であると思います。

これに対し今回の「政治改革」は、それ自体政治問題であって、以前の二つの「改革」とは性質がちがっております。もし財政と政治との関係を、手段と目的との関係としてとらえるとするなら、さきの「行政改革」と「税制改革」は、今回の「政治改革」に対し、まさに手段として位置づけることができます。

このように考えるとした場合、あらためて出てくる疑問が一つあります。それは「行政改革」と「税制改革」によって、もはや財政問題は解決済みなのかどうか、という問題です。

「政治改革」が目指しているのは、憲法九条の廃止Ⅱ国連をかくれみのに自衛隊の海外派兵Ⅱ「大國日本」の仕上げであるといわれます。この道は財政面では、重税の道とならざるを得ないと思われまふ。その意味では、財政問題はむしろこれから深刻化するのではないのでしょうか。とすれば、新たな「行政改革」、「税制改革」が持ち出され、果てしない「改革」の時代になるということでしょうか。

日本租税理論学会規約

〔一九八九・一二・九制定〕

第一章 総則

第一条 本会は、日本租税理論学会 (Japan Association of Science of Taxation) と称す。

第二条 本会の事務所は、東京都に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 本会は、租税民主主義の理念に立脚し、租税問題を関連諸科学の協力を得て総合的・科学的に研究することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、左の事業を行う。

- 一 研究者の連絡及び協力促進
- 二 研究会、講演会及び講習会の開催
- 三 機関誌その他図書の刊行
- 四 外国の学会との連絡及び協力
- 五 その他理事会において適当と認めたる事業

第三章 会員及び総会

第五条 本会は、租税問題の研究にたずさわる者によって組織される。

第六条 会員になろうとする者は、会員二人の推薦を得て理事会の承認を受けなければならない。

第七条 会員は、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

第八条 本会は、会員によって構成され、少なくとも毎年一回総会を開催する。

第四章 理事会等

第九条 本会の運営及び会務の執行のために、理事会を置く。

理事会は、理事長及び若干人の理事をもって構成する。

第十条 理事長は、理事会において互選する。

理事は、総会において互選する。

第十一条 理事長及び理事の任期は、三年とする。但し、再任を妨げない。

第十二条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

第十三条 本会に、事務局長を置く。

事務局長は、理事長が委嘱する。

第十四条 本会に、会計及び会務執行の状況を監査するため、若干人の監事を置く。

監事は、総会において互選し、任期は三年とする。但し、再任を妨げない。

第五章 会計

第十五条 本会の会計年度は、毎年一月一日に始まり、その年の十二月三十一日に終わるものとする。

第十六条 理事長は、毎会計年度の終了後遅滞なく決算報告書を作り、監事の監査を経て総会に提出して、その承認を得なければならない。

第六章 改正

第十七条 本規約を改正するには、総会出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

附則

第一条 本規約は、一九八九年十二月九日から施行する。

日本租税理論学会役員名簿〔*は事務局構成理事
。は名誉教授〕

理事長 小谷 義次(大阪市大)
事務局長 北野 弘久(日 大)

〔財政学〕 安藤 実(静岡大)
内山 昭(九州国際大)
坂本 忠次(岡山大)
藤岡 純一(高知大)
横尾 邦夫(国学院大)
新井 隆一(早 大)
吉良 実(阪南大)
北野 弘久(日 大)
三木 義一(静岡大)

〔税法〕

〔税務会計学〕 浦野 晴夫(立命館大)
*富岡 幸雄(中央大)
太田 一男(酪農学園大)
市川 深(東経大)
伊藤 悟(日 大)

池上 惇(京 大)
*小谷 義次(大阪市大)
鷺見 友好(法政大)
宮本 憲一(大阪市大)
石島 弘(岡山大)
*首藤 重幸(福井大)
中村 芳昭(日 大)
河谷 信雄(立命館大)
畑山 紀(札幌学院大)
土居 英二(静岡大)
小山 廣和(明治大)
岩波 一寛(中央大)
坂野 光俊(立命館大)
*谷山 治雄(税制経営研
究所)
山村 勝郎(金沢大)
石村 耕治(朝日大)
田中 治(大阪府立大)
福家 俊朗(名古屋大)
菅原 計(東洋大)
田中 浩(一橋大)
加藤 睦夫(立命館大)

事務局所在地 〒101 東京都千代田区三崎町二一三一

日本大学法学部一八〇四研究室内

日本租税理論学会

(郵便振替 東京一五四三五一 日本租税理論学会)

キャピタルゲイン課税<租税理論研究叢書3>

1993年12月5日 初版発行 定価3500円(本体価格3398円)

編者 日本租税理論学会

発行所 谷 沢 書 房

〒113 東京都文京区本駒込5-72-14

秋山ビル

電話(03) 3946-6681

FAX(03) 3946-6630

振替 東京 1-193671

印刷/小林印刷

3332-243501-4496

中国・民主への提言

四六判 三三四頁
定価 二二六九円

小林文男／久留島幹夫／橋本学／柴田巖著 一九八九年六月四日、天安門広場の群衆の民主化要求の声は封殺された。歴史のダイナミズムに冷静な分析を加えつつ真情を吐露する。

闇に育つ光

四六判 四七五頁
定価 三七〇〇円

伊藤成彦著 金大中氏拉致事件の真相究明に奔走するかたわら、光州事件、大韓航空機事件等、時々刻々変化する日韓情勢に、民衆の立場から行動し発言してきた著者の軌跡。

結婚が変わる

四六判 二九五頁
定価 二六〇〇円

いのうえせつこ著 “男の結婚難”の時代、結婚は、何が、どう変わったのだろうか。新しい女と男の“いい”関係を模索する著者のルポルタージュ第二弾。

主婦を魅する新宗教

四六判 三三九頁
定価 二七〇〇円

いのうえせつこ著 抜群の行動力に富む筆者が、足を使っての体当りパワー・ルポ。主婦の心をつかむ新宗教の魅力とは何か。信者たちの実像を通して、新宗教の核心に迫る。



定価3500円（本体3398円） 3332-243501-4496
